

令和 2 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 2 年 3 月 1 1 日

令和 2 年 3 月 1 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 2 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月11日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3月12日	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
3月13日	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
3月14日	土		休 会		
3月15日	日		休 会		
3月16日	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） ・議案審議 (議案第5号～ 議案第14号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例
3月17日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第15号～ 議案第21号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正 予算 ・当初 予算
3月18日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第22号～ 議案第65号) ・発議第1号 ・委員会報告 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算 ・一般 議案

提出議案等

(令和2年3月11日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第12号 水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第13号 西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第14号 西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第15号 令和元年度西原村一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第16号 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

- 議案第17号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第18号 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第20号 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 令和2年度西原村一般会計予算について
- 議案第22号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第23号 令和2年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和2年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第27号 指定管理者の指定について
- 議案第28号 指定管理者の指定について
- 議案第29号 村有財産の貸付について
- 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

- 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第41号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第42号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第43号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第44号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第45号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第46号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第47号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第48号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 議案第56号 工事請負契約の締結について

- 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 議案第65号 工事請負契約の締結について

(令和2年2月25日提出)

(一般質問)

1番 上野正博君

(令和2年2月26日提出)

(一般質問)

2番 掘田直孝君

(令和2年2月27日提出)

(一般質問)

3番 中西義信君

(令和2年3月18日提出)

(村長提出議案)

議案第66号 工事請負契約の締結について

(議員提出議案)

発議第1号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（3月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（施政方針・議案第5号～第65号）	5
日程第 5 休会の件について	15
散 会	15

第2号（3月16日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
（上野正博）	22
・ 草原再生について	
・ 日置村政について	
（堀田直孝）	33
・ 福祉タクシーについて	
・ 原野の環境保全について	
（中西義信）	39
・ 地方分権改革提案募集型について	
・ 放課後対策及び今後の社会体育活動への取り組みと方針は	
・ 村庁車の運用について	
日程第 2 議案第 5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条	

			例の整備に関する条例の制定について	5 0
日程第 3	議案第 6 号	西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	5 7	
日程第 4	議案第 7 号	西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	5 9	
日程第 5	議案第 8 号	西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 0	
日程第 6	議案第 9 号	西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 2	
日程第 7	議案第 1 0 号	西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 7	
日程第 8	議案第 1 1 号	西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	6 9	
日程第 9	議案第 1 2 号	水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	7 5	
日程第 1 0	議案第 1 3 号	西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定について	7 6	
日程第 1 1	議案第 1 4 号	西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定について	8 3	
散 会			8 5	

第 3 号 (3 月 1 7 日)

議事日程第 3 号			8 7
応招議員氏名			8 8
出席議員氏名			8 9
事務局職員出席者			8 9
説明のため出席した者の職氏名			9 0
開 議			9 1
日程第 1	議案第 1 5 号	令和元年度西原村一般会計補正予算 (第 8 号) について	9 1
日程第 2	議案第 1 6 号	令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	1 0 1

日程第 3	議案第 17 号	令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について	103
日程第 4	議案第 18 号	令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	106
日程第 5	議案第 19 号	令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	107
日程第 6	議案第 20 号	令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について	109
日程第 7	議案第 21 号	令和2年度西原村一般会計予算について	110
散 会			141

第4号（3月18日）

議事日程第4号			143
応招議員氏名			146
出席議員氏名			147
事務局職員出席者			147
説明のため出席した者の職氏名			148
開 議			149
日程第 1	村長提案理由説明（議案第66号）		149
日程第 2	議案第 22 号	令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算について	149
日程第 3	議案第 23 号	令和2年度西原村介護保険特別会計予算について	152
日程第 4	議案第 24 号	令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について	155
日程第 5	議案第 25 号	令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について	156
日程第 6	議案第 26 号	令和2年度西原村工業用水道事業会計予算について	158
日程第 7	議案第 27 号	指定管理者の指定について（※住民福祉課）	161
日程第 8	議案第 28 号	指定管理者の指定について（※企画商工課）	162
日程第 9	議案第 29 号	村有財産の貸付について	163
日程第 10	議案第 30 号	工事請負変更契約の締結について	165
日程第 11	議案第 31 号	工事請負変更契約の締結について	165

日程第12	議案第32号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第13	議案第33号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第14	議案第34号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第15	議案第35号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第16	議案第36号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第17	議案第37号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第18	議案第38号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第19	議案第39号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第20	議案第40号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第21	議案第41号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第22	議案第42号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第23	議案第43号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第24	議案第44号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第25	議案第45号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第26	議案第46号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第27	議案第47号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第28	議案第48号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第29	議案第49号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第30	議案第50号	工事請負変更契約の締結について	……	165
日程第31	議案第51号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第32	議案第52号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第33	議案第53号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第34	議案第54号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第35	議案第55号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第36	議案第56号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第37	議案第57号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第38	議案第58号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第39	議案第59号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第40	議案第60号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第41	議案第61号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第42	議案第62号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第43	議案第63号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第44	議案第64号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第45	議案第65号	工事請負契約の締結について	……	175
日程第46	議案第66号	工事請負契約の締結について	……	180
日程第47	発議第1号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について	……	182
日程第48		委員会報告について	……	183

日程第49	組合議会報告について	183
日程第50	委員会の閉会中の継続調査申出について	185
閉会		186
署名		187

第 1 号 (3 月 1 1 日)

令和2年第1回西原村議会定例会会議録

令和2年3月11日、令和2年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年3月11日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（施政方針、議案第5号～第65号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）改めまして、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和2年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日3月11日は、東日本大震災が発生して9年になります。本日、地震発生時刻午後2時46分に犠牲者に対し黙禱をささげ、一日も早い復興を願っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月4日に行われました議会運営委員会で本日11日より18日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日11日より18日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長より、令和2年1月17日に阿蘇熊本空港ホテルエミナースにおいて、阿蘇くまもと空港周辺四ヶ町村議会議員研修会が開催され、熊本国際空港株式会社、新原昇平代表取締役社長による熊本国際空港株式会社の旅客誘致について講演が行われました。

次に、2月14日、ホテル熊本テルサにおいて、熊本県町村議会議長会第70回定期総会が開催され、町村議員として15年以上在職者の表彰が行われ、私が全国町村議会議長会並びに熊本県町村議会議長会から表彰を受けました。

また、同日、熊本城ホールで衆議院予算委員会公聴会が開かれ、桂悦朗君、上野正博君、西口義充君、坂本隆文君、村上高志君が参加され、蒲島県知事ほか3名の意見陳述及び5名の予算委員会からのご質問がありました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

マスクを外してちょっとしゃべらせていただきます。

令和2年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご存じのとおり、現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が危惧されております。国内においても新型コロナウイルス感染症の患者が多発しており、県内においても現在6名の感染者が確認されております。県内での感染者が発生したことから、本村においては、2月25日、第1回新型インフルエンザ感染症対策庁内会議を開催し、全庁的に情報共有を図るとともに、感染拡大予防や今後の対応等の取組について確認をしております。村民の皆様方には、不要不急の外出を控えて冷静に対応していただくとともに、風邪や季節性インフルエンザが多い時期であることを踏まえ、手洗い、うがい、せきエチケット、人混みを避ける等の一般的な感染症予防対策を実施していただきますようお願いをしているところであります。

国においては、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を示しており、本村としては、この基本方針を踏まえ、国・県をはじめ各関係機関と緊密に連携しながら、村民の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。そして、本村からは一人の感染者も出さないよう完全防止に努めているところでございます。

さて、熊本地震から4年を迎えようとしております。本村におきましても、議員各位のご指導を仰ぎ、この間、復旧から復興に向け取り組んできているところであります。

仮設住宅団地の空き地の増加から、入居者の防犯と安全、孤立化の防止、共同組織の維持を目的として集約化を実施しております。2月末現在、入居者世帯も45戸となり、ピーク時と比較しますと入居率は14.4%となっております。住まいの再建なくして復興はないと申します。無理に退去を望むものではありませんが、全ての方が退去されたときに被災された方の復興と捉えております。宅地の再生事業については、本年度には全て完成させて自宅の再建に取り組むことができると確信しております。一日も早く宅地の再生を実現させ、今までの集落で元の生活ができるよう、そして今までよりも住環境が改善され、利便性が向上し、自助、共助の精神で生きがいのある集落を形成できればと思います。議員各位のご指導を切にお願いするものであります。

なお、令和2年度の当初に当たりまして、本年度は5つの基本姿勢で進めてまいります。

- 1、公共復旧事業の完成から復興へのかじ取り。
- 2、総合体育館の建設促進。

3、新型コロナウイルスの感染防止対策。

4、円高株安で経済不況が予測される中、我々の暮らしを守る。そして、維持すること。

5、農工商の震災からの完全自立の村づくり、でございます。

これは、村だけではできないこともあります、国・県と情報を共有しながら連携を密にして進めてまいります。

それでは、第1回定例会の開催に当たりまして、予算並びに条例その他議案について概要を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

令和元年度の一般会計補正予算につきましては、国の大型補正予算が編成され、本村におきましても積極的に予算要求し、内示をいただいております。学校教育施設の防災機能強化事業や情報通信ネットワーク環境整備事業への予算として要求をしております。

令和2年度の当初予算の概要について申し上げます。

令和2年度においても、第5次総合計画後期基本計画に沿って、各分野での取組を進めてまいります。特に、さきの第1回臨時会において継続費のご承認をいただきました総合体育館を含む事業についても、本村の熊本地震からの復興のあかしとして取り組んでまいる所存であります。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

本村一般会計の予算は、歳入歳出それぞれ前年度比4億9,000万円増の57億7,343万2,000円であります。主な歳入は、村税8億3,445万円、地方交付税19億4,000万円、国庫支出金8億9,200万円等であり、歳出につきましては、総務費16億5,629万円、民生費11億1,714万円、土木費6億7,429万円等々であります。その他工業用水道事業、特別会計4件ありますが、各会計の内容につきましては、提案理由と詳細を後日担当課よりご説明いたします。

いずれにいたしましても、令和2年度も繰越明許費を含め引き続き大きな事業量となります。一日も早い完全復旧と復興に向け、被災者の願いと議会、執行部三位一体で、被災したときの悲痛な思いの原点に返り、復興の夢の達成と、まずは生活の基盤である住まいの再建に向け、覚悟を持って邁進してまいりたいと強く思っているところであります。

議員各位におかれましても、今後ともさらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を一括して整理する必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明

いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係法律の整備に関する法律による関係法令の改正等により、西原村印鑑条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第7号、西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

国民健康保険における財政責任主体が都道府県に移行したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

風の里キャンプ場につきましては、平成31年4月に再オープンしておりますが、多くの方々の憩いの場や青少年育成の場として、寄与されているところでございます。

今回、昨年10月より消費税率の改定が施行され、また近隣施設の料金状況を考慮し、施設利用料金の一部見直しや利用体制の適正化を図り、指定管理者であります西原村商工会と協議を重ね、利用者のより一層の利便性や管理体制の利便性を配慮するために改正するものであります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村民の生活環境の保全上支障が生じないように、ごみステーションの補助額の割合を3割以内から10割以内へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成31年4月に道路構造令が一部改正され、自転車を安全かつ円滑に通行するために設ける帯状の車道の部分として自転車通行帯が新たに規定されております。これに伴い、本村でも同様の規定を設けるために、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

国民健康保険の高額療養費限度額適用認定証の制度が改正されており、高額療養費支払資金貸付基金の利用者がいないため、条例を廃止するものでござ

います。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第12号、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、設置目的が達成され不用となった水田農業確立特別基金を廃止するため、この条例案を提出するものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、6月議会定例会の一般質問でも答弁しましたとおり、人材育成等の予算については財源の許す範囲で予算立てを行っており、不用となった西原村ふるさと創生人材育成基金を廃止するために、この条例案を提出するものであります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、設置目的が達成され不用になった西原村中山間地域活性化推進基金を廃止するために、この条例案を提出するものであります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第15号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,536万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,198万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税1億6,104万5,000円の増額補正、村民税1億1,508万6,000円の増額、固定資産税4,039万6,000円の増額等でございます。

地方交付税1,647万2,000円の減額補正、特別交付税の減額でございます。

県支出金4,394万8,000円の減額補正、熊本地震復興基金交付金の減額等でございます。

それから、村債8,030万円の増額補正、学校教育施設等整備事業債及び宅地耐震化推進事業債等の増額等でございます。

歳出におきましては、総務費5,530万8,000円の増額補正、基金費9,995万2,000円等の増額補正でございます。

民生費4,588万8,000円の減額補正、教育費8,255万7,000円の増額補正、小中学校施設における屋外防災施設トイレ整備関係事業費及び情報通信ネットワーク環境施設整備工事による増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第16号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億173万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税306万4,000円の減額補正、県支出金570万2,000円の増額補正、繰入金843万5,000円の増額補正でございませう。

歳出につきましては、保険給付費470万円の増額補正、予備費935万2,000円の増額補正でございませう。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第17号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,950万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億128万2,000円と定めるものでございませう。

主な内容を申し上げますと、歳入で、保険料1,026万9,000円の増額補正、支払基金交付金1,581万5,000円の減額補正、県支出金780万9,000円の減額補正、繰入金621万円の減額補正でございませう。

歳出につきましては、保険給付費4,342万5,000円の減額補正、地域支援事業費236万7,000円の減額補正、予備費2,662万2,000円の増額補正でございませう。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第18号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,099万6,000円と定めるものでございませう。

主な内容を申し上げますと、歳入で、後期高齢者医療保険料471万1,000円の増額補正、諸収入4万円の減額補正であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金518万9,000円の増額補正、保健事業費40万1,000円の減額補正、予備費11万7,000円の減額補正でございませう。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第19号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,240万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億871

万1,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、繰入金1,759万8,000円の減額補正、村債2,000万円の減額補正。歳出におきましては、業務費2,850万3,000円及び災害復旧費2,043万1,000円の減額補正。予備費に1,653万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第20号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第3号）は、収益的収入支出は前回予算と変わらず2,005万7,000円と定めるものでございます。

主な支出として、営業費用の配水及び給水費5,000円の増額補正。予備費5,000円の減額補正となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第21号、令和2年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ57億7,343万2,000円と定め、一時借入金の借入れ最高額を20億円と定めるものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より7,214万2,000円増額の8億3,445万4,000円、地方譲与税4,051万5,000円、地方消費税交付金1億6,500万円。

地方交付税におきましては、普通交付税17億8,200万円、特別交付税1億5,800万円で、前年度より4,287万8,000円減の19億4,000万円。分担金及び負担金は、前年度より961万9,000円減の2,334万7,000円。

国庫支出金におきましては、民生費国庫負担金1,106万7,000円増、土木費国庫補助金1億1,288万8,000円増。

県支出金、衛生費県補助金1億3,873万5,000円減、農林水産業費県補助金8,051万8,000円減等により、2億4,491万4,000円減額の4億5,318万7,000円。

寄附金は1億5,000万円増の2億3,000円、繰入金につきましては、財政調整基金で1億7,000万円、災害復興基金9,900万円等で合計3億1,252万7,000円となっております。繰越金は1億円、諸収入は6,483万3,000円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債1億1,300万円、公共事業等債4億9,910万円、一般単独事業債3,780万円で、合計の6億4,990万円となっております。

歳出につきましてはご説明いたします。

議会費につきましては、6,889万4,000円、総務費につきましては、前年度より6億6,703万3,000円増額の16億5,629万7,000円、民生費につきましては、5,068万円増の11億1,714万4,000円、衛生費につきましては、123万円増の3億6,251万2,000円、農林水産業費につきましては、6,801万1,000円減の1億

8,762万4,000円、商工費は4,747万4,000円増の8,472万4,000円、土木費 3億5,206万8,000円減の6億7,429万5,000円、消防費につきましては、3,197万2,000円減の1億9,279万4,000円、教育費7,601万6,000円減の2億5,295万4,000円、災害復旧費602万1,000円減の1,412万5,000円、公債費2億7,116万6,000円増の11億5,801万円となっております。

令和2年度の予算は、前年度予算と比べまして4億9,800万円ほど増額予算となっております。令和2年度も引き続き熊本地震に対応するための財源確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第22号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億3,200万5,000円と定め、一時借入金の借入れ最高額を1億2,000万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億6,078万円、県支出金6億6,380万5,000円、繰入金7,006万9,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億4,461万4,000円、国民健康保険事業費納付金2億6,617万1,000円、保健事業費1,182万7,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第23号、令和2年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村介護保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,970万3,000円と定め、一時借入金の借入れ最高額を1,000万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億6,132万3,000円、国庫支出金1億6,913万1,000円、支払基金交付金1億8,928万4,000円、県支出金1億8,192万2,000円、繰入金1億1,176万4,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億8,220万円、地域支援事業費4,383万円などで、保険給付費は歳出予算の92.2%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第24号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,589万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料5,368万7,000円、繰入金1億1,031万5,000円などとなっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,320万7,000円

で、歳出予算の98.4%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第25号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,080万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給水収益5,700万1,000円、その他営業収益345万円、災害復旧企業債償還繰入金1,533万8,000円、繰越金1,500万円でございます。

歳出では、業務費3,492万1,000円、災害復旧費2,300万円、企業債償還金3,458万7,000円、予備費1,528万3,000円となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第26号、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和2年度西原村工業用水道事業会計予算を、収益的収入支出それぞれ1,843万5,000円と定めるものでございます。

収入につきましては、給水事業所8か所に対する給水収益1,094万8,000円、長期前受金戻入138万7,000円、契約水量に係る企業負担金608万2,000円でございます。

支出につきましては、営業費用1,203万8,000円、営業外費用70万円、予備費569万6,000円となっております。

資本的収入支出につきましては、支出を284万9,000円と定めるものでございます。

主な支出としまして、配水設備工事費284万9,000円となっております。なお、支出に不足する場合は、建設改良積立金259万円、当年度損益勘定留保資金25万9,000円より補填いたします。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第27号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村地域福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があります。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第28号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

平成18年4月1日から指定管理者としておりました西原村滝地区地域資源活用総合交流施設「糸舞季」が、令和2年3月31日で指定管理者の指定期間が終了いたしますので、本施設の管理につきまして指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては、公募によらず、現在指定管理者にしております滝交流館糸舞季管理運営組合に引き続き指定管理委託をお願い

いするものであります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第29号、村有財産の貸付についてご説明いたします。

熊本県が実施施工する大切畑ダム災害復旧工事において、土砂仮置き等を行うまとまった用地が必要であることから、熊本県より土地貸付けの協議依頼に基づき公有財産を貸し付けるものでございます。公有財産の貸付けについては、地方自治法第238条の6第2項の規定により、議会の議決を得る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きましては、議案第30号から議案第50号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第30号から議案第50号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括してご提案させていただきます。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）、議案第31号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）、議案第32号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当03）、議案第33号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当07）、議案第34号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）、議案第35号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）、議案第36号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）、議案第37号、小規模住宅地区等改良工事（下小森）、議案第38号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝③・谷頭①）、議案第39号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出④・秋田原①）、議案第40号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（TK-005）、議案第41号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（グリーン西原18）、議案第42号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）、議案第43号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（古閑02）、議案第44号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）、議案第45号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）、議案第46号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）、議案第47号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）、議案第48号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）、議案第49号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）、議案第50号、下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事、以上21件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第51号から議案第63号、工事請負契約の締結についてご

説明いたします。

議案第51号から議案第65号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括してご提案をさせていただきます。

議案第51号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）、議案第52号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）、議案第53号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当03）、議案第54号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当07）、議案第55号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）、議案第56号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）、議案第57号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）、議案第58号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）、議案第59号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（古閑02）、議案第60号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）、議案第61号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）、議案第62号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）、議案第63号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）、議案第64号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）、議案第65号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）、以上15件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案61件でございます。

議員各員におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わりたいと思います。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日から15日までの本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日12日から15日までの本議会を休会にすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時45分 散会

第 2 号 (3 月 1 6 日)

令和2年第1回西原村議会定例会会議録

令和2年3月16日、令和2年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年3月16日（月曜日） 議事日程第2号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定について |

日程第 1 1 議案第 1 4 号 西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

なお、議場内、特に傍聴の方々におかれましてのお願いです。

国内でもコロナウイルスが発生しております。議場内におきましてマスクの着用をお願いしているところでございますけれども、入り口に消毒液等が置いてありますので、退席のときにも消毒のほうをよろしくお願い申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月4日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受領番号1番、6番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

先般通告しておりました件について質問いたします。

草原再生について。

布田区は、高齢化により分収林の維持管理に大変苦勞されています。山林を皆伐して原野に戻す場合、伐採費用の補助金等の支援策はないかということでございます。

今年も防火線切りや山焼きの時期となりました。布田区は、2か所に分収林を持っております。問題のロクロの分収林は、約10haありまして、間伐面積が6.76haです。標高の高い原野の谷間に杉を植林しています。樹齡は約60年以上であり、全体的に育ちが悪く、約3割は雑木であります。木材の運搬を考えたら、価値観は0に等しく、それより大きなマイナスになると思います。この山林に浪費するだけは無駄かと思えます。集落も何とかして原野に戻したいようです。幸いにも保安林の指定を受けておりませんので、可能ではありますが、間伐補助金の交付をされていて、補助金返還は仕方がないとしても、山林の伐採費用が心配であります。

県知事は、草原再生推進計画を提唱されています。私も大いに賛同しております。そのように協力的な意味合いも含めて、皆伐費用支援策はないでしょうか。執行部にお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）草原再生についてというお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

森林の持つ多面的機能維持は、森林が国土の約7割を占める我が国の林業行政において重要な課題であります。また、阿蘇地域の草原について、その景観の美しさは当然のことながら、古来、採草放牧等に活用され、経済的な価値を有してまいりました。

今回の布田地区の森林伐採については、その草原維持、野焼きの継続のための労力の軽減を目的とされているということは十分理解をすることでありますので、適切な支援策はないか検討を行ったところであります。

なお、詳細につきましては、内容が詳しい担当課長の産業課長が答弁させていただきます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）おはようございます。

上野議員のお尋ねでございます。

我が国では、戦後造林されました人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要な課題となっております。

一方で、我が国の森林経営は、小規模、零細であることに加え、経営の基盤となります道路網の整備も十分ではなく、木材の生産から加工、流通まで高コストの構造となっております。

このような状況に鑑みまして、国では、平成28年に新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、本格的な利用期を迎えた森林資源を生かすために新たな木材需要の創出を図るとともに、国産材の安定供給体制の構築を図ることとしております。これを受け、さらに平成30年には林業成長産業化総合対策を創設いたしまして、木材の新たな需要拡大を図ると同時に、意欲ある担い手に対し、伐採・搬出から再造林までを総合的に支援するというような施策を講じていくことで林業経営の安定化を図ることとしております。

国の施策は、森林の持つ多面的機能の維持向上を目的の一つとしており、持続的な林業経営による森林の保全が国の林業施策の根幹であるということに鑑みましても、伐採のみに対する補助事業は想定されていないというようなのが状況でございます。

草原再生というところからの観点でお答えをいたします。

草原再生協議会というのが阿蘇地域にはございまして、この草原再生協議会では、阿蘇の草原を次世代に引き継いでいくために2010年から募金活動によりまして取り組まれてございまして、寄せられた募金は協議会員が行う草原再生事業に充てられております。

助成の内容は、繁殖あか牛導入に対する助成と、その他の助成というふう
に区分されておりまして、その他の助成といたしましては、1、草原維持管
理の継続、2、動植物の生息・生育する草原環境の再生、3、草原環境学習
の推進などが挙げられているところです。2、3に関しましては、今回の伐
採の案件とは無関係でありますので、1の草原維持管理の継続について該当
しないか調査検討を行ったところでございますが、その支援の内容は、野焼
き放棄地の草原再生を主な目的としております。具体的に申し上げますと、
未利用草地における採草促進のための利用普及活動、そして、もう一つが、
放牧再開のための雑木の除去等が挙げられており、今回の伐採の案件は該当
しないとの結論に至っておりますのでございます。

今回の布田地区の伐採は、火入れの継続のための負担軽減が目的であるこ
とは十分理解するところではございますけれども、森林施業として捉えます
と、収穫という区分に該当すると考えられ、収穫のみに対する補助を行うと
いうことは林業行政では想定されていないというふうにご考えたところでござ
います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）私も振興局に行って尋ねてみました。まさに今、課
長が言われたとおりであります。振興局に行って何とかこのような状況で
あるから営林署に買い取ってくれんかというふうなお話をしましたところ、
買取りはできないが伐採業者を探して紹介はできますというようなことでご
ざいました。この件につきまして、私たち布田の集落は本当に緊急事態であ
ります、もう高齢化して。今、課長のお話によると、草原再生協議会とい
うのは、放牧をするための草原の再生ということでありまして、分収林に関し
ては関係がないということでございますが、村にも草原再生協議会というの
があるわけですね。そこで、やはりもうこのような状況ですので、幅広い
議論をされて、新たに支援制度の条例化を考えてはいかがなものでしょうか、
お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えいたしますけれども、あくまでも草原再生とい
うことございまして、そのためだったらば補助金を出すと。あれはそういう
形でありますので、ただ単に伐採だけに補助金は、今のところ村のほうでも
厳しいということございまして、何らか手だてはないかなという思いもあ
りますけれども、それは今後、また県等にもちょっとお話をしながら、もし
もあるとすれば、望みは薄いかもしれませんが、そういったことを検
討するならばなというふうにご思っております。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）望みは薄いと言われましたけれども、まず村として
も県の振興局のほうにもお願いしてございました伐採業者を探していただけん

だろうか。なかなか手を挙げる人はいないと思いますが、業者を一応探していただいて、見積りを出さんことには、これは布田区で負担していけるのか、いけないのか分かりませんので、まず村としても業者を探していただきたいと思っております。

関連事項として、もう一点お伺いします。これは通告しておりませんので、分からないところは結構でございます。

大規模林道がありまして、医王寺の上のほうに橋がありますね。あの橋から上のオガワラのほうに行く、あの林道ですかね。オガワラの上には布田の分収林があります。そこに行く途中が、もう道路が非常に悪くて、うちの布田の山焼きのとき、軽トラックがまだ新車だったけれども、オイルパンを打ち破って泣く泣く修理せんといかんというようなこともございました。この道路を防火線切りや山焼き、ほかにもハイキングや山菜採りなどに一般の方々で使用されております。この道路の整備はできないでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）オガワラの林道の改修といいますか、補修ということでございます。

これは布田の総区長さんからもご相談がございまして、村のほうで農道等の補修に関する条例だったですか、条例名称はちょっと正確に覚えておりませんが、関連する条例がございまして、その中で、農道に対して舗装を行う場合、原材料を支給するというようなものがございます。これにつきましては、既に令和2年度当初予算で計上していきたいということで提案をさせていただいておりますので、その件につきましては、よろしくご審議をいただきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

○6番議員（上野正博君）それは、たしか私も令和2年度の当初予算を見たら、林道の原材料支給というところで100万円支給が出て予算が組んでありましたので、そこかなと思いつつ、ちょっと今お尋ねしたわけでございます。

次にいきます。

日置村政についてお伺いします。質問の順番を3番を最初に持っていきたいと思っておりますので、お伺いします。

本年9月に村長の任期となるが、出馬の意思は持つておられるのか。これまで3期務められましたが、大変な激動の期間でございました。就任当時は、かなりの地方債を抱え、僅かな基金しかなく厳しい財政状況でありましたが、2期目は何とか五分五分に持つてこられまして、財政再建に取り組んでこられました。待機児童の解消や宗教問題の解決、熊本地震からの素早い対応と復興に力を入れてこられております。総合体育館も建設を控えており、村民の期待は大きいものがあると思っておりますが、どうされるのか。出馬の意思はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）日置村政についてというお尋ねでございまして、3番目の本年9月の村長選挙は出馬の意思は持っておられるのかというのが先の質問ということで、お答えをさせていただきます。

今、上野議員から、1期、2期の事業について、やってきたことのお褒めの言葉をいただきまして恐縮をしております。ご存じのとおり、今年は4年に1回の村長選、議員の選挙の年でございます。残り半年となり、そろそろいろんなお話があつて、議員さんの中でも初寄り等で出馬表明をされた方もおられるというふうに伺っております。

私は、今から約11年半前、当時の多数の同僚議員、同級生、そして各種団体から推されまして、自分の微力で浅学非才を顧みず、村長の器でないことも承知の上、出馬をさせていただきました。私を知る親しい方からも、生活するに困らないし、今さら苦勞しなくてもという声も聞かされました。しかしながら、当時、村政を神頼みではなくみんなで盛り上げよう、村を発展させてくれ、財政を立て直してくれ、我々も全面に協力すると、熱い思いを託され、長い間、固辞続けておりましたが、頼まれたら断れない性格も重なりまして、出馬の承諾をさせていただきました。

結果、幸いなことに運よく当選することができました。この結果は、心を同じくしてくれた同志の議員さん、そして、何よりも自分の選挙のごとく闘ってくれた後援会の頑張りでもありました。それ以来、本日まで決して満足はしておりませんが、全力で村政に取り組んでまいりました。その間、いろんな出来事を体験、経験いたしました。12年間を少しだけ振り返ってみたいと思います。

1期目、今、議員が申されましたように、議員2期を務めたとはいえ、村長として認めてもらえる働きができるのか、村民の期待に応えられるのか、村長に押し上げてよかったと賛同していただけるか、行政未経験者の私にとって正直不安の中でのスタートでございました。世の中、アメリカの投資銀行のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻により、世界規模の金融危機が勃発していました。いわゆるリーマンショックであります。株価の大幅な下落、景気の後退等で、日本政府も景気策として経済対策臨時交付金やきめ細かな臨時交付金等を交付し、地方の安定のための措置を講じてきました。ピンチはチャンス、私には運がありました。その交付金を最大限に活用し、有利な交付税措置も利用して、こことばかりに老朽化している村内一円の道路舗装改修工事から始まり、生涯学習センター、山西小学校の給食室の建設、中学校の大規模改修、そのほかのソフト・ハード面の事業等を含め、1期目でありながら、3期間で最もインフラ整備ができた充実した4年間でありました。

ところが、順調に進んでいた1期目とは一変して、2期目は大変な4年間でありました。宗教法人宝珠会が本村に進出を企て、民有地の買収や公共育

成牧場跡地の買収問題等々、一部元職、現職議員も参画し、過去に類を見ない大きな事件となりました。まさしく反社会的なカルト集団で、村の存亡をかけた時期でもありました。しかし、当時、私が矢面に立つと言ったその言葉に賛同し、西原村を守る会が発足し、村民が立ち上がり、村全体で進出を阻止することに成功することができました。カルト集団、姿が見えるようで見えない危険な団体組織に正々堂々と正面から闘ったものだと、守る会共々良識ある村民の勇氣に感謝をするものでありました。

そして、宗教問題が落ち着く頃の2期目の最後の年の4月、未曾有の大災害をもたらした震度7の大地震が発生し、連動するように、時間雨量100ミリを超す集中豪雨や阿蘇山の爆発的な噴火など、自然の脅威を身をもって体験をさせられた2期目でありました。

3期目は、莫大な事業量と被災者の方々が元の生活ができるよう、地震からの復旧復興が何よりも先にしなくてはならない最大の事業でありました。被災者の自立再建で仮設住宅の入居者への対応、被災家屋の解体から廃棄物の処分、村道・農道の復旧工事、農業施設機械器具等の再建再生、そして、災害公営住宅の建設、宅地の再生事業など、全国各地から職員の力を借りて、計り知れない事業を職員一丸となって進めてまいりました。先の見えない復旧事業と生活再建を議員各位の協力とご指導を仰ぎ一步一步進めてまいりました。知事からも、奇跡の村、奇跡の集落と言われ、県下のトップランナーとまで評価をいただきました。今、思えば、よくぞここまで来たものだと感慨深い思いであります。

地震発生直後から、我が家の被害を顧みず出勤してくれた職員、24時間勤務で心身共に苦痛の連続で心を痛めた者もいました。公僕人として責務を果たしてくれた全ての職員に感謝を申し上げたいと思います。避難所を回って被災者の方々と共に涙を流し語り合ったことが、つい先日のように思います。避難所運営も慣れない中、それぞれの立場で苦勞して務めていただきました。当時は、村民全てがパニック状態であり、我々も何から手をつけていいか分からない状況でもありました。村長もやがて潰るるばいとささやかれたと後で聞きました。佐賀県の全ての市町から合計4,416名の応援をいただき、感謝しても感謝し切れない思いは今も変わらぬ思いであります。

宅地の再生事業、集落再生においては、担当職員と地域の方が数え切れないほど議論、検討を重ね、完全に納得していただき、その間の苦勞も多かったと思います。しかし、その苦勞が実を結び、現在の宅地再生事業につながっております。私は、必ず復旧復興する、いや、復興させます、一緒に頑張りましょうと、防災無線で何度も村民に呼びかけ放送をしてまいりました。私たちは必ず復興するという目標があり、達成感を味わうまでは、今ここにいる全ての職員、議員の皆さんとともに、私はこれほどやりがいを感じたことはありませんでした。復旧の完成ももう手の届くところまで来ています。

以前から一步先を行く施策をと申しておりましたが、公共の復旧事業が終わりに近づく中、創造的復興へかじを向けなければならない思いから、特定地区公園事業の体育館建設に着手させていただきます。議員全員の協力で予算のめどがつき、本日9時から、先ほど終わりましたけれども、入札を終え、落札業者が決定いたしましたので、今定例会の最終日に契約の承認を追加提案させていただくならばと考えております。

さて、お尋ねの進退伺いではありますが、決断は悩むものであります。再度出馬するのも村民の審判を受けなければなりません。辞めるには納得する大義名分を示さなければなりません。政治家は、出るときよりも引き際が難しいと言われております。仮に出馬して当選したという仮定の話ではありますが、完全復興を成し遂げるまで、防災公園の完成までというのも自分でやりかけた仕事であります。ただいまのところ、肩の手術後の経過も気になりますが、私はもともと幾つかの持病も持っており、健康面に不安も抱えております。もし許されるならば、4月末から5月にかけて申し込んでおりますけれども、再度人間ドックを受け健康面のチェックをしたいと考えています。その結果も判断材料として決断したいと考えています。まずは後援会とも相談し、決断の結果はいずれ報告したいと考えています。ご理解をいただきたいと思っております。

本日は、進退伺いということで質問をしていただき、私の現状を説明する機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。議員各位にも勝手なことでご心配をおかけして申し訳ございません。また、改選まで残り半年あります。まずは健康面を把握して決断したい。そして、できる限り早い時期に公表したいと思っております。申し訳ございませんが、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今、答弁がございましたが、再度お尋ねいたします。

もし村長が体力が万全であるならば、出馬してもいいというような気持ちはおありなのか、その辺のところを少しお聞きしたい。

続いて、質問が最初の質問と重複するかもしれませんが、これまで日置村政を振り返ってみられて、自己評価をどう捉えておられるのか。今、答弁でもありましたが、何%ぐらいの満足感を持っておられるのか、できればお聞きしたい。自分で採点するのは本当に言いにくいことかと思いますが、私としては高得点をあげてもいいのではないかと個人的には思っておりますが。

さて、震災復興も本年中にめどが立つそうでございます。これも被害集落の強い団結力とボランティアの方々のおかげであり、執行部の頑張りも忘れてはなりません。

村長が任期内に次の段階として復興後のやらなければいけないことは、どのような政策を重点に置いて進めていかれるのか、再度お伺いします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 3 番目が再度お尋ねでございます。

3 期目は、ご存じのとおり、毎日が命がけの日々で、一番やりがいを感じた 4 年間でありました。予算が必要とあれば、時には県、九地整との協議もさせておき、国と直接予算要求の交渉をして理解を得ることができました。地震発生当時の被災者の顔を思い浮かべて思うのは、必ず復興する、復興させてみせる、そして一番に復興するぞと、心に決めました。そのことは、私に与えられた宿命でもあり、使命感と誓って今日まで進めてまいりました。年間予算も 1 年分で通常年間予算の 3 年か 4 年分の予算であり、2 期目の宗教問題と合わせれば、私の 3 期間は、平穏な年度に置き換えるならば、4 期、いや、5 期分ほどの心労と仕事量であったのではないかと自分で思うところでもございます。

どの被災自治体よりも一日も早く被災者が元の生活ができるよう、生きがいを感じられるよう、100%は当たり前、それ以上の力を出し切らなければ、村民からは納得してもらえません。地震から復興して、新生西原村をよみがえらせたいと思っていたのも、うそ偽りのない信念でありました。今ここで辞めると言えば、6 か月を残し、あまりにも無責任と捉えがちでもございます。再度挑戦して、もし当選しても、体力的に大丈夫か不安でもあります。職務を続けるには、まずはその 4 年間で全うするには、体力と気力、そして精神力が求められます。続投して現在進めている事業を完成させるのか、ここで辞めて後進に道を譲るのか、答えは一つでございます。

ただ、創造的復興である地震からの完全復興、そして防災公園の建設も、私に与えられた責務として完成させたいと思うのも正直な気持ちでもございます。今現在も、多くの住民の方々から、あと 1 回頑張ってくれと出馬の要請を受けたことも数回ございます。しかし、先ほど申しましたように、まずは人間ドックを受けて、村にとって、私にとってもベストな判断を模索したいと考えております。ここでの結論は、申し訳ございませんけれども、控えさせていただきたい。5 月には記者発表ができるものと思いますので、よろしく願いいたします。どうか寛大なるご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、1 番目の質問でございます。自己評価をどう捉えるのか。震災復興後の次の段階としてどのような政策を重点に置いて進めるかというお尋ねでございます。

まずは、震災復興後の次の段階としてどのような政策を重点的に進めていられるかという質問からお答えをさせていただきます。

熊本地震からやがて 4 年を迎えようとしております。地震直後の対応から今日まで、紆余曲折はあったと思いますが、全力で進めてまいりました。上野議員におかれましても、布田地区の復旧工事、集落再生において、大変ご

苦労があったとお聞きをしております。その議員の努力が現在の布田地区の宅地再生事業につながっていると思います。感謝を申し上げます。

現在の村の状況としては、今年で公共事業の復旧工事を終えようとしております。しかし、自宅の再建と集落再生は、宅地の復旧が完成後になりますので、令和2年後期から本格的な着工となる見込みであります。併せて、復興のあかしとなる総合体育館、その他の公園整備も施工してまいります。共に事業費も莫大な事業であり、工期も全てが完成するには3年から4年を要すると思われまます。しかし、予算措置もめどがついておりますので、年月を重ねますが、粛々と復興に向けて進めてまいります。

また、平成28年以降、村が計画してきた事業計画は全て中断している状況でもあります。復興となるともう少し先になると思いますが、当面は中断している事業を再度着手するならばと考えています。令和2年度の当初予算に計上しております鳥子工業団地の調整池も、企業の増設もあり、着工するならばという考えで提案をさせていただいております。そのほかにも、以前から要望があった村道下新所下原線改良工事の用地測量委託や震災前に計画しておりました万徳新所線、役場堤下線など、施工業者の状況を見ながら財源の許す範囲で少しずつ進めてまいります。復興後の次の段階ではなく、復旧が終わろうとしている現段階は、以前から計画しておりました事業を進めるならばと思います。

復興にはもう少し時間を要しますが、総合的には、第5次西原村総合計画後期基本計画に示したとおり、「みんなに愛され、みんなが憧れるにしはらむら」を基本理念として、3つの将来像を掲げ、各政策分野別に取り組んでいけたらと思います。それと同時に、西原村復興計画と併せ、一步先を行く施策で西原村づくりを推進できたらと思います。総合計画につきましては、それぞれ担当課が計画した案件が多ございます。実行に向け全課ワンチームで結果の報告ができるよう事業の展開に努めてまいります。今後とも上野議員にはご指導と叱咤激励をよろしくお願いいたします。

次に、村政について自己評価ということですが、自分で自分を評価するのは大変難しいものであります。ただ3期だけを見るならば、自分の力の限り務めさせていただきました。その中で、地震があったけど日置村長でよかったと、もったいない言葉も上野議員の地元からお聞きをいたしました。それが被災者から頂いた評価であり、もしよかったら上野議員から点数でもつけていただければ、それを自己評価とさせていただきます。ちなみに、平成24年第1回定例会の一般質問での進退伺いでは、質問された議員さんから1期目85点という高い評価をいただきました。平成28年の定例会でも、2期目はさらに上がっているという評価もいただきました。2回とも議員さんから評価をいただいております。本当にありがたい評価をいただいたものというふうに思っております。

そういったことで、自分のことを自分で評価するというのもなかなか難しいものがございますので、上野議員さんから評価をしていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）分かりました。5月まで待つことにいたします。

次に、村の人口減少が課題であるため、移住定住促進課の新設はできないかということでございまして、一部の自治体を除いては人口減少傾向であり、私たち団塊の世代としましては次世代が大変心配であります。村長もこれまで少子化対策として待機児童の解消や学童への手厚い支援制度をやってこられました。しかし、出生率の向上は厳しく、震災以前のような移住・定住者に期待しなければなりません。村長は、復興後は空き地バンクの登録を行うと言われ、今まさにすばらしい住宅環境整備が出来上がりつつあります。企画商工課で幾つかの業務を兼務でやることではなく、商工課も体育館建設にも取り組まなければなりません。

職員を増やしてでも少子化対策と移住定住促進課の専門の課をつくる必要があるのではないのでしょうか。検討されてはいかがでしょう。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

いろいろご提案をさせていただきまして、ありがとうございます。

現在、移住・定住につきましては、企画商工課で行っております。人口の増加が進んでいた本村も、今回の地震によりまして人口が減少し、活力の低下が懸念されます。地域の活力を高めるためには、定住人口だけでなく、交流人口も増やすことも必要と思っております。

今までの経緯を申しますと、本村の人口につきましては、昭和35年に合併して以降、昭和58年まで23年間毎年人口減少が続きましたが、昭和59年から増加に転じ、特に昭和62年の第二空港線が全線開通したことにより、熊本市までの時間が大幅に短縮された効果や、本村が有する豊かな自然環境も大きな魅力の一つとなり、熊本市のベッドタウンとして、転入者を中心に人口が増加しておりました。しかし、熊本地震により、当時7,049人だった人口が減少し、それから少しずつではありますが戻りつつあります。現在、2月末で6,766人、震災前と比較すると283人の減となっております。今後、少子高齢化が進む中、人口増の対策となれば、村外からの転入者の受入れと併せ、ふるさとを離れた若者を呼び戻す対策もしなければ、人口増にはつながらないと考えます。

本村は、交通アクセスの条件などから生活環境は熊本市に近く、自然環境にも恵まれ、県内でも優れた立地条件にあると思います。以前申しましたが、西原村に住みたい3つの条件としまして、中学3年生までの医療費の無料化、そして企業さんから要望があった光ブロードバンドも村内全域をカバーする

ことができました。それに、現在は総合体育館を含む運動公園事業を進めており、健康づくりの拠点として、運動施設の拡充、ウォーキングの設置や要望が多かった公園整備など、全てが完成すれば、国が進める小さな拠点づくりができ、村の中心として機能を果たすものと思います。

また、今申されましたように、空き地バンクにつきましては、村内にある空き地の売却をお考えの方から、村へ情報提供をしていただき、物件を登録してホームページ等で公開し、村外から移住・定住を希望される方へ情報を提供する制度であります。空き地につきましては、本村の区域内にある土地で、現に住居の用に供する建物がなく、住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地であって、売却可能な物件としております。村内の空き地の有効活用を通して、定住の促進を推進し、地域の活性化を図ることを目的としております。

そして、本年度、熊本地震により減少した人口の増加や観光客の誘致促進を図るために、村のキャッチフレーズ「水と緑とひかりの村」を題材に、今現在、プロモーション動画の作成を行っております。内容につきましては、西原村の紹介をまとめたもので、村の魅力、特性が伝わり、移住・定住及び観光の面にも活用できる内容で作成を進めております。また、日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、タイ語版の5か国語で作成を予定しております。完成後は、移住情報提供サイト全国移住ナビやユーチューブ及びホームページ等に掲載し、国内外を問わず、広く西原村をPRすることとしております。

移住・定住にも様々な形があり、Uターン、Iターン、Jターン、孫ターンなどがあり、本村においてもいろんな形で移住・定住されている方もおられます。孫ターンでは、孫が祖父母のところで農業を行いながら定住しているケースや、祖父母のいる西原村で就職したケースなどもあっております。このことは、西原村に住みたい、西原村に帰ってきたいという要因であると考えます。

今後も、PR動画や空き地バンク等で阿蘇地域振興デザインセンターや熊本連携中枢都市圏も実施している移住定住支援事業等でも活用しながら推進していきたいと思っております。

移住定住促進課の新設はできないかということでもありますけれども、来年度、新年2年度は、企画商工課の人員も増加し、移住・定住促進も併せ、総合体育館あるいはふるさと納税等の事業もかなり多ございますので、人員を多くしたいというふうに思っております。そういうことで、今のところは別に課の設置ではなく、現行の企画商工課体制を考慮しながら行っていくなればというふうに思っております。まだまだ復旧復興事業に多くの職員を必要とします。令和3年度になれば、復旧事業が減少し、職員にも余裕ができると思っております。将来的には、移住・定住に力を注ぎ、まずは減少した人口を震災前に戻すならばというふうに考えております。

それとあわせまして、つい先日あるものを見ておりましたら、3人目の子どもさんが生まれたところには、出産祝い金をそれなりの金額を出すならばなど、そして子ども医療費を高校生まで広げていくならばなどというふうな思いもございます。そして、いつか村上議員がお尋ねであったと思いますけれども、中学生の見識を広げるため、いろんなことを経験するために海外研修等に子どもたちを派遣することも、村が少子化対策に行う一つの事業としていいんじゃないかなというふうにも思っております。これは、今、震災関係でかなりの事業費がございますので、それをめどに今後検討するならばなどというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回使いましたけれども、まとめますか。

○6番議員（上野正博君）じゃ、まとめます。

今すぐ移住定住促進課の新設はできないということでございました。また、今の村長の説明の中に、村の構想というのが、大変すばらしい構想を持っておられるなど感心いたしました。まさに本村は今新しく生まれ変わろうとしております。次の1期が一番大事ではないでしょうか。すばらしい村づくりを目指して頑張っていたいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時52分）

（午前11時05分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

それでは、令和2年第1回西原村議会定例会一般質問通告書に従い、福祉タクシーについてと原野の環境保全について、2問質問させていただきます。

まず、第1問目、福祉タクシーについてであります。

本村では、西原村福祉タクシー料金助成事業要綱により、高齢者及び障害者がタクシーに乗車した場合に、乗車料金の一部を助成することにより、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的として、多分平成22年から、実施されてきたと思います。

この事業は、ほかの市町村よりいち早く取り組まれた事業であり、当時、村長が率先的に取り組まれた画期的な事業であったと記憶しております。対象は、身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、西原村重度心身障がい者医療費の助成を受けている者、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、自家用車による移動ができる者は対象外とした75歳以上の高齢者、村長が特に必要と認める者となっ

ております。この6項目に対して現在申請の人数はどうなっているかということですが、この件につきましては担当課長の分かる範囲でよろしいと思います。

また、私のところに住民の方から寄せられた意見が2件あります。

まず、福祉タクシーの助成額は、1回500円券が当初は年間48枚の支給が現在は増額され60枚になりましたが、1回の乗車につきタクシー料金が1,000円未満の場合は500円、1,000円以上の場合は1,000円までしか使えません。例えば、村内の中心地の役場、農協、医療機関に行く場合、河原の下あげ地区からは料金が2,000円を超えるところと近くの下小森など近辺から1,000円未満の地区に比べると、遠方の利用者はすぐにタクシー券がなくなり、非常に不公平感を感じるということでした。

隣の天津町では、高齢者福祉事業として、外出支援サービスが行われております。このサービスは、本村と対象者、サービスの内容は多少異なりますが、町内契約タクシーにより、対象者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関、公共機関等の間を送迎する際の料金を助成していますが、助成は各地区により料金が異なります。例えば、行政区が天津町の内牧の場合、距離が9km、タクシー料金2,200円、助成金額は1,700円、森の場合は、距離が4.1km、タクシー料金1,100円、助成金が800円と、距離により助成金額が決められており、不公平感がありません。本村においては、このような距離による公平感のある助成ができないものかと、1つはお尋ねします。

2つ目に寄せられたご意見は、重度の身体障がい者のおられる家族の方からでした。本村の福祉タクシー券は、村内タクシーのみの利用で、身体障がい者の車椅子、ストレッチャーは利用できない。今は自分たちで送迎しているが、高齢化に伴い、もし自家用車の運転ができなくなったときに非常に不安を感じているが、どうかならないものかとのことでした。

確かに身体の不自由な方が外出、移動される際に利用できるタクシーサービスは、一般的に介護保険を使用して利用できる介護保険介護タクシーと身体障がい者の方が外出時に移動をサポートするための福祉車両について、車椅子のまま乗車できるリフトつきタクシーなどがあります。本村でもこのようなサービスができないものかと、今回の質問に至ったわけですが、何と今回の定例会、令和2年度一般会計予算の民生費の扶助費に介護タクシー助成事業として新規に30万円の予算が計上されており、やっぱり役場のほうにもこのような意見が寄せられ、村長自ら率先して福祉サービスに取り組まれるものと安堵いたしました。

そこで、この介護助成事業の助成はどのような形で事業を遂行されるのか。例えば、現物給付で行うのか、現金給付で行うのか等をお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）福祉タクシーについてということでございます。お答えをさせていただきます。

特に高齢者、交通弱者についてということと障がい者の移動についてということでございますけれども、障がい者の方の移動におきましては、特に肢体不自由障がい者にとっては、普通のタクシーの利用が困難でございます。また、家族の中には、元気なうちは送迎ができるが将来は不安を抱えている方もおられ、村として、今後、障がいを持つ交通弱者の対応についてはというお尋ねでございますが、現在、本村では、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的に、福祉タクシーと呼んでおりますけれども、タクシー料金の助成事業を行っております。ご存じのとおり、利用条件といたしましては、75歳以上で車の運転のできない方を対象に、1枚500円券を最大で60枚発行しております。また、前回の議会でも答弁しておりましたが、今議員からのお尋ねにもありましたけれども、令和2年度より、1回の乗車料金の助成額の上限を1,000円から1,500円に改正するとともに、今問題となっております運転免許を自主返納された方には、1年間限りではありますが、20枚の追加の支援をさせていただきたいというふうに思っております。

障がい者の移動につきましては、特に肢体不自由な障がい者の中に普通のタクシーの利用が困難な方がおられることも存じております。堀田議員が言われるとおり、障がい者を持つ家族の中には、元気なうちは送迎ができますが、自分が年老いて送迎できなくなった場合どうなるか、不安を抱えている方もいらっしゃると思います。

障がい者の方々等への支援対策といたしましては、普通タクシー利用が困難の方へ対しまして、普通タクシー利用者と同じように福祉タクシー、介護タクシーを利用される方につきましても助成をいたします。助成額は普通タクシー利用者と同様ではありますが、年間3万円、1回助成額を1,500円とさせていただきます。ただし、福祉タクシー、介護タクシー利用者の方におかれましては、両業者が村外の業者となりますので、まずは全額をお支払いいただき、その後申請により助成額を償還払いさせていただきたいというふうに考えております。

今後も、高齢者等の交通弱者の方々の対応につきましては、いろんなことを検討させていただきたいと思います。

それから、この質問要旨にはございませんでしたけれども、公平感ということでございます。あくまでもこれはタクシーに乗った場合の助成事業ということでございますが、申されますように、例えば役場を中心地として、遠くから来る方はタクシー料金が高くなるということで、不公平感ではないかというお尋ねであると思っておりますけれども、その件につきましても、多分そう言われれば不公平感があるかも分からない。

ただ、タクシー料金の助成制度でありますよということであれば、それで

通るかもしれないけれども、一般の75歳以上の方、そのこともまた今後こちらのほうでも検討をさせていただかねばなというふうに思います。果たしてできるかできないか。同じ税金を使って、一方のほうには多くやる、一方のほうには少なくやるということが可能かどうか、そこら辺も含めて、担当課のほうで検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）先ほどの堀田議員のご質問ですが、まず身体障がい者1級・2級で交付を受けている方は3名でございます。2番の療育手帳交付を受けている方が3名、西原村重度障がい者医療につきましては、これは75歳以上、身体障がいダブっておりますので、その方ということでは0名です。4番目の精神障がい者保健手帳交付を受けた方が1名、75歳以上の高齢者が367名ということで、今のところ、今年度の2月末現在、転出、生存を入れたお持ちの方が374名ということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）まずは、最初に寄せられた意見については、今後検討していただくということで。ぜひ、近隣町村を調べると、やっぱり距離により、ましてや村内中心というよりも病院、医療機関には大津町とか熊本市東部、かなりの料金が必要になるということですので、枚数の検討もされておりますし、前向きに考えられておるということで、その辺りも安心いたしました。

また、福祉タクシーですけれども、調べてみますと県内の熊本県福祉タクシー協会には30社の加盟があり、隣でいえば大津町にもありますし、熊本市東部周辺にも何件も事業者がありますので、今後、やっぱり身体の不自由な方でも、外出は大変と諦めるより、病院への通院はもとより、時には買物、時にはスポーツ観戦に、外食にと自由に移動ができる、生きがいの持てる福祉に優しい西原村の施策をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2点目に移りますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。

続きまして、2番目の質問、原野の環境保全についてであります。

西原村を紹介するときに、熊本市から東へ約20km、阿蘇外輪山の西麓に位置し、原野と森林が多い、緑豊かな村であると紹介される自然豊かな村であります。西原村のシンボルであります俵山をはじめとする広大な原野も、四季折々の色を織りなし、麓から見れば非常に心和む風景であります。

しかし、先ほど上野議員の質問でもありましたが、いざ山に登ると、作業道、取付け道路、4WDの軽トラック、先ほど言われましたが、軽トラックでも通れないくらいの凸凹道です。この原因は、自然になったものではなく、心ない改造オフロード車がわざと悪路にする人的に行う自然破壊が行われております。

十数年前には、このような悪質オフロード車の侵入に対しての対策として、監視員を委託し、侵入車への注意喚起を行った結果、一時期は悪質な侵入車が減少していたかと思われておりましたが、ここ近年、またオフロード車による侵入が目立っております。このままだと、オフロードバイクがつけるわだち、大雨時による山腹の崩壊、山林作業へ出入りはもちろん、もしもの山林火災などの消火活動にも支障を来しますが、村として現状の把握と対策は行われているのか伺いたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）オフロード車の原野の侵入に対する原野の環境保全対策についてということでございますけれども、この点につきましては、担当課長のほうが詳しいようでございますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）お答えをいたします。

原野へのオフロード車等の立入りは、草地の荒廃、草地を利用する農家の通行上の安全確保といった観点からも、以前からしばしば問題となっており、令和元年8月、昨年8月でございますが、行いました西原村草原再生協議会の中でも、各牧野代表からこの問題が提起されております。近年、オフロード車等による牧野への立入りが目立ってきており、対策を望む意見が複数出されましたことを受け、令和元年第4回定例会におきまして、立入りを禁止する看板を作成する予算の承認をいただき、既に各牧野に看板の配布、設置が完了したところでございます。

また、ご質問にあります監視員につきましては、資料等が残存しておりませんので、詳細は不明でございますけれども、平成17年頃まで、その設置が行われていたというふうに調査をいたしております。ただ、ご本人のご病気が原因で活動を休止されていたそうであります。本年2月に入りまして、再度活動を再開したいという旨の申入れがございましたので、関係牧野代表等の意見を伺いながら、その可否を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

原野への立入りを完全に遮断するという事は物理的に不可能であり、規制には限界がありますが、可能な手段については積極的に採用し、各牧野組合と緊密に連携しながら原野環境保護のための取組を継続していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時24分）

（午前11時30分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

2回目、堀田議員、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）現在、この自然環境を守るために西原村公有林自然環境保護条例はあります。しかしながら、ただあるというだけでありまして、できれば、これに罰則規定等を入れた、ちょっと強制的な条例の策定はできないか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）強制力を持った。

○1番議員（堀田直孝君）強制力を持った。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）お答えいたします。

保護条例がございますが、まず、その前に、不法侵入というような言葉がよくございます。不法侵入という法律用語はないということを私も今回のご質問で初めて知ったわけなんです、該当するのが住居侵入罪ということになります。これは刑法のほうで定められておりまして、住宅あるいは看守する邸宅、建造物というようなものに不法に侵入した者が住居侵入罪に問われるというような内容であります。

この住居等に該当しない原野等の場合はどうなるかということで、いろいろ調べたわけがございますけれども、当然、例えば田畑等に侵入することも、この法律には該当しないということだそうです。

ただ、田畑に入って田畑を荒らしてしまうといった場合には、器物破損罪等が成立するというような法律的な、あと先ほど看板を設置したというお話をしましたけれども、これも立入禁止の表示に反する者についてのみ、軽犯罪法違反の疑いがあるというような判例があるようでございますので、そのことを鑑みましての看板設置というような手順でいったわけであります。

そういった上位法等がございますので、その辺のことも検討しながら、保護条例のほうに罰則規定が設けられるかどうか検討した上で、行えるようであれば実施していきたいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）まとめます。

私も、以前この担当をしておったわけですが、なかなかたちごっこということになります。鎖をかけて南京錠をかけても、強力な番線切りでまた切っけて入ってくる。一回いたオフロード車に注意喚起をしたら、もう番線切りの大きいやつをもう常時、常備しているという状況で、悪路も、スコップを積んでいて、わざと掘って、自分たちでは楽しむ。やはりマニアの間では、SNS等で、例えば自分たちの中では、オフロード車に最適な道路と。逆に、こっちにとっては悪い、本人たちにとってはいい意味のこういうツイートが広がっているということで、中には良心的な方もおられます。

ということで、こういう4WDの専門店に向かいまして、皆さんが、楽し

まれる、例えば河川の河原とか、そういうところで楽しまれるものは全然問題ないんですが、西原村の原野においては、先ほど言った理由で、自然の崩壊、災害、防災活動に支障を来しますということで、侵入はできませんというようなチラシを持っていったこともございます。ですので、やはりそういうところの努力もお願いして、私の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時36分）

（午前11時37分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（4番議員 中西義信君 登壇 質問）

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。先日、通告いたしました内容に沿って質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、1番目、地方分権改革提案募集型についてと書いておりますが、大変申し訳ありません、募集方式でございました。私のミスです、申し訳ありません。

では、いきます。

内閣府が推し進めている地方分権改革の提案募集方式についての本村の取組を問う。

私は、一昨年からの予算化が始まっております個人の議員研修の機会を頂きまして、昨年も、滋賀県の全国市町村国際文化研究所での研修に参加してきました。第1番目の質問の件を今回初めて知りまして、本村でも利活用できないかと思って質問に至りました。

質問するに当たって、皆さんに、知っておられたのか等も含めて、これまでの経緯や取組事例、成功した事例案件等をパンフレット等を配付して、ご理解をいただこうと思っておりましたが、今回の新型コロナウイルス等の発生もありまして、また学校の休み等もありまして、ちょっと短縮型でいきたいと思っています。

この提案方式は、平成26年から運用が開始された比較的新しい取組です。恥ずかしながら、私も平成20年から議員として参加しておりますけれども、記憶にありませんでした。これまでは、国の厚い壁にはじき飛ばされていいですか、法の弊害に多々悩まされてこられたと思います。この提案型募集方式は、住民と行政でじっくり煮詰めてが大前提ですけれども、その提案案件を担当所管の省庁に出すのではなく、内閣府地方分権改革推進室に提案し、そこで審議をしてもらい、内閣府が各府省に検討を要請し、回答を求めるシステムです。提案募集で多い順にいきますと、医療、福祉、農業、農地等の

順でなされています。平成30年は、80%ぐらいの率で通っていると伺っております。今朝ほど皆さんにお配りしたA3のパンフが、その概要であります。

これまでの本村の取組を伺います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）地方分権改革・提案募集方式についてということでお尋ねでございますので、これについてお答えをさせていただきます。

中西議員の質問にお答えする前に、地方分権改革のこれまでの経緯について若干説明をさせていただきます。

地方分権改革は、国が主導する形で国と地方の役割分担の見直しを中心に地方分権改革が進められてきました。

第1次地方分権改革として、平成7年に地方分権推進法、平成11年に地方分権一括法が成立し、この改革により国と地方の関係が上下・主従関係から対等・協力の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などを実施し、地方分権型行政システムが構築されました。

第2次地方分権改革として、平成18年に地方分権改革推進法の成立や地方分権改革の一括法の成立等により、国の地方に対する義務づけ、枠づけの見直しによる規制緩和が行われました。

平成26年5月に第4次地方分権改革の一括法が成立した以降、国の地方分権改革推進委員会からの勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の発意と多様性を重視し、個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募集する提案募集方式が導入されております。

以下、内容につきましては、総務課長よりご説明をいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）中西議員のご質問の提案募集に対します本村の取組についてお答えいたします。

平成26年度、本制度が導入されて以降でございますが、提案募集方式を活用いたしました個別提案の実績は、本村としては特にはございません。

ただ、内閣府が各自治体等からの提案の対応方針を決定する手続の過程におきまして実施いたします、地方六団体の一つでございます全国町村会からの各自治体からの提案事項に対します関係府省からの第1次回答内容等への意見照会時に、本村としての意見を回答しておるところでございます。具体的には、全国町村会からの意見照会時に、庁内全課への提案内容及び提案事案への国の府省からの回答意見内容の周知を行いまして、本村の意見等を回答しておるところでございます。

本制度での国へ提案できる対象というのが限定されておまして、1つ目が地方公共団体への事務権限の移譲2つ目が地方に対する規制緩和と限定されているところでございます。提案に際しましては、内閣府への事前相談と

ということが義務づけられておりまして、具体的な地域の課題であったり、支障事例を把握して提案する必要がございます。

また、提案した事案が全て実現することではなくて、地方側の意見の相違や地方分権の視点だけでは実現が困難であったことから、実現に至らなかった事案もある状況でございます。

本村におきましても、本制度以外の取組といたしまして、国・県への予算、施策等に関して、個別及び県町村会等を通じた要望等を行ってきております。

当然ながら、地方分権改革につきましても、地域が自らの発想によりまして、問題解決を図る基盤となるものと理解しております。人口減少、少子高齢化が進む中、現在の課題や将来想定される課題に対応していくために必要であると認識しております。

今後、この権限移譲、地方に対します規制緩和につきましても、本村の各種事業を推進する上で、必要に応じ、本制度を活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）村独自としてはないと、今伺いました。

今現在は、復興の大仕事とともに、コロナウイルス等の問題も発生しておりますので、いろいろ言う時期ではないと思っておりますけれども、成功事例もございますので、落ち着けば、ぼちぼちやってみる価値はあると思っております。

私は、研修時にすぐ浮かびましたのが、ずっと長年の懸案になっております河原小学校の複式解消の件です。瞬時に浮かびましたのが、即時、教育長に休憩時間に電話いたしまして、2クラスになる限界は何人ですかとお伺いしましたところ、17名とおっしゃられました。では、それを16名で申し込むというような形はできないのですかというのを研修の講師の方にお伺いしましたが、講師の方がおっしゃるには、今ここで私が言えるあれではありませんと。地元でしっかり取り組んで出してこられたことに対しては、我々は取り組みます。今ここでああしろ、こうしろ、それはいいですよ、あれはできませんという話で。ただ、私自身は、それをまずすぐ思いました、何とかできないものであろうかと。そういったところから、今回の質問にも入っております。

成功事例として、幾つか本日も持ってきておりますけれども、時間のこともありますからやめますけれども、多々あることも事実です。全てが通ると思って、ここに来ているわけではありません。それもちょうと研修時に伺いました。

ただ、先日の農業委員会の会合において、私も最適化推進委員になっておりますので、参加したときに、農業委員会の委員長さんが狩猟の免許を取られたそうですけれども、手続の煩雑さをとても言われました。

また、今日おられる南利課長が、国からの農業をするに当たっての補助金

の在り方についても、とても疑問を持っておられました。そういったことを幾つか出せば、多々あるのではないかと考えています。そういった議論、検討する場所をまずはやってみるのが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ご指摘の従来から国のほうで決められた基準等々につきまして、やはり地域住民の目線で考えれば、なかなか制度的に実態に合わないというものは多々あるかと理解しているところでございます。

今回の制度、提案方式につきましては、そういったものを補完する意味でも今後活用していきたいと。具体的には、毎年これは国を通して県を通して各自治体のほうに提案の募集等の周知が上がってまいりますので、各課のほうに照会をかけまして、上げるべきものは上げていきたいと考えております。

ただ、現状、規制緩和とかいう部分で、なかなか1年で片づくものはないというのはご理解いただいていると思いますが、継続的に取り組んでいければというところで考えます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○4番議員（中西義信君）では、3回目になりますが、こういった場所で介護の話が出る問題もありますけれども、なかなか出しにくいところもあります。職員同士でも小さなグループ等をつくってやってみると、多々出ることがあるということをまず理解していただきたいことと、現実に合志市が行っております。内閣府分権改革推進室を講師に招いて、勉強会をされておられます。また、推進室のほうも、いつでもどこでも伺いますので、ぜひ呼んでくださいと、最後の締め言葉はそういう言葉でした。できれば議会も一緒になって、そのことに取り組んでいければ、知恵を出し合っていければと思って、この件に関しては終わります。

じゃ、2つ目の質問に入ります。

放課後対策及び今後の社会体育活動への取組と方針は。

①児童のケアについて。山西地区から河原小学校への通学生が各地元でなかなかじめない案件の発生事例があるが、取り組まれてきたかと書いております。

これは、長年の村の課題であります河原小学校のクラス編制問題の件ですけれども、今現在もたしか12名の児童が山西地区から登校していると思っております。しかも、現在はバスの寄附を頂き、保護者の方も大分楽になったように伺っています。また、新年度も現状何とかクラス編制がうまく成り立つやに伺っています。

この①の話は、多分ここにおられる皆さんも含めて、埋もれていてなかなか気づかれていなかった事柄ではなかったかと思っております。全ての子どもたちが一様ではありませんけれども、これまであちらこちらで実はこういう

案件が起こっています。または、ちょっと気になるといった、ご家族もですが、周りの方から心配とのことで話があったことがありました。これは、いじめがあっているとか、そういう話ではありません。時間帯や行事、学校間でそれぞれ、子どもたちにとってのまた流行や盛り上がりも内容も違いますので、それぞれの地元の生活の中で、なかなかそういうものが実態としてあるんだよというのを知っていただきたくて、本日ここに出しております。

質問でも言いましたが、取り組みご存じだったかも含めて、ちょっとご意見を頂いていいですか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今の件について、中西議員の質問についてお答えしますが、けれども、後で教育長のほうからお答えしますが、まずは、このご質問の背景にある特認校制度に基づく校区外通学について、どのように考えているかについて、私のほうから述べさせていただきます。

ご案内のように、河原小学校の特認校制度については、河原地区の活性化とともに、これまで幾度か議論を重ねてきたところでもあります。その趣旨は、河原小学校の学校の明かりを消すな、河原小学校を地域からなくさないでほしいという住民の切実な願いから制定された制度であります。

ところが、この制度については、河原小学校の保護者と河原小学校への通学に関心のある方以外は、その詳細が知れ渡っていなかったという反省はございます。この根拠は、今年度の3学期からスクールバスを運行していますが、このことによって、改めて興味を持たれた方が出てきたという状況もあるからであります。繰り返しになりますが、河原地域の人口問題は同時に村全体の問題であると理解をしております。

次に、地域になじめないという事象に誰がどのように取り組むかについて、一般論をお話ししたいと思います。

なじむというのは、お互いに親しみを感じるようになることですから、一般的に行動や努力が要求されます。つまり新たに加わった側と受け入れる側の双方に行動や努力が必要であります。その双方の活動がうまくかみ合っ初めてなじむということになるのではないかと思います。ですから、大部分は地域に帰する課題ではないかと思います。

と申しましても、議員の質問は、なじまない事案の発生に対して行政の不備があるということであれば、私どもも気になる場所でもありますけれども、ここで重要な問題と考えるのは、そのなじめないという事象が地域の無理解に起因するものであればということです。そのことも含めて教育委員会から教育長のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君） 教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君） 中西議員にお答えいたします。

中西議員におかれましては、日頃から教育行政に深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

まず、校区外から転入者を受け入れる場合の教育委員会のこれまでの対応について、簡単にお話ししておきます。

保護者が特認校制度を申し込まれた時点で、PTA活動を含めた学校教育活動に対してご理解をいただきたいという旨のことを話しております。と申しますのも、特認校制度を利用する場合には、制度の中身や保護者の義務等を説明して、その内容を受け入れていただくということが前提になっております。

次に、なじめないような事案があるか。その場合はどのような内容なのか。そして、原因は何かということについて、これは、私どもが不明でございました。一部の保護者から、改めて聞き取りをさせていただきました。

保護者には、村内から移り住んだ方と村外から移り住んだ方がいらっしゃいますが、村外からの定住者の場合には、地域コミュニティーに対して関心が低いという方もおられるように思っております。低い場合には、子どもも周りの子どもとの関わりが少なくなります。しかし、一方で、私がお聞きした方のように積極的に地域になじもうとしておられる方もいらっしゃいますが、その場合には、子どもも休みの日には近くの子どもたちと一緒に遊ぶというふうな光景も見られています。

次に、保護者から出された困った点についてです。

これは廃品回収の活動を例に挙げられました。廃品回収は、双方の小学校、つまり河原小学校の廃品回収活動にも山西小学校の廃品回収活動にも参加しなければならないというふうな場合があるんだそうです。これは、私は不明でございました。廃品回収は両方の学校のためになればということで参加しておりますけれども、子どものためであれば、河原小学校だけでもいいんじゃないだろうかというふうなご意見が出されておりますので、今後、小学校と連絡を取りながら善処していきたいと考えております。

もしこれ以外の情報を中西議員がご存じでございましたら、この後でもぜひともお教えいただきたいと思っております。先ほど村長が述べましたように、村の課題だというふうに捉えておりますので、行政も地域の皆さん方とともに力を合わせて課題克服に努めていきたいと思っております。どうかよろしく願います。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）今回の件を出したこと自体、ちょっとどうかと思いましたが、ぜひ何とか変わる、できないかという話をする事とともに、実はたまにこういうことがあるというのをご理解していただきたくて、ただ、ちょっと何とかあるというようなことも、地域の方々からもたまに話が来るところで、いつも来る話ではありません。でも、少しはあるというこ

とを覚えていただければと思っています。

私自身も、この取組に反対ではありませんし、むしろ前教育長時代のときから、勧誘の問題で、どうせするなら小学校ではなく保育園のほうに行ったほうがいいんじゃないですかという提案をしてきたほうだと思っています。先ほどの話は、たまたま、たまに起こるということ覚えていただきたいだけです。

また、それとは別に、今後の河原小の運営を考えた場合、先ほど上野議員の質問のときにもありましたけれども、やっぱり人口増、居住等がまずは河原地区における第一問題かと思っています。

先ほどちょっと言いましたけれども、もしも通る話、やれるものであるならば、17を16にとか話はできないのかという議論だけでもやっていただきたいなと思っています。

また、あとは、せっかくバスもありますし、地域性の、今はぽつぽつとあちこちから来ておられますけれども、いつかはどこかの集落とか、もしくは新しくできる新興住宅地のところを思い切って河原小のほうにお願いできませんかとか、そういった大胆な行動も首長と教育長で検討されていただきたいなと思って、この件はこれで終わって、2のほうにいきたいと思います。

次の質問にいきます。

放課後対策の今後についてですが、前回、議会でも西口議員からもありました件です。一昨年から小学校の放課後対策等の会合に参加してきました、昨年4月、本年度から対応が始まりました。初年度としてはまずまずだったかもしれませんが、スムーズに社会体育のほうへ移行をしたとはなかなか言えないのではと感じています。なぜなら、会合の当初から、いろんなご意見もさることながら、保護者の皆さんが急遽前面になったわけです。それではなかなか無理があるわけで、役員をされる方も1年交代で、それも大概どうしようもなくてなられた方が大半だったと思います。そんなわけでは、なかなか進まないのもそこら辺にあると思っています。

じゃ、我々は何をすべきかと思ったとき、知事や村長が掲げておられる創造的復興、また西原村にとっては象徴的な防災型の体育館建設も前進しつつあります。時間はかかりますが、抜本的に取り組むべきであると思っています。そのためには、現状で教育委員会といいますより、役場庁内全体が人員不足は否めないと思っています。現在の担当職員の方が若いということもありますけれども、新年度は村外からの派遣も2名になっていると伺って、ますます窮屈な人員体制になるのではないかと感じています。また、春の人事異動もやがてあります。そういったことを考えたら、商工課で利用されております地域おこし協力隊等を活用して、特に経験豊かな方をお願いして、西原村の宝であります子どもたちばかりでなく、できれば地域総合型まで持っていけるようなことができないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）まずもって、私のほうから少しだけお答えさせていただきます。

さきの議会で、小学校の放課後部活動が社会体育に移行した結果、子どもたちのスポーツへの参加が約50ポイント低下をしており、このままでは健康や体力面の低下が危惧されるという報告があったところであり、さらに、その際に、総合型スポーツクラブの創設を考えているという構想が出されました。議員としては、多分にも進捗状況を中心に人手の面、内容の面で質問があると理解しておりますので、あとについては教育委員会からお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）中西議員にお答えいたします。

まず、児童・生徒の現状と進捗状況についてです。

これは、冒頭に申し上げますが、深刻に考えております。といいますのは、スポーツ参加児童の割合が、先ほど村長が言いましたように、自宅で過ごす児童数が昨年度よりも増加しています。また、健康面では、地震後、村の学校保健会でも再三話題に上り、広報紙でも紹介させていただきましたが、肥満傾向あるいは糖分摂取量の増加、そして虫歯の罹患者の増加等の傾向が懸念されています。

これらの原因を全て運動量の不足、すなわちスポーツ参加児童の割合の減少にあると結論づけるには無理がありますけれども、その影響は大きいと考えています。さらに、これらは、いわば生活習慣病として将来の健康を左右するものとなると考えております。ですから、現在は保健衛生課と協調しながら学校保健会を通じて取り組んでいるところです。

また、さらにインターネット等を利用したゲーム時間の増加も見受けられるようになってきました。昨年12月に実施した調査によりますと、インターネットを引いている家庭の生徒のうち、インターネットをゲームに利用している中学1年生の割合が56%、中学2年生の割合が57%です。これはほとんど全国レベルです。

ここで問題にしたいのは、ゲームに熱中する子どもと学力の相関です。ゲーム時間の長さや学力の低さとの間に弱い相関関係が、この村で見られます。つまりゲームに費やす時間が長い生徒ほど学力が低くなる傾向が見えるということです。このゲームの時間が長くなっているというのは、小学校にもどうも言えそうなところがございます。今後は、この点も注意しながら、自分を律する自律の力と自分をコントロールする力等を考えた指導もやっぱり重点に置きながら、学校教育の要としてやっていきたいと考えています。

次に、現在までのスポーツに関する進捗状況ですが、現在考えている放課後対策は、さきに述べましたように総合型スポーツクラブをイメージしてい

ます。ですから、近隣市町村の概要を聞き取って、本村ではどのような形が望ましいのか、どのような形が安定してスポーツ活動を維持できるのかということを中心に、郡内の情報を集めたり、あるいは県の体育協会の地域スポーツ部長、クラブアドバイザーをお招きして、ご意見を伺ったりしながら検討を進めたりしているところでございますが、一番肝腎な村内での検討会議については、まだ開催できていません。現段階では、村の体協の会長、つまり中西会長を交えた臨時の会合を1回開催ただけでございます。言い訳がましくなりますけれども、ご案内のように、本事業の内容に私も含めて精通している職員がないというところが問題でございまして、手探りの状態でやっている状況でございます。

次に、議員ご提案の地域おこし協力隊を活用して、スポーツ専門ではなくて、立ち上げに際して経験豊かな方を利用してはというふうなことについてでございますけれども、この件につきましては、先日、村長に概要を話して、今後、地域おこし協力隊を採用する方向に進みたいのだがというふうな希望だけは述べたところでございます。今後は、この話を進めて、村のためになるようなスポーツクラブの創設に頑張っていきたいと思っております。

ただ、今後、私たちがやらなければならないのは、村長に対して、私どもが抱えているスポーツプラン、この概念といいますか、イメージ、それと地域おこし協力隊の必要性、何で必要なのかということをもう少し詳しく話していきながら、承認を得る作業が必要かというふうに思っています。

また、候補者の選任になった場合には、議員ご指摘のように、これは以前お聞きしたように、NPO法人の設立等も視野に入れながら考えていきたいと思っております。

肝腎な質問のところですが、スポーツ専門の方が必要かというところは考えていません。

3点目の児童・生徒に特化するのか、地域総合型でいくのかというところですが、教育委員会事務局内でも十分には論議されていませんけれども、課長や担当職員との間の会議で私が一方的に述べた組織のイメージは、児童・生徒に限らず、新規の体育館を拠点として、地域のジュニアからシニアまで幅広い層の方々がスポーツや文化活動をするというものです。

その際の活動は、現在ある体育協会や各種スポーツ活動、そして小学校の社会体育をどのように関連づけるかというのが一番の課題でございます。現在、小学校の体育活動は、自転車クラブと音楽クラブといったスポーツとは少し離れたところにもございますけれども、このような、いわゆる、言葉を選ばず言いますと、文化クラブというんでしょうか、文化クラブも含めた地域総合型のクラブというものをイメージしながら、その開設に向けて努力したいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）この件に関しては、ぜひとも村長とじっくり話を煮詰められまして、やっぱり活用するべきは活用してやっていただきたいと思います。継続は力なりと考えた場合、お二人とも頑張っていたいただきたいと思います。

やっぱりこういった取組をすることによって、思わぬ人材発掘につながるのではと思っています。村内に関しても、元市職員や学校の保健師さん、広域の看護師さん等退職された方など、聞くと多々おられます。いろんな方々がおられますので、活用できる部会は活用してやっていくべきではないかと思っています。

西口議員もおっしゃられましたとおり、前回、私も一緒です、みんなで取り組むべきことだと思っていますので、そこら辺りを本当に、せっかく新しい体育館もできますので、やっていただきたいと思います。

もう一つで終わって、次の質問にいつてよければ。

○議長（宮田勝則君）はい、結構です。

○4番議員（中西義信君）皆さん、申し訳ありません。

では、3番目の村庁車の運用についてです。

重複しますけれども、スクールバスに活用できる車を寄附いただいたことに本当に感謝しかありません。

現在、包括支援センターを基幹にして取り組んでいるスーパーサロンですが、目的は、言うまでもなく、長寿社会の今日、健康寿命を延ばして生きがいのある生活を楽しんでいただきたい、なおかつ、少しでも介護や認知症を遅らせるといいますか、医療費の抑制にもつながればと、様々な意味合いがある取組です。

その会合に参加しておりますけれども、実際は、前藤吉課長や現松下課長をはじめ、保健衛生課と包括支援センターのコンビと、そしてサポーター養成講座を受けられたそれぞれの地域の方々の取組のおかげで成り立っております。今回のウイルスが発生しなければ、12地区で開催されるまでになっておりました。

会合での一番の悩みは、やっぱりいかに集会場、公民館に人に寄っていただくかですが、どうしても近い方と遠い方がおられます。任意で送迎をされているサポーターの方々が多数おられますけれども、これもまた心配の種であります。また、福祉タクシーを活用するような案件でもありませんし、この解消のためにも、今回導入できた庁用車を活用できないかと思う次第です。

さきの質問でもちよっと言いましたけれども、児童、社会体育等の送迎にこのバスを活用している町村も現にあると聞いております。空いた時間等は活用できないかと思っておりますが、返答はいかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）中西議員の質問にお答えをいたします。

議員の質問の村庁車については、質問要旨へのスクール送迎の記載から、本年度、西原村建設業組合より寄附を頂き購入したワゴン車であるというふうに理解をしております。当該庁車は、河原小学校の複式解消を目的として、山西校区から河原小学校への通学支援による児童数の増を目的とし、購入しております。現在、山西小学校校区から6世帯9名の児童が送迎用として利用をされております。

議員ご質問のスクール送迎以外の活用法については、児童の朝と夕の定時に送迎時間の確保が必要となることから、児童送迎を優先した運用が必要でございます。ほかの活用方法につきましては、児童送迎の時間に影響がない時間帯での利用は可能と考えておりますが、あくまでも児童送迎を優先とした活用といたします。ご理解をいただきたいと思っております。

あと、分からない点は、保健衛生課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員のご質問にお答えいたします。

庁車管理につきましては、先ほど村長が述べられましたように、児童送迎を優先するという観点から、他の利用方法は難しいかなというふうに考えております。

また、スーパーサロン等への活用ができないかということでお話をいただいております。ただいま行われておりますスーパーサロンは、各地域、集落単位で実施されております。スーパーサロンは公民館等で行われておりますけれども、近い方は数十m、遠い方で1km程度離れているところへ通う必要があるというふうな方がおられるかと思っております。

ただ、介護予防の観点から申しますと、そういう集まりの場合は、できれば歩いていっていただくことが、一つは介護予防につながるのかなというふうに考えております。ただ、どうしても自力で歩いていけないという方等もおられるかと思っております。そういう方については、今後、地域の皆様とまずは話し合っ、いかんがいい方法があるかを協議して、包括を通じて、その辺りの意見集約もしながら検討したいというふうに思います。

また、最近ですけれども、介護予防のスーパーサロンの中で、買物支援というのを試験的に行っているというところもございます。社協の車を利用して、スーパーサロン後に村内の店を回ったと。ただ、これに関しては、買物支援というよりも、スーパーサロンのイベントの一環として、地域の集まっていた皆さんのコミュニティー、お互いの情報交換であったり、そういう場の一つの手段として行ったというのが前面にあるかと思っております。今後、そういうご要望等があれば、今回利用したように社会福祉協議会等の車両を利用しながら、対応を考えていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）2回目というより、まとめといいますか、なかなかバスの件は始まったばかりですので、時間の問題、空きの問題、いろいろ出てくると思いますけれども。課長も会合には同席しておりますけれども、やっぱり話が出るのは、どうしてもちょっと遠くの方をどうにか車でも連れてきて、家に引き籠もらないように、みんなで明るくなるようにというのがメインです。社協の車だろうと、庁車の車だろうと、どちらでも構いませんので、極力使えるようにやっていただきたいと思っています。

目の前におられる皆さんをはじめとして、職員全体で復興に向けて頑張っておられることには感謝でいっぱいです。一方で、退職年齢以降の皆さんが、地道に各地域で、古い地域も新興住宅地も壮老介護といいますか、触れ合いを大切にして楽しく取り組んでおられます。極力続くように、いつかは我々もそういう時代になっていくわけですから、医療費の抑制というより、老いても元気な西原村をその皆さん方が表現されておられます。運用の問題でいろいろ法律的な弊害があるならば、先ほど申しました内閣府提案募集方式もごございますので、極力活用できるように願って終わりたいと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 0時17分）

（午後 1時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を一括して整理する必要があるがございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、制定の趣旨でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日公布され、令和2年4月1日から施行されます。当該法令改正に伴い、本村の関係条例の規定について、法令改正との整合性を図るため、一括して整理する必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、主な内容でございます。

第1条の一部改正でございます。

法改正に伴います附属機関の特別職非常勤の任用要件が厳格化され、附属機関を条例等で規定するため、新たな附属機関の追加改正を行うものでございます。

第2条の一部改正でございます。

法改正によります対象となる臨時職員の定義が明確化されたことに伴い、当該条例の引用規定との整合性を図るため、改正を行います。

第3条の一部改正でございます。

法改正により、条件付採用規定条番号が改正されたことに伴いまして、当該条例の引用規定との整合性を図るため、改正を行うものでございます。

第4条の一部改正でございます。

法改正により、当該条例で公表対象となる職員に、会計年度任用職員が含まれることになるため、当該条例との引用規定との整合性を図るため、改正を行います。

第5条から第9条の改正につきましては、全て法改正によりまして、会計年度任用職員が追加されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

第10条の一部改正でございます。

法改正によります引用条項の改正及び特別職非常勤職員の任用要件の厳格化により、別表記載の非該当職を除く改正を行うものでございます。

第11条から第13条の改正につきましては、全て会計年度任用職員への適用が追加されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

第14条の一部改正でございます。

法改正により、パートタイムの会計年度任用職員への公務の旅行が旅費ではなく費用弁償支給と規制されたことから、当該箇所を削除、改正を行うものでございます。

第15条の一部改正でございます。

法改正により、会計年度任用職員への適用が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第16条、条例の廃止でございます。

法改正によりまして、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことに伴い、地方公務員特別職非常勤職員に該当しなくなることから、既条例の廃止を行うものでございます。

参考資料といたしまして、新旧対照表を9ページから添付しております。

施行期日は、当該改正法が施行される令和2年4月1日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

この改正によって、実は先日、地区の区長さん方と会合がありまして、その中に税務に詳しい方がおられまして、区長給与をもらうのはいいけれども、自分で自主申告をしなければならなくなるんじゃないかとの話を、ぶっちゃけ元税務署におられた方がおっしゃられまして、そこ辺を聞いてくれと言われて、こう認識しております。そこ辺りはどうなるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

区長報酬につきましては、区長の位置づけが、従来、この法改正によりまして、地方公務員特別職非常勤に該当しなくなるということになりまして、今回、報酬ということではなくて、私自身への業務委託という形での方式になります。委託料という形でのいわゆる区長さん方の収入となりますので、それにつきましては、税法に沿った形での申告等になるかと理解しておるところでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）私もあまり詳しくなくて、その方がおっしゃるには、多分自分で、全額来るらしいから、申告等をしなければならないんじゃないかと、自主的に。そこら辺りの話はなかったから、その方は詳しいからあれだけ、全体の方は分かっておられるだろうかという話が出ましたが、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今年1月の初めての区長会の際に、今後4月から制度が変わりますというご説明をさせていただきまして、申告が要るところまで細かい話をしていたかどうかはちょっと私も記憶が定かじゃないんですけども、再度その辺は、4月からの契約という形で取り交わしをさせていただきますので、周知を徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）周知のほうはよろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今ちょっと最後のほうで特別非常勤職員ではなくなるということでございますので、今まで年額当たりで、戸数割当たりの区長もありました。ほか、ちょっと見ますと、分館長さん、交通指導員さん、衛生班長さんあたりも、それから外れるというような感じで、新旧対照表では載っておるようでございますが、ちょっと聞きますれば、委託料が現在の報酬より減っておるというか、なっておるので、そこは住民さんというか、今までの感情でどういう受け取りで説明をされるのかちょっとお伺いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えします。

まず、1点目の質問でございますが、区長、分館長、衛生班長につきましては、今回、地方公務員法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員に該当する要件というのがちょっと厳しくなっております。

具体的に言いますと、専門的知識経験または識見を有することと、当該知識経験に基づき事務を行うことと、事務の種類が助言、調査、診断、または総務省令で定める事務を行うことという、この3つの要件を満たす必要があるということでございました。ですので、区長、分館長、衛生班長も含めまして、該当しない職種につきましては、特別非常勤から外れるという形で措置をしたところでございます。

報酬につきましては、区長につきましては、基本的には今までの報酬、戸数割と均等割という形で計算をして出してきておりますが、その分につきましては、来年度については、ほぼ同じやり方で予算措置を、新年度予算案のまた審議がございまして、その中で上げているところでございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、旧の報酬と変わらないと申されましたが、私たちがちょっと説明を受けたのでは、平等割あたりは下がっておるところもあるということを聞いておりますが、どういうことですか。

○保健衛生課長（松下公夫君）衛生班長についてお話をさせていただくと、確かに現在の報酬から、当初予算の審議の中で、またその辺りは出るかと思えますけれども、下がる予定にしております。ただ、衛生班長の業務が、今まで住民健診関係の配布であったり回収等いろいろお願いしていた部分を、今後ごみ関係に特化したところで、ごみステーション等の管理等をお願いするような形に変更を考えております。

そういう中で、衛生班長の報酬あたりをごみステーション1か所当たりとか戸数当たりで、今までよりも単価が下がっているという部分はございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）林田議員の質問にお答えいたします。

分館長につきましても、新年度につきましても、均等割の報酬を下げさせていただいております。従来から分館長は、地域のまとめ役ということで、スポーツあたりの人の招集のお世話をさせていただいております。分館長の仕事の内容につきましては、ちょっと秋のスポーツ大会は大変だと思いますが、あと村民球技大会あたりも、若干指導型になってお願いするということで、参加人数は取りまとめて出されるような形です。あと、冬の村内ウォーキングにつきましては、もう自由参加ということで、チラシを配っていただくという形だけにしておりますので、分館長の仕事内容が若干少なくなっている部分も鑑みまして、新年度より若干均等割を下げさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）林田君、ようございますか。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、区長さん、分館長さん、特に区長さんの立場の立ち位置というのは、これまでとどう考えたらいいいのかなと。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の改正等に伴いまして、区長等が役職を廃止するとは理解しておりませんで、引き続き身分的な位置づけが特別非常勤じゃなくなったということでございます。従来どおりの業務、行政とのつながりといいますか、やっただけの部分については、引き続きお願いしていただきたいということで考えておるところでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、ついでに嘱託区長云々手当等もあったと思うんですけど、あの辺りはどうなるんですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

区長手当もなくなりますので、同じような取扱いになると思います。

区長手当がなくなりますので、嘱託区長手当もなくなるということで、予算措置で上げているところでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、すみません、新予算には、嘱託区長手当みたいなやつはなくなるということですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）委託料という中に含めた形になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）それも先ほどの区長と一緒に、同額ですか。

- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えします。
基本的には、区長に関しましては、従来どおりと同じ単価設定で予算のほうを要求させていただいているところでございます。
- 議長（宮田勝則君）2番議員、村上高志君。
- 2番議員（村上高志君）2番、村上です。
今までの区長の権限といいますか、いろんな契約事項のときに区長の印鑑というあれで押されている案件がいろいろありますが、そういう点の時は今までどおりの権限があるんですか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）区長さんの位置づけについて、私どもが見直しをしているわけではございませんので、従来どおり地区の選出された行政区の代表の方という位置づけで理解しているところでございます。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）今までは区長の印鑑というのは大変大事な印でございました。こういうふうな位置づけ的なもので委託というふうになりますと、効力的なものがちょっと下がるんじゃないかというような不安がございますが、どんなふうですか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）総務といたしましては、身分的なものが変わったからということで、区長さんの重みといいますか、今までよりは軽くなるということでは理解しておりませんので、それは従来どおりの行政と区長さんの関係という形で考えているところでございます。
- 議長（宮田勝則君）5番議員、西口義充君。
- 5番議員（西口義充君）区長の業務委託ということでございますけれども、日当になると、税金等が普通は発生しますよね、消費税とか。これはどんなふうに考えられておられますか。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）今の契約の案といたしましては、年間の委託で日額じゃなくて年間委託料の額を決めました形での契約という形にしております。委託料でございますので、ちょっと私も詳しくはないんですけども、税の処理上、それに委託料として収入所得に該当する部分での申告という形になるのかと理解しております。
- 議長（宮田勝則君）総務課長、今の質疑は、消費税ですか。
総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）失礼いたしました。
消費税については、少々お待ちくださいませ。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）額によって消費税が課税されるかということで理解しておりますので、従来の区長年報酬等であれば、1,000万円を超えてからが消費税ということで理解しておりますので、今回は課税対象にならない案件かと思っております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時39分）

（午後 1時49分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）先ほど消費税の課税についての質問に対しまして、私が消費税については1,000万円以上からということで申し上げておりましたが、消費税につきましては、今の予定しておる契約書の中では、委託料の中に消費税を含むという形にしておりますので、消費税のほうは課税対象という形で取扱いをさせていただきたいということで考えているところでございます。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません。産業課長もご存じだと思いますけれども、農業委員会で研修したとき、やっぱり荒尾市に行ったわけです。単価の面をととても言われまして、差がととてもありまして、今年度予算は云々はともかく、あまりにも荒尾市と西原村との農業委員の単価の差が激しかったのを覚えています。そこら辺、ほかの団体も含めて検討だけでも、新年度云々ではなくて、していただきたいなと思います。

○議長（宮田勝則君）報酬審議会の話。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

農業委員も含めたほかの特別職の役職につきましては、報酬審議会等がございまして、そこで審議するという形がございまして、今すぐということではなくて、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）それぞれよろしく申し上げます。

今、あそこだけじゃありませんけれども、あまりにも違う金額を現在の農業委員の方が体験されましたものですから、急激に上げるとかそういう話じゃありませんけれども、そういうものを念頭に入れながら会合をしていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第6号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の改正等及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)による関係法令の改正等により、西原村印鑑条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様方にお配りしております西原村印鑑条例の一部を改正する条例(案)の概要にてご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨としまして、先ほど提案理由でも述べましたとおり、関係法律の整備に関する施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要綱の一部が改正され、旧氏による印鑑登録を可能とし、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができるとされたことから、西原村印鑑条例の一部を改正し、関係条例の整備を行う必要がございます。

主な内容としまして、登録資格、第2条の改正でございます。

意思能力の有しない者ということで、これまでの印鑑登録について、成年被後見人は印鑑の登録ができなかったところ、法定代理人等が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとし、印鑑登録ができるようにするというところでございます。

また、下の第5条、6条、12条、14条の改正につきましては、女性の社会進出とともに、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、婚姻等による氏に変更があった者は、申請により住民票や個人住基カード等による旧氏を現在の氏と併記できるように取扱いが改正され、併せて旧氏による印鑑登録をできるようにするための条例改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

新旧対照表を添付させていただいている分と2枚目に印鑑証明書のサンプルを添付させていただいております。

今回の改正により、氏の後には旧氏を一応明記するように改正するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今、藤吉課長が説明されたとおり、女性進出に欠かせないというところもありますが、中には旧氏が出て都合の悪い人もかなりいらっしゃると思いますが、この証明書は、あくまでも希望した人であり、希望していなかったら、以前と同じように旧氏が出ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

今、堀田議員が言われるとおりでございます。あくまでも申請された方のみが旧氏を出すということです。希望されなければ、もう出ないということです。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第7号、西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険財政調整基金条例(昭和39年西原村条例第19号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、国民健康保険における財政責任主体が都道府県に移行したことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例(案)の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをご覧ください。

1、条例改正の趣旨。

国民健康保険都道府県化移行に伴い、著しい医療給付費負担変動での財源不足等への不安が解消されたことにより、財政調整基金条例、設置、目的、積立方法及び処分基準を見直す必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

2、主な内容。

第1条の改正、設置について。

国民健康保険の都道府県化移行に伴い、国民健康保険財政の健全な運営に資するためへ改正する。

第2条の改正、積立について。

積み立てる金額及び毎会計年度において剰余金が生じた場合は、一定割合を積み立てることとしていたものを、予算に定める額及び剰余金の一部とすることへ改正する。

第3条の改正、処分について。

災害と経済事情及び保健事業の実施等により著しく財源に不足が生じた場合に限っていたものを、国民健康保険の都道府県化移行に伴う国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用及び財政運営に支障が生ずる場合への処分を行えるように改正する。

3、施行の期日。

公布の日としております。

参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと

思います。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第8号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。近年の社会状況の変化や管理委託等を踏まえ、また消費税率改定等を考慮し、施設運営等の一層の適正化を図り、併せて字句の改正を行うため条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

条例改正の内容説明に関しまして、先に皆様方の席にお配りしております西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要により説明させていただきます。

議案番号第8号。

1、条例改正の趣旨。

近年の近隣施設の料金状況等を考慮し、また昨年10月より消費税率の改定が施行されたことから、施設利用料金の一部見直しや利用体制の適正化を図るため、指定管理者であります西原村商工会と協議を重ね、利用者のより一層の利便性や管理体制の適正化を図り、併せて字句の改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

2、主な内容。

使用料金の改正、これは使用料金の上限額になります。消費税込みの金額となります。

①入場料、改定前が小学生50円、改定後を100円。中高生以上100円を中学生以上200円に変更します。

②テント。持込みテント張り料、1泊1人800円（限度額3,000円）。これをテントサイト料、1泊1区画5,000円。これにつきましては、使用料の上限額のため、大区画を上限とし、中区画及び小区画については条例に記載しておりません。区画の大きさや場所により料金等の設定を行うということで、中区画で3,000円程度、小区画で1,500円程度を考えております。

③オートキャンプ、車1台4,000円を5,000円に改定します。

④野外ステージの備考、日帰り客のみ（宿泊客は無料）という字句の削除になります。こちらにつきましては、ロッジ用のバーベキューコンロ等がありまして、そちらのほうは有料となっております、宿泊客のみ野外ステージのほうのバーベキューコンロ、これを使用すると無料になるという形になっておりますが、ロッジとの均衡が図られておらず、使用後の片づけやコンロや網の管理も手間がかかっており、有料とするという形にしております。

あと、概要にちょっと記載しておりませんが、字句の改正で、クラブハウスというのを料金表に合わせてロッジに改正しております。

3、施行期日。

令和2年4月1日から施行する。

参考資料としまして、2ページより新旧対照表を添付しております。

以上が本条例改正の内容であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）管理人の方が同級生でして、よく遊びに行ったりしまして、結構持込みの方が多い。これを見てみると、ちょっとどれぐらいまで、1人張り、2人張りで行った場合、テントサイトとかちょっと分からないところがありまして、持込みは今まで1人800円だった。それが幾らぐらいになるのかな。ちょっと分かりにくいです。すみません。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

今、中西議員のほうからご質問がありました持込みテント料につきましては、今まで1泊1人800円という形でテントの大きさ等は関係なしということでございましたが、結局、そのテントの大きさ等によって場所の取り方が変わってくるという形で、テントのサイト、結局ここに張ってくださいというサイトを作って、そちらのほうの設置、その大きさを大中小というふうに

決めて金額の設定をしていくという形で考えております。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○4番議員（中西義信君）はい、大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第9号、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、村民の生活環境の保全上支障が生じないよう、ごみステーションの補助額を3割から10割に変更するため、条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをご覧ください。

1、条例改正の趣旨。

ごみステーションの設置が各地域で進み、現在は維持管理等地域未加入者のごみ収集が課題となってきております。設置補助額を3割以内から10割以内へ変更し、地域の負担軽減に努めることといたしたいと思っております。また、清掃等の維持管理を衛生班長に業務委託として支払うことで、地域の負担を

極力少なくし、村民の生活環境の保全に努めるため、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する必要があります。

主な内容。

第3条の改正。ごみステーションの補助額の割合を3割以内から10割以内（補助金の上限を15万円。1,000円未満切捨て）へ改正するものであります。

施行期日、令和2年4月1日としております。

参考資料として、新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません。4番、中西です。

2つです。

1つは、うちの近くは未加入が多いんです。しかしながら、未加入の方も協力を大半の方が半分か3分の1か払ってもらってやっているような形です。アパートも一緒だと思います、賃貸も。ただ、どうしてもそれもしない方もおられるそうです。そういった場合、今、未加入の方が置くような場所は村には何か所ぐらい一応設置してあるのか、ここに出してくださいとか、村から指示とかはされているかが1つ。

もう一つは、この間、少し説明会するときしゃべったと思いますけれども、やっぱり不法ごみ云々に関して、もう1か所は監視カメラをつけられた区があります。うちのコミュニティーセンターの近くも、もうそれをどうにかできないかという話にまで今はなっています。

助成金の話ばかりする気持ちはありませんけれども、そういったことに関しての今まで検討は考えられたことがありますか。それとも今後もどうでしょうかと思って。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域未加入者が現在ごみを捨てられるような場所はこのお話で、構造改善センターの駐車場側、外にある1か所と、役場に備え付けである通常は役場のごみを入れるごみステーション、こちらを地域未加入者の方には今までこういうごみステーションがありますということでお知らせをしておりました。

ただ、そう申しましても、どうしても、ごみ収集は行政の責務ではないかという主張をされる住民の方が最近特に多うございます。そういう中で、今回、当初予算のほうでもお願いしている衛生班長への委託業務の中で、ごみステーションの管理という中で、今までは、この条例改正も含めてですけれ

ども、地域でごみステーションをつくられてきたという経緯もございます。以前が3割補助ということで、どうしても地域には我々のつくったごみステーションという認識もあろうかと思えます。

そういう中で、やはり未加入者とのトラブルというのが、今、課題となってきました。その解決に向けて、何を今後やっていくかという中で、今回、条例改正をお願いしております3割から10割への変更と衛生班長へお願いしているごみステーションの維持管理。ただ、地域には、先ほどからお話ししているように根強く地域のごみステーションだという認識もございますので、これに関しては今後そういう役員さんを通じて住民の方に粘り強く説明をしていきながら、皆さんがごみステーションを使えるような形を取っていければというふうに考えております。

それと2点目、不法投棄といえますか、ごみステーションへの不法な違反ごみといえますか、そういうものの持込みということに関してかと思えます。そういう意味では、ごみカレンダー等への出してはいけない品目、特にあるのが粗大ごみの収集日に収集できないような品物が持ち込まれる。または、地域以外のところから、要は通り沿いにあるようなごみステーションには、そういう方が持ち込まれるケースもあるかというふうに聞いております。そういう方々に対しては、今後もカレンダーなり広報を通じながら対策を行っていきたくと。また、違反シール等を貼るのも一つの方法ですし、そういった形で、なるべくそういう違反ごみ、不法投棄が出ないような形で進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○4番議員（中西義信君）はい。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今言われたということは、先ほどの報酬のほうを代わりにごみステーションの委託料ということでされた。我が家の前も県道で、先ほど言われた違法、これはほとんど地区外の方ですね、それも昼間出すわけじゃなくて、夜出される。そこを衛生班長が委託契約をしたということで全責任を負わなければいけないというふうになると、正直言って、うちの衛生班長は委託はしないと言っておりましたが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えいたします。

通常のごみ出しで、違う曜日に違うものが出てきたとか、清掃とかは当然、衛生班長さんをお願いしたいところではあるんですけども、先ほどから出ている不法な持込み等に関しては、取りあえず違反シール等の貼る作業というか、その辺りをお願いしたいと思います。

ただ、それでも撤去がない場合等に関しては、役場のほうにご連絡をいただくという形をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）やはりいろいろな地区によって、いろんなケースが出てくるかと思いますが、今後その辺りも検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）本当に違反投棄が毎月毎月、監査で見えておりますと、上がっておりますけれども、各地区で看板を作れと言ってもなかなかできないところもあると思いますけれども、やはり村が統一して、ごみステーションのところにもう一回、村とした看板を、大きなものをちょっと作っていただくならばと思っております。前は、公民館長、区長さんあたりが考えて自分たちで書いておりましたけれども、やはり小さいとあまり目立ちませんので、大きいものがあればなという思いもありました。なかなかそれで終わると思いませんけれども、何かの目印になるようなものがあればなと思っております。

毎月毎月上がっておりますので、本当に村の財政を、税金を不法投棄で毎月払っておりますけれども、そういうものがなくなるためにも、少し看板も必要なかなという思いもありましたので、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの西口議員のご質問にお答えいたします。

不法投棄等に関しては、役場のほうで看板を作っております。それに関しては、ご相談があったところ、要は不法投棄が実際あったような場所に関しては、ご相談があれば、そういうところに不法投棄の警告という看板を立てさせていただいております。

ただ、今、西口議員がおっしゃったごみステーションのところということであれば、現在はまだそういう取組はやっておりません。品目、曜日等を書いた看板については、各ごみステーションに設置はしておりますけれども、ステーション付近への不法投棄等の看板については、今のところまだ設置はしておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）これが皆さんに、地元の方は分かっているんですけども、夜に来られるのか、朝早く来られるのか分かりませんが、やはり罰金というか、不法投棄で罰金幾らとか、よく駐車場違反だったら幾らとか書いてありますけれども、ああいう感じで西原村でもひとつ条例をつくって、もしも見つかったら大変なことになるぞというようなことで、

そういう看板も徐々に必要になってくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまご指摘いただきました。地域によっては、ここのごみステーションはどどこ地域のごみステーションだから、それ以外の方のごみ出しを禁ずるといような表現を書いた独自の看板をつけられているごみステーションもございます。

また、ごみ捨てに関して、先ほど西口議員が言われたように、地域外の方が、もしくは、ごみ出しルールに沿わないごみ出しを地域内の方でもあった場合に、何かそういう罰則規定はないかというようにお話でしたので、今後、実際そういう条例なり要綱等がつかれるのかどうかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○5番議員（西口義充君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村保健衛生器具等の補助に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時33分）

（午後 2時52分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

会議を再開する前に、議案第5号の質疑・答弁の中で、総務課長のほうが答弁を訂正したいと申し出がありましたので、答弁の訂正を求めます。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません。5号議案の審議の中で、中西議員のほうから、農業委員の報酬の見直しということのご質問につきまして、私のほうが、特別職報酬等審議会で諮って見直しを検討するという事でお答えいたしましたでしたが、特別職報酬等審議会につきましては、議員、村長、副村長、

教育長の給与等に関する部分での審議という位置づけの機関でございますので、農業委員の報酬等につきましては、所管課のほうでの協議・検討の上での見直しということで対応させていただく形になりますので、発言のほうを訂正させていただきます。

○議長（宮田勝則君）中西議員、ようございますか。

日程第7、議案第10号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第10号につきましてご説明いたします。

議案第10号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

この件に関しましては、平成31年4月25日に国の道路構造令が一部改正となり、自転車安全かつ円滑に通行させるために設ける帯状の車道の部分として自転車通行帯が新たに規定されたことに伴い、これを踏まえまして道路法第30条第4項により同様の規定を設けるために改正を行うものです。

主な改正の内容につきましては、添付の条例の一部を改正する概要をご覧ください。

一番後ろのページになります。

①自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定すること。

②自転車道の設置要件として、設計速度が60km以上であるものの追加。

③道路の通行に支障のある小区間について、応急措置として改築を行う場合の特例の対象として、自転車通行帯を設けることとなっております。

ほかに参考資料としまして、条例案及び新旧対照表を添付しております。

内容としましては以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。すみません、議案の訂正をお願いします。

議案第10号の4行目の「条例の制定することとする」というのを「条例を」に変更をお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）これは村道というふうになっておりますが、西原村で、村道でこれを設置する場所というのはどこかにありますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）桂議員の質問にお答えします。

今現在、西原村の村道で設定速度60km以上というのはございません。村内でいうと県道の堂園小森線で新しく改修したところと俵山トンネルの手前ぐらいかと認識しております。

今後、道路を新設改良するとかそういうものがあつたときに、この条例がないと国の補助金が使えないということで、国から指導があつて、こういう条例を制定させていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、県道の話がありました。大津線ですか、今ちょっと広げている、あの部分で、あれはどこからどこまでを大体される予定ですか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今回の山西大津線の改修区間は、想風から100mぐらい大津方面に向かったところから約250mぐらいを道路ののり面に生コンを張って草が生えないようにして、子どもさんたちの通行が安全にできるような改修工事と伺っております。歩道だけです。以上であります。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、高校生は自転車で通学している子は余り見受けられないんですが、自転車が行かれる方は大変危ない状況ではあるとですよ。県道、それとヘアピンカーブのところなどは、かなり危ない。あそこら辺りはどうにかならんものか。だから、もしあそこで自転車に遭うたなら、多分危ないんじゃないかなと思うんです。あそこら辺りはどうなっていますか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今のところは、自転車通行帯という意味では計画されておりません。ただ、こういう60km以上であれ、やはり自転車通行帯の規定ができましたので、設定速度が少なくても、それに準じた形で、村からも県とか国のほうにお願いして、できるようになるのではないかとというふうな期待をしております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、削除の件ではないです。

交通ルールの件で出ましたものですから、中学校の自転車の任意保険といえますか、あの辺の徹底はされていますでしょうか。自転車にも保険がありますよね。先ほどから、もしもの話がずっと出ていますものですから、片一方では、そちらのほうも徹底して指導はさせていただいているだろうかと思つて、ちょっと質問します。

高校あたりは、結構そういうのも強制的にあつていると思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

- 教育長（竹下良一君）お答えいたします。
委員会からは、特に推奨はしておりません。
- 議長（宮田勝則君）4番、中西君。
- 4番議員（中西義信君）すみません、議案からはちょっとずれていましたけれども、たまたまそういう会合になりましたものですから、ちょっと検討されて、今ずっと交通安全の話がいっぱい出ましたから、そこら辺は学校とも話をされたほうがいいかと思えます。
- 議長（宮田勝則君）教育長。
- 教育長（竹下良一君）ご提案ありがとうございます。
教育委員会と学校と協議しながら進めていきたいと思えます。ありがとうございます。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第10号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第10号は原案どおり可決されました。
日程第8、議案第11号、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。
内容の説明を保健衛生課長に求めます。
（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）
- 保健衛生課長（松下公夫君）議案第11号についてご説明いたします。
議案第11号、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について。
西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。
令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
提案理由といたしまして、国民健康保険の高額療養費限度額適用認定証の制度が改正されており、高額療養費支払資金貸付基金の利用者がいないため、西原村高額療養費支払資金貸付基金を廃止する必要がございます。これが、この条例を提出する理由でございます。

ここからは、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例(案)の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。概要のほうをご覧ください。

1、条例廃止の趣旨。

現在、国民健康保険の高額療養費は、現物給付が平成19年4月より入院医療に対して、平成24年4月より外来診療に対して始まりました。

以前の制度では、一部負担額医療費の3割、下の表の①を支払った後、保険者西原村に高額療養費の申請を行った後、還付受け取り、下の表の②の部分ですが、還付ができる償還払いでありました。現在は、高額療養費限度額適用認定証(健康保険法の施行規則第130条の2)の申請を行い、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、後ほど還付される高額療養費を見越した自己負担限度額のみ支払い——下の表の③ですけれども——で済むようになったことにより、高額療養費貸付けの利用者が平成23年度を最後にいないため、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止するとしております。

下の表は、ただいま説明したとおりでございます。

2、主な内容として、条例の廃止でございます。

3、基金残高200万4,000円。

4、施行期日、公布の日としております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

まずもって、議案第11号から14号まで基金がずっと廃止を提案されておりますが、基金を担当されます会計管理者に、なぜこういう一気に4項目も出たのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長(宮田勝則君) 会計管理者。

○会計管理者(西山春作君) 基金に関して、管理のほうを会計課のほうでやっておりますので、お答えをしたいと思います。

現在、基金条例がありますけれども、その中で、基金残高0というのが幾つかございます。今回、幾つか廃止が出ておりますけれども、それに伴いまして、監査委員のほうからも、あまりにも少額の基金については見直しが必要ではないのかとかいう話もございましたので、今回の新年度予算を編成するに当たりまして、村長部局といいますか、これは決定は村長側になりますので、検討をされた結果だというふうに認識しております。以上です。

○議長(宮田勝則君) 1番、堀田君。

○1番議員(堀田直孝君) それでは、議案第11号の高額療養費の基金について

お尋ねしますが、ここまで提案されるには、国保の場合は、国保運営協議会というのに諮って提案されるわけです。ここに村上議員、桂委員長がおられました、そのときの説明で、他の法律との兼ね合いというのが委員会の中で説明されましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員のご質問にお答えします。

他の法律というのは、国民健康保険法の上位法等ということでしょうか。

○1番議員（堀田直孝君）高額認定に対する関連の法律。

○保健衛生課長（松下公夫君）お答えいたします。

まず、国保運営審議会の中で、ご提案の中で説明させていただいた内容として、先ほど概要の中でもお話ししておりますけれども、平成19年と平成24年に限度額認定証が発行できるようになったということで、平成23年度を最後に今回の基金の利用があっていないというお話はさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、私が引がかかるところは、この概要書の説明では、高額認定制度が始まって、全てにおいて高額療養費が必要な方には、窓口で3割を負担、今まで高額を受けていた以外の金額、ここで事例でいうと、医療費50万円に対して3割負担、そうした場合、15万円を払わなければいけないけれども、3万5,400円が認定額ということで、その分は払わなくてもいいよということなんです、果たしてこれが全ての人に適用があるか。違いますよね。

健康保険の場合、全てじゃなくて、この場合は、あくまでも税金のほうからいきますと税金を完納される方の適用であり、これが未納の方については適用除外ですね。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えします。

堀田議員がおっしゃるように、この限度額認定証というのは、原則で発行ということで、もちろん国保税等で未納がある場合については発行できないというような取決めになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、この概要書を見ると、3万5,400円かということであれば、誰でも払えるよねというふうに、この概要書では解釈しますが、よく見ると、これは70歳未満の非課税世帯の場合の例です。じゃ、課税世帯は幾ら払わなければいけないのか。所得によって違うと思いますが、その辺りは幾らになりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時21分）

(午後 3時22分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えします。

手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、ある程度概略になるかと思えます。

確かに非課税世帯で3万5,400円と、4段階に分かれておりまして、次の階で5万7,600円、その上で8万1,000円、その上で15万6,000円と。やはり所得層に応じて負担額が変わってくるというふうな形になっております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、一般的に、この概要書を見たら、たったそれだけかと言いますが、ここで今言われた金額は相当な金額になるかと思えます。

一般の方は、入院された場合、健康保険以外に民間の保険に入っております。十分賄うことはできます。しかしながら、生活困窮者、困窮者といっても私のあった事例では高額所得者だったんです。家庭の事情で土地を売らなければならない事情になった。それが自分に入るわけじゃなかった。しかしながら、売ってしまったということで高額。今言われた十何万円の負担をしなければならないようなときには、まだ貸付けがあったんでよかったですけれども、そういう滞納者が1年6か月で大体高額認定を取り消されます。滞納が1年続いたら資格証明です。じゃ、資格証明を持っておられる方の高額が発生した場合は、どういった取扱いになりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）これはあくまで内規ではございますけれども、短期資格を取得されている方に、限度額認定証の交付基準というのを別につくりまして、その中でどうしても必要という方に対しては交付するという形を今のところ取らせていただいております。

ただ、あくまでその状況については精査をさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）そういう場合に、高額、まだ基金を必要とする人がいる中で、なぜここで廃止をしなければいけないのか。廃止をする代替案があるのか、お伺いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまご指摘いただきました代替案等はあるのかというお話です。

やはり県下で今この貸付基金条例が存在するのが15団体というふうに現在になっております。そういう中で、以前はこの貸付制度があったけども今はな

いというところで、ちょっと調べてみますと、国民健康保険高額療養費受領委任払制度実施要綱等を整備して、この基金条例を廃止しているという市町村がございます。今後、西原村としても、この受領委任払制度の要綱を整備して、今回のこの基金廃止条例の救済措置といいますか、そういう形で取らせていただくなればというふうに今考えているところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）先ほど休憩時間に桂委員長ともお話しした中で、こういうものをつくらなければならないならば、最初から廃案せずに、このまま基金を使えばいいんじゃないかと。なぜここで廃止をする理由が要るのかということをお話ししましたが、私はこれをわざわざ廃止する案じゃないと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

私の場合は、国保運営委員ということで、運営委員会の中で説明をお受けしたんですが、そのときの説明が、委員さん5名おられるんですが、こういうものに対して、じゃ、よく知っておられるかということ、ほとんどの方がそこまで分かっているところはないと思うんです。その中で説明があったのが、先ほど言われましたけれども、この図のように説明は受けました。そして、23年からこれを使っているというのがないということであったものですから、皆さんそれだったら多分ことじゃ……なかったのかなと。ご意見ないですか、何か聞きたいことはないですかということに進めたんですが、皆さん、それだったらしょうがないかなというような感じになったと思うんです。

今度は総務委員会の中で、いろんな話をしよって、堀田議員が先ほど言われましたけれども、その中でいろんな議論がありました。そして、これを廃止するのであれば、代替で何かなからんと、もしあったときどうするのかと。一般財源の中に入れて、一般財源から出せるのかという話があったんです。そのときに、ほかの市ののがあって、それをちょっと参考にとということでお話があったんですが、じゃ、そこまでするのに、本当にこれを廃止せんでもいいんじゃないか、それをするんだったら一緒じゃないかというご意見だったというふうに思います。

そういうところを考えると、こういう廃案をするということであれば、やっぱりきちんとしたことを委員会の中でも話をする。そうすれば皆さん方もよく分かるのではないかなと。例を挙げてでも話をして、こういうことですよということでお話をされておったら、そこで意見が出たんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、今後どういうふうに説明されますか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいま桂議員よりご指摘いただきましたとおり、委員会等の中で、当時はまだ西原村の代替案といたしますか、そういうところまでお示しすることができておりませんでした。そういう中で、今日、荒尾市の例をお見せした程度でございます。

今後は、こういう条例改正並びに予算等議会にお諮りする場合には、もっと勉強し、その辺りを精査した上で皆さんにお諮りするという形を取っていきたいと思います。失礼します。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

それでは、反対討論を申し上げます。

やはり健康保険制度自体が人の命を守ると。平等に医療を受けられる。これはもう国民の必要最小限の保障がされている。これを基に健康保険も制度が始まったものと思われま。

今回、あくまでも高額療養費、医療費分、保険適用分だけを論議されておりますが、実際、皆さん入院された経験がある方、村長もこの間入院されておりましたが、保険適用外がかなりありますよね、実際。個室に入れたくなくても満床だから取りあえず個室に入る。ベッド差額代。手術後に必要なおむつ代、様々なそういうものを換算しますと、保険会社からのデータが出ておりますが、平均1日2万1,000円の適用外の費用が必要ということが示されております。

ということで、じゃ、今、完全看護の病院です。でも、家族はどうなのか。着替えを取りに行ったり、持って行ったり、食事を運んだり。俗に言う逸失収入です。今、コロナで子どもたちが待機しております。それに対して各家庭が負担すべき仕事ができないという逸失収入が減。増えます。こういうものを換算すると、保険に入っていない家庭は結局お金を借らなければならない。でも、金融機関はそこまで担保がない限り貸しません。となると、大きい借金を抱え込む。最終的に今の死因の第1位、病気みたいですけども、上位を占めている自殺。そこまで人の命を追い込む可能性もある。そのためのこの制度であります。

地震のときに、西原村役場は、あの災害時でなくなった人が直接5名だった。これは何だったか。発災対応型防災訓練を含め備えがあったわけですよ。ですから、少ない被害、亡くなった方には申し訳ないですけども、助かった方が多かった。ですから、こういういざと、災害もそうです。毎年起きるわけではありません。ひょっとしたら200年に1回しか起きないという

災害に対して、常にいつかはあろう、いつかはあろうという訓練がたまものだったと思います。

ですから、こういう基金も、何年も使っていないからじゃなくて、いつ発生するか、発生したときに救済をしてあげるという制度を残すべきじゃなからうかと思えます。ですから、反対の討論をいたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立なし）

○議長（宮田勝則君）起立なし。

よって、議案第11号は否決されました。

日程第9、議案第12号、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。

水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

設置目的が達成された水田農業確立特別基金を廃止するため水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

めくっていただきますと、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の案を添付してございます。ここからはお配りしております概要書に沿ってご説明をいたします。概要書をご覧ください。

水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）の概要。

議案番号第12号でございます。

内容でございます。

1、条例制定の趣旨。

水田農業確立後期対策が平成2年度から平成4年度において実施されるにあたり、平成元年度に前期対策から後期対策への円滑な移行に資するための

経費として水田農業確立特別交付金が交付されました。交付金は水田農業確立特別基金として積み立て、平成5年度までにその目的に応じた用途を行っております。平成30年度からは行政による米の生産数量目標の配分が廃止となり、その設置目的が達成され不用となった水田農業確立特別基金を廃止するために制定するものであります。

2番、主な内容でございます。

設置目的が達成され不用となった水田農業確立特別基金を廃止し、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止します。

3番、施行期日でございます。

公布の日から施行することとしております。

以下、参考といたしまして、水田農業確立後期対策の概要を記載しております。以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、水田農業確立特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第13号、西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定について。

西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。設置目的が達成された西原村ふるさと創生人材育成基金を廃止するため西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する必要がある。これ

が、この議案を提出する理由である。

条例制定の内容説明につきましては、先に皆様のお席にお配りしております西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例（案）の概要によりご説明させていただきます。

議案番号第13号、条例名、西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例。

条例制定の趣旨。

西原村ふるさと創生人材育成基金は、平成元年度に国の施策でふるさと創生事業として交付された1億円を基に創設された基金であります。この基金は平成19年度からは取崩し等を行っておらず、現在は地域づくり補助金や人材育成関係予算につきましては一般財源で予算計上を行っており、この基金造成の目的が達成されており不用となった西原村ふるさと創生人材育成基金を廃止するために制定するものである。

主な内容ですが、基金活用の主な事業内容としまして、平成元年度に和太鼓の購入、平成2年度に温泉調査、それから平成4年度、5年度、7年度、9年度、15年度に海外研修助成を行っております。平成15年度からは、国は長期にわたる景気の低迷等のため、行政改革大綱により市町村合併の推進や地方交付税の段階的な削減が行われ、本村では村づくりを進めるために、この基金を毎年2,500万円取り崩し、地域づくりや人材育成、福祉の充実、産業の振興などを行う予算に充てられてきており、平成15年度から平成18年度までの4年間で1億円を取り崩してきており、現在残高となっております。

3、基金残高56万3,280円、年利0.01%、年間利息が約56円ほどになります。

4、施行期日、公布の日から施行する。

こちらは、平成15年度からは交付税の段階的な引下げがあり、当時の政策判断により、この基金を取り崩しても財源とされているということでございます。

この基金は果実運用型の基金で、利息で運用する基金となっており、今の積立額であれば、金利のほうも限られてくるというような状況になっております。

以上が本条例制定の内容であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

今、ご説明にありました地域づくりの補助金、これに関しましては、去年度は80万円ぐらいの不用額になっていたかと思います。去年度から地域づくりのお金の使い方に限度がございまして、地域によっては高齢化も進んでお

り、この地域づくりに関しての補助金というのを使いこなしておりませんか
と思います。人材育成の関連に関しまして、一般財源のほうからと言われま
したが、具体的にどのような財源の中から出しておられるのかお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初、地域づくりの補助金ということでございますが、例年、毎年
500万円ほど予算を計上させていただいておりまして、本年度の申請につ
きましても、先ほど村上議員のほうからありましたように補正予算のほうで85
万円ほど減額はさせていただいておりますが、一応、これにつきましては、
以前は設備とか投資とか何でもできるというような形で使われてきたとい
うことで、あまりにも、ちょっと使い方の規制をかけないといけないとい
う形で、昨年度から要綱等をつくりまして、地域づくりの補助金のほうは
実施している状況でございます。

それと2点目なんです、一応こちらにつきましては、ちょっと私のほう
で、今現在、財源的には一般財源で充てておりますので、どの事業がと言
われると、各課、多岐にわたりますので、ちょっと今ここですぐには回答
ができない状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）各課に分かれている一般財源というのは、人
づくりの基金というだけに充てられているじゃなくて、やっぱり村民全体
に充てられているというような解釈でございますか。村民全体に人材育成
資金を活用しているというような考えでいいですか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご質問にお答えしたいと思
いますが、こちらに書いております15年からの基金を取り崩して地域づく
りとか福祉の充実に充てられたというようなお話をしておりますので、そ
ちらについて、若干どういった、ちょっと15年度の資料しかございませ
んが、高遊のほうの街路灯の設置工事に500万円とか、地域づくりの
補助金のほうに500万円、あとはシルバー人材関係で構造改善センター
のほうをシルバー人材のほうに活用しているという形で、この管理委託
料に250万円とか、そういった形で平成15年度、あとはEM菌関係、そ
れとあと教育委員会でいきますと特色ある学校づくり推進補助金、こ
れを各校50万円の150万円とか、あとは西部十勝の少年少女国内研修
のこれは来られたときのバスの借り上げとかと、逆に行く分につきましては、
この当時は南部6か町村で少年少女の北海道研修または中学校の韓国
研修等が実施されておりました、そういった、この場合は負担金にな
っておりますが、負担金に充てておるということでございます。これ
で毎年2,500万円ずつ取り崩してきておるという状況であります。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）よく分かりました。

私の考え方からしますと、人材育成というのは、これから西原村を背負っていく人材、また西原村で活躍していけるような、そういう人材の確保というのを求めていくための基金だと考えておりました。やっぱり今から自分たちが後継者を作り上げていくのには、この人材基金というのは名称を変えてでも残していくべきではないかと私は思います。

今後の西原村の将来を見越しますと、やっぱり子どもたち、青少年、やる気のある人たちには、村としても、支援していろんな事業面でも、全額とはいきませんが、支援してくのには、この西原村ふるさと創生人材育成基金という名称を変えてでも残していくべきではないかと思えます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、最初に言いました地域づくり補助金、これはいろいろ手続が厳しくなったとおっしゃいますけれども、野放しでしておったならば、例えば飲食とか、物をちょっと買ったりとか、本来は部落で本当にしなくちゃならないのをこれからは請求が上がってきたということで、やはり何でもかんでもはいかんだらうということで、これは以前から、私も監査しておったときからの懸案事項でもございましたので、だから、それをちょっと縛りじゃないけれども、書類を出していただくということで、手続が要るようになったということでございます。

それから、ふるさと人材育成基金の話でございますけれども、この中でも子どもに対する今まで出してきたものもいろいろございます。子ども会の補助金とか、青少年健全育成村民会議とか、あるいは特色ある学校づくりとか、その補助金とか、いろんなものをしておりました。これから全部出しておりましたけれども、基金に持ってあって、それを一般会計に入れて、それからまた出しておったという流れで出しておったわけですね。だから、それをもう一般会計から、それぞれの各課から上がってくるのを出しましょうということで、今は出しておらないということで、今はしばらく使っていないというような状況であります。

今日、午前中申しましたが、中学生あたりの修学旅行を海外まで、例えば近場の海外、中国、韓国、台湾とか、そういったところあたりまで子どもたちの見識を広めるためにも修学旅行をやろうか、それには補助金を出してやりましょうかということをおちよつと考えておるところでもあります。

だから、そういったことで、それも本来ならばふるさと人材育成基金になるかもしれませんが、それも村の一般会計の中から出していこうと。基金もいろいろございますけれども、そういったことで整理するならばということで、今回は廃止するならばということで思っております。

その育成基金から出してもよろしゅうございます。それに金を入れて、そ

れから出してもよろしゅうございますけれども、それに入れて、また一般会計に戻して、一般会計からまた出すような形になりますので、手続もあっちへ行ったり、こっちへ行ったりということでもありますので、簡素化したと言えば簡素化、一般会計から出していこうということでもありますので、どうかそこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）よく分かりました。でも、私の考え方からすれば、人材育成という名称、これはやっぱり村として条例的に残す名称だろうとは思いますが、今後も出し入れは難しいかもしれんですけれども、一応このある条例は、私は残すべきだと思いますけども。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑はございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今、課長並びに村長さんからの答弁もございましたが、基本的に私たちも、これは説明もありましたように、ふるさと創生からの事業で1億円来たので運用して使ってやっていたと思って、私もこれで一応海外研修をさせていただきました。それで、一緒に行った中でも高校生が2名おりました。まだ高校生で、あとは農業するというので、今現在は大規模に農業をしております、その人たちも。その面からすれば、その後はオーストラリアへ商工会あたりが行っていましたが、残っていっぱいやっている人がおると思います。

ということで、金があつてつけば、ああいう大規模の人数でなくてもいいので、この基金というんですか、先ほど一般会計からの運用でやるというような、結局は条例を見ましても、一般会計の歳入歳出予算で定めてやるというようなことになっております。そして、ほかもそこで使うというか、何か確定した窓口というか、そういうものがあって、今、村長が言われましたように、今からの小さい子どもたちに海外の目をと。日本の国が大体もう海外対応といいますか、そういう時代になっておりますので、また熊本空港がアジアを起点として新しく生まれ変わるということで、大いにそういう感じで子どもたちを外に目を向けて、地元を見つめるというか、そういうことで活用していただくならと思っております。

今までの、財政が悪かったといきませんが、財政が大変でしたので、なかなかその基金に充当ができなかった、積立てができなかったと思っております。地震で大変かとは思いますが、そういう意味合いで確実な、そこに500万円なら500万円、幾らなら幾らと積み立てておいて残してもらいたいというか、そういう思惑が私としてはあります。前あったのが、ちゃんとした創生事業の1億円があつて、その利子でいったり、いろいろ、そうやって後で財政の取崩しをしたから、もうないよというんじゃないして、一般会計からこ

これは人材育成の基金に毎年幾らかを積み立てて、それならやろうかというよ
うな、何か確定したといいますか、事業か何かどういふのかは分からん、そ
うなった場合はちょっと考えが変わるかとは思いますが、一般財源のほうか
ら、そういう確実な形で積み立ててやって、子どもたちをやっていただくな
らという切な思いがありますので、そういう考えはどうかなのことをち
よっと村長さん。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）必ずしも積立てをしなくても、村の一般会計から出して
でもやりたいという思いは持っております。わざわざまたこの基金を積み立
てるならば、今までやってきたこともこの中から出していくのか、地域づく
りとか子ども青少年健全育成会議とか、そういうものを出していくのか、そ
れをまた戻すのか。戻さんならば、今から先あるのは、そういった子どもた
ちの中学生なら中学生の海外研修とか、あるいは若い世代、高校生あたりで
もいいですよ。そういった人たちが勉強したいという意識があれば、それは
一般会計からも出していいというふうな考えは持っております。それが議員
さんにも、しっかりとこの予算書の中にも出てくる話でありますので、一番
分かりやすいんじゃないかなというふうな思いをしております。

林田議員も行っておられます。山下議員も行っておられます。さすがに行
った方は優秀な方ばかりというふうに捉えておりますけれども、多くの方が
行っておられます。オーストラリア、アメリカ西海岸、西海岸が2回、ヨー
ロッパに中国と。中国は農家の方が多いようですね。農家の方々が中国に行
っておられるということで、こういったことをしたほうが良いと言われれば、
してもいいと思います。そういったことで農家の意欲が増すとか、私も議員
のときに中国に行きました。そのときに色のついたピーマンがあればいいな
と思っておりました。パプリカですね、今の。それが工場のようなところで
植えてあるということで、中国というとは私はそれまではちょっと見下げた思
いはしておりましたけれども、さすがに中国だなというふうな思いもしまし
た。

そういったことを見るのも一つの勉強になりはしないかということであり
ますので、そういったときに予算を組んで海外研修をするとか、そういった
ことがあれば、議員さんの中から、こういったところに行つてはどうか、あ
そこはよかったよとかという提案があれば、その中で進めていくなればなど
いうふうに思っておりますので、今回は条例の廃止ということでありませ
けれども、それに代わるものは幾つもあるというふうに思っております。以上
です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、村長の思いも分かりました。

ただ、廃案することなく、これも生かされるんじゃないかなと。事業の内

容はそっちの方向で動いてすれば、先ほどから言いましたように、もう年度年度で普遍的なあれより、ある程度がばっと確定したあれで運用するというか、書面上のあれは大変だろうと思いますが、そのほうが確実に目的を達成できるんじゃないかなと。そのときの予算予算で、ああ、ちょい待てというより、どうかなという感じも受けますので、できますならば、そういう方向で向けられてはどうかと思います。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） これに毎年2,000万円入れてもよろしゅうございます。1,000万円でも2,000万円でも。それをまたあと一回一般会計に入れなくちゃなりません。そこで審議してできるかできないかということをもたまたま諮らなくちゃなりません。例えば一発で、さっきおっしゃいましたけれども、これに入れるならば、今までやってきたこともこれに入れていいんですかと。そういうこともお聞きしたいんです。それよりも今までやってきたことも一般会計から出してありますので、今後、新たなことがあったならば一般会計から出してもいいじゃなかろうかなという思いであります。そこを理解していただけるかなというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君） 8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君） この原資となるのは、先ほどから言いましたように、ふるさと創生事業によってできた。それは何でもつくりなさいという何もないやつでやったと思いますが、そうやって、これをしなさいという条例にはうたってないわけですね。それで、あくまで自ら考え、自ら実践する地域づくりによる西原村ふるさと人材育成事業、そういう何かちょっと名目か処分内容、それにこだわらなくても、基本的な名前の表題のように、人材育成のために、ぼんと、それが地域づくりにつながるという考えでもってやってもらえばいいかなということで、わざわざ、事務処理は大変かもしれないけれども、先ほどから言っていますように、ちゃんとした確定したあれを積み立てる、つくるのがいいんじゃないかということで思っておりますが、あとは皆さんのあれで、私はこれで質問を終わります。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君） 私は、廃止に反対させていただきます。

今、国連では、SDGsというような17項目の目標とか、そういうふうで動いております。そういうふうな目標もございまして、西原村でそのような教育や世界の動きをやっぱり子どもたち、また若者、青年、そういう人たちが勉強していくのには、世界を視野に入れた勉強、また仕事をしていくため

の後押しにするには、やっぱり必要な大事な条例かと思います。

もう世界が小さくなっております。西原村が村ではなくて、世界の中の西原村でやっていくには、人材育成というのは大事かと思いますので、私はこの廃止にしては反対させていただきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに討論ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）このふるさと創生基金、監査をしておりまして、もう十数年動いておりませんので、これはもうやめたらいいんじゃないかというようなことで、監査のほうでもお話をさせていただいております、この基金の56万3,000円、利率運用というようなことでもありましたので、これぐらい少なくなって何に使うんだというようなことで、私は言った覚えもあります。

しかし、人材育成は大変大事なことだと思っております。村長が言われますように条例廃止は仕方がないかなと私は思っておりますけれども、やはり何らかの形で、毎年、子どもたちの将来のために、子どもたちの地域づくりといいますか、子どもたちの世界を見る目を育てていただくために、毎年、基金というか、そういうものを残していただくならば、条例を廃止しても私はいいかなと思っております。

私も結構海外にやらせていただきまして、私は県のほうからですけれども、やはり世界を見るということは本当に素晴らしいことだなど。いろんな体験を人ができないものを二十歳からやっておりますので、やはり人づくりする上においては、私はそんな人間ではありませんけれども、やはり世界を見られるということは素晴らしいことだ。今からの学生たちにとっても、どんどん今から世界に出ていっていただいて、学校、教育委員会のほうでも頑張っていて、いろんな情報を集めていただいて、西原村の子どもたちをもっともっと世界に通じる人間に育てていただくならばと思っておりますので、私は条例を廃止してもその形を残していただくということであれば賛成といたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村ふるさと創生人材育成基金条例を廃止する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮田勝則君）起立多数。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第14号、西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する

条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君)議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定について。

西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。設置目的が達成された西原村中山間地域活性化推進基金を廃止するため西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

条例制定の内容説明につきましては、先に皆様の議席にお配りしております西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例(案)の概要によりご説明させていただきます。

議案番号第14号、内容にいきます。

1、条例制定の趣旨。

西原村中山間地域活性化推進基金は、平成10年度に国・県の補助事業を活用して中山間地域活性化推進事業を平成10年度から平成14年度までの5年間で実施するために創設された基金であります。その補助事業は終了しており、設置目的が達成され不用となった西原村中山間地域活性化推進基金を廃止するために制定するものである。

当時の主な事業内容ですが、中山間地域活性化推進事業、全体事業費としまして1,500万円、内訳としまして、国が3分の1の500万円、県が3分の1の500万円、村が3分の1の500万円という形で1,500万円になっております。

事業費の支出状況でございますが、平成10年度事業費約500万円、平成11年度事業費が430万円、平成12年度事業費280万円、平成13年度事業費200万円、平成14年度の事業費約90万円でございます。

主な事業内容につきましては、中山間地域活性化協議会の設立、あとは講演会や農産加工等先進地視察研修等を行われております。大切畑ダムでのいかだ競争など、このときライフジャケット等の購入等もあっております。原野での草刈り体験、フォトコンテスト、パンフレット作成、あと各種活動助成等を行っておられます。この助成の中には、俵山交流館のコスモス園の作成とか、小物野菜栽培推進試作とか、そういった部分が補助されておるといような状況でございます。

3の施行期日、公布の日から施行する。

こちらのほうも詳しい資料が残っておりませんので、分かる範囲で調べております。

以上が本条例制定の内容であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 4時20分 散 会

第 3 号 (3 月 1 7 日)

令和2年第1回西原村議会定例会会議録

令和2年3月17日、令和2年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年3月17日（火曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第15号 | 令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）
について |
| 日程第 2 | 議案第16号 | 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 3 | 議案第17号 | 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 4 | 議案第18号 | 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 5 | 議案第19号 | 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 6 | 議案第20号 | 令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 7 | 議案第21号 | 令和2年度西原村一般会計予算について |

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第15号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,536万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,198万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

説明いたします。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

款2 総務費、項1 総務管理費、木造仮設住宅利活用事業1,382万5,000円。

款5 農林水産業費、項1 農業費、被災農業者農舎等復旧支援事業5,896万4,000円。

款6 商工費、項1 商工費、事業用仮設店舗移転事業500万円。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、道路維持事業900万円、道路新設改良事業5,285万4,000円、道路震災対策事業668万7,000円、宅地耐震化推進事業13億6,320万円、小規模住宅地区改良事業2億5,314万2,000円。

款8 消防費、項1 消防費、消防団詰所等再建事業4,205万3,000円。

款9 教育費、項2 小学校費、山西小学校防災機能強化事業3,350万円、山西小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,265万円、河原小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業655万円。項3 中学校費、西原中学校防災機能強化事業3,350万円、西原中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,020万円。項4 社会教育費、村指定文化財保存管理事業（熊本地震）4,872万5,000円。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業5,500万円。項2 公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう災害復旧事業4,450万円、現年度河原団地災害復旧事業671万4,000円。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

説明いたします。

1、追加。起債の目的、14学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業）、15学校教育施設等整備事業債（情報通信ネットワーク環境施設整備事業）、限度額4,460万円、1,460万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、変更でございます。起債の目的、4緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車購入事業）、5公共事業等債（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）、6公共事業等債（小規模住宅地区改良事業）、8宅地耐震化推進事業債（宅地耐震化推進事業）、11農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・現補災）。

補正前、限度額2,080万円、2,250万円、5億8,970万円、4億円、400万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正後でございます。限度額1,540万円、2,110万円、3億1,860万円、7億160万円、140万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款1 村税、項1 村民税、目1 個人、目2 法人税合わせまして1億1,508万6,000円の増額補正でございます。

項2 固定資産税、目1 固定資産税4,039万6,000円の増額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款11 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税1,647万2,000円の減額補正、特別交付税の減額でございます。

14ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金3,657万1,000円の増額補正、防災機能強化事業国庫補助金及び情報通信ネットワーク環境施設整備国庫補助金の増額等でございます。

16ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金1,541万1,000円の減額補正でございます。被災農業者農舎等復旧支援事業補助金等の減額等でございます。

17ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金1,354万2,000円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の減額等でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款22村債、項1村債、目2公共事業等債2億7,250万円の減額補正。小規模住宅地区改良事業等の減額でございます。目4教育福祉施設等整備事業債5,920万円の増額補正、学校教育施設等整備事業債、防災機能強化事業、情報通信ネットワーク環境施設整備事業分の増額でございます。目6災害復旧事業債2億9,900万円の増額補正。宅地耐震化推進事業債3億160万円の増額等でございます。

次に、21ページから歳出でございます。

22ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費9,995万2,000円の増額。公共施設整備基金積立金の増額等でございます。

23ページをお願いいたします。

目15震災対策費1,658万3,000円の減額補正。地方自治法による災害派遣職員給与等負担金等の減額でございます。

31ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費2,348万2,000円の減額補正。合併浄化槽設置等補助金の減額等でございます。

33ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費1,924万2,000円の減額補正。被災農業者農舎等復旧支援事業補助金の減額でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,121万6,000円の減額補正。プレミアム付商品券事業関係の減額等でございます。

34ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費5億9,709万4,000円の増額補正。宅地耐震化推進事業工事の増額等でございます。

35ページをお願いします。

目5の集落復興事業費でございます。6億223万9,000円の減額補正。小規

模住宅地区改良工事の減額等でございます。

36ページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費5,127万円の増額補正。情報通信ネットワーク環境施設整備工事、屋外防災施設（トイレ）整備工事の増額等でございます。

38ページをお願いいたします。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費4,194万5,000円の増額補正。情報通信ネットワーク環境施設整備工事、屋外防災施設（トイレ）整備工事の増額等でございます。

40ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1,167万5,000円の減額補正。農地等災害復旧工事の減額等でございます。

款11公債費、項1公債費、目2利子1,411万2,000円の減額補正。一時借入金利子の減額等でございます。

あと、予備費に1億7,718万1,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は教育委員会の36と38になります。

小学校あるいは中学校の防災施設、トイレの設計委託料150万円、それと工事費3,200万円。小・中学校ありますけれども、同じ値段で予算を上げておられますけれども、これは両方合わせて3,200万円ですか、それとも片方の。150万円と3,200万円ですから6,700万円です、両方だと、小・中学校合わせて、設計費と設計委託料と工事費で。これは1校ですか、それとも両方ですか。小・中学校、両方の部分ですね、6,700万円ありますけれども。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

予算上は一応2つ合わせて6,700万円でございますが、山西小学校1か所、西中に1か所ということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）ということは、設計は、これは3社見積り、あるいは工事費も3社見積りされたわけですか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）見積りというか、概算で予算取りをさせていただいております。

計算上は、設計の委託料につきましては、県の基準にのっとりまして1か

所当たり230万円ぐらいかかっております。今の段階では、同じ規模のやつを造れば設計費は安くなるだろうということで、片方150万円ずつ上げさせていただいているというところがございます。建物というか、物につきましては、一応概算で、まだ今からの設計でございますので、一番国の予算を取る上では、見積りを出していただいた概算見積りで上げさせていただいておるといってございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）私たちも小学校、中学校、震災でトイレが悪いということは分かっております。造らないかんということも議場の席で申しておりますから、造るのは、それは当たり前ですけども、僕がこう考えた場合、1か所3,200万円といたしますと、やっぱり個人の家でも相当いい家ができると思います。

それに絡みまして、たかがトイレという横柄ですけども、どれだけの設備でこの3,200万円のトイレを、相当立派なトイレができるんじゃないかと思っておりますけれども、今のお話を聞きますと概算ですから、もっと安くなると思っておりますけれども、できるだけ予算を削ってしてもらいたいと、私は思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）今、山下議員のおっしゃいましたとおりでございます。予算につきましては概算でさせていただいております。

今後、設計のほうに入りまして、できるだけその場に合った必要最小限度で抑えたいと思っております。中に浄化槽を何人槽で入れるかで浄化槽の規模が変わってきますので、浄化槽の値段がかなり跳ね上がるんじゃないかなと思っております。

予算計上につきましても、かなりどうしようかということで村長あたりともご相談したんですが、一応概算でということで上げさせていただいて、県のほうとのやり取りの中で、最終的には出来高、面積が変わっても、規模が縮小しても、金額が最終的に実績の3分の1の補助ということで、お墨つきを頂いておりますので、なるだけ必要最小限度で抑えるならと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）山下君、ようございますか。

○7番議員（山下一義君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは14ページになります。

目7の商工費でプレミアム商品券事業補助金が535万6,000円の減額になっております。また、補正前の金額は1,200万円ほどありました。この1,200万

円は購入できる対象者が決まっておりますけれども、大体どれぐらいの人が対象者で、また、それから減額になったということの内容的な検証はどういうふうにされていますでしょうか。また、購入対象者に対しての告知は完全に全員にされていたのか。その辺をお聞きいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えします。

プレミアム付商品券事業につきまして、低所得者向けと子育ての分と分かれておりました、低所得者につきましては1,453名の対象者がございました。申請が上がって引換券の発送をしておりますのが274件になっております。これは3月9日現在でございますが、割合的には18.9%ということになっております。子育て世帯につきましては、所得制限等はありませんので、対象者が193名に対して、もう全員に引換券の発送のほうは行っております。

トータルしまして合計で対象者が1,646名、引換券の発送者が467名になっております。発送自体の割合としましては、トータルで28.4%ほどになっておると。実際に購入者につきましては、これは延べ人数にちょっとなりませんが、309名ということになります。

あと、告知につきましては、低所得者につきましては対象になる者をピックアップしまして全世帯のほうにお送りをしておるという状況になっております。

それと、あと割合的にちょっと低いという形もございますが、県内の状況を見ますと、県全体の平均で低所得者のほうの部分の調査がございまして、これは1月24日現在の数でございますが、引換券の申請をされている率としまして36.1%が県内での平均になっております。この時点では西原村が18.3%というところでございます。多いところは、嘉島町あたりは45.7%ほどいっているというところもございしますが、一応、村内で利用できるという部分と、あと低所得者という部分でのところで、この割合になってきたのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。

大体2万円で購入すると2万5,000円の商品が購入できる。5,000円商品も多く買えるという便利なものであると私も考えておりましたけれども、購入率からすると、やはり530万円ほど使われていないと。

この辺をやはり西原村でもいろいろ考えなくてはいけないのかなというふうに思っているのが、普通だったら皆さん満額を買われて、便利な商品券であると同時に、やはり低所得者、その辺になりますと、そこもいろいろ考えながら購入されなかったのかなというふうな考えもございします。

この辺のほうの検証というのは、今からされますでしょうか。それとも今されていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

この検証につきましては、一応、子育て世帯、低所得者、両方ございまして、子育て世帯にはもう全世帯のほうにも送っております。結局、言われるように購入できるという部分が村内の事業者さんあたりになるというところと、あと金額的に余裕があれば、今までのプレミアム付商品券であればあったかと思いますが、今回はもう低所得者と子育て世帯と限定されておりますので、その方々の利用がなかったというふうには考えております。

毎月の広報のほうに、いつまで使えますという形でずっと上げてきたわけでございます。今後、最終的な検証につきましては、また最終的な数字が出て検証していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

本来であれば便利なプレミアム商品券でありますけれども、こういうものを使われなかった。便利じゃなくて使われなかったのか、それとも、購入したいけれども、お金とかその辺の関係があって購入できなかったのか。

そういったものを例えば何か封筒か何か送られるときにでも検証していただくようなアンケート調査等をしていただくと、その辺の内容が分かると思いますし、これからの西原村でいろいろやっていく中で、そういうことも考えていけばいいのかなと思っております。そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）できればそういった形でやりたい部分もございしますが、基本的に購入者あたりの個人情報等もございしますので、一概に買った方に、買われなかった方というふうなアンケートはちょっと難しいかなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）今回はプレミアム商品券でありますけれども、今、西原村の実態調査という中で、そういう方々がおられるということで、ほかの課もおられますので、そういうふうな課でもいろいろ検証ができるものと思っておりますので、その辺ができればと思っております。ほかの課の方々にもそういうことがもしできるのであれば、そちらのほうでもお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時30分）

（午前10時34分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

再度、私の言うことは同じかと思いますが、地域づくりの補助金が減額に今年もなっております。前年度も同じ金額ぐらいが不用額で上がっておったと思います。私の考え方からしますと、多分同じ地区の人たちが使っていないのじゃないかと思います。できれば村のほうからのアドバイス等をしてもらえたら、どんなふうな使い勝手があるかというようなこともできせんかと思います。その点を、課長、どうかアドバイスしてもらえないかという事ですけれども、お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えいたします。

地域づくり補助金につきましては、毎年、区長会議のほうでご説明をさせていただいております。その中で、ある程度の事例的な話はさせていただいているということでございます。

すみません、昨年度と今年度の申請をしていない地区が一緒じゃないかという話でございましたけれども、ちょっと昨年度の資料がお持ちしておりませんので、その比較はできませんが、一応、本年度につきましては、9地区ほど申請のほうはされていないという状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）多分されていないところは高齢化が進んでいるところだろうと思います。ぜひ村としても、できればそういう地区に関しては、去年ともう一つ前の年のことをちょっと合わせて、もう全然使っていないというようなところがございましたら、行政のほうからいろいろなアドバイスのほうをよろしく願いいたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時35分）

（午前10時36分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページは24ページ、委託料で語り部育成事業委託料と震災遺構保存事業、これは200万円予算を組んでおりましたが、全額両方とも減額補正ということでありまして、これは理由はどんなことですか。それと、今後この計画は進めていかれるのか、それが1点と、26ページです。老人福祉費の報償費、金婚夫婦記念品代。今年はコロナウイルスでのぎくまつりが中止になりました。そのためか金婚夫婦の記念代が減額補正となっております、こ

これは当初予算にも計画がなかったから、もうやらないということでしょうか。その辺のところをちょっとお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お答えいたします。

語り部育成委託料と震災遺構保存委託料ということなんですけれども、これは企画のほうで補助金を頂いて、うちのほうで事業をやっております。今年集落再生やその他の工事も終わると予定しております。集落単位で話をさせていただいております。取りあえず小規模住宅地区等改良事業でまちづくりという補助金を頂いていますので、今年に関しましては、そういうところで、今後、遺構だったりとか語り部の育成を誰がしようとかいいうのを話させていただいております。今上がっていますのが、語り部育成は、各集落集まって、半日ぐらいかけて、例えば古閑とか大切畑、布田とかいう順路を決めて育成できないかということで、村で計画しております。来年度以降、こういうお金をまた活用して進めていければということで考えております。

また、震災遺構に関しましては、どこの集落もやっぱりどうにか残したいという話を伺っております。一番多いのが、各公民館が今年建設されるんですけれども、そこに地震前と地震直後と工事完了後の写真等を並べて、小さい資料館でも作りたいなという話を伺っております。それと併せて、こういう大災害だったんで、慰霊碑だったり、記念碑を小さくてもいいから建てたいという話を伺っていますので、それも来年度以降、話をまとめて再度計上させていただきたいと予定しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野君、今の答弁でよろしいですか。

○6番議員（上野正博君）はい。

○議長（宮田勝則君）では、住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）上野議員のご質問にお答えいたします。

金婚夫婦の記念品代ということで、15万1,000円減額補正させていただいております。例年、十数組の金婚夫婦の表彰を受けられる方がいらっしゃいますが、今年度につきましては5組ということで、受賞者が少なかったという部分で不用額のほうを落とさせていただいております。広報とか防災無線とかで表彰を希望される方ということで、あくまでもご夫婦の希望により表彰のほうを行わせていただいておりますので、令和元年度については5組ということで、少なかったというふうにご理解をいただきたいと思います。

今言われましたのぎく荘の分は、社協さんの独自のダイヤモンド婚とか、そちらのほうの部分で、この予算とは一切関わりございません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）私もダイヤモンド婚のことなんですけれども、ダイヤモンド婚ができなかったんでしょう。この対象者の人が、わざわざこれを

楽しみにして背広も新調して予定しておったけれども、できなかったということだったので、ちょっとお尋ねしたわけでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は32ページ、企画5番の農業振興費なんですけれども、ここに苗購入補助金の万次郎カボチャがありますよね、10万1,000円減額の。これは予算は40万円ですけれども、一昨年は万次郎カボチャの苗が業者のほうで失敗して全然植えていないんです。そこのところをちょっと教えてもらいたいですけれども、あとのこれ30万円を。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）万次郎カボチャの苗、山下議員のおっしゃるとおり、苗が業者のほうでつくれなかった。これは気象の関係というふうに伺っておりますが、作れなかったということでございます。部会といたしましては、万次郎ではなく、一般にあるカボチャを植えられたということで伺っております。それに対して、万次郎ではないけれども、カボチャ部会としてカボチャの苗を補助してほしいというような内容でございましたので、一般の苗についての補助を支給するというところでございます。おっしゃるとおり29万8,000円ほど請求が上がってきておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）一昨年は、さっき言いましたように苗が手に入りませんでした。ですから、去年の6月に苗じゃなくて種を購入したんです。これは限られた人数だったですよ。万次郎カボチャ部会の人数じゃなくて数名だったと思います。種を業者のほうと相談をしまして、苗じゃなくて種を購入しました。じゃ、その費用ですね。種代ですか、これは。

分かりました。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）36ページですけれども、事務局費で委託料、西原村立学校施設長寿命化計画策定業務委託料とありますが、これは施設の老朽化の対策をすることかと思いますが、具体的にどのようなことをされるんですか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

村の学校施設、3校ありますけれども、その長寿命化を図らなくては補助事業に乗れないということで、昨年予算に上げておった分でございます。入札をしまして、残りの入札残がこの減額でございます。長寿命化にのった

場合に、いつ頃までどれをしたほうがいいのかということで計画を立てるわけ
でございます。それにのっとって事業をしていったほうが一番よろしいんです
けれども、財政の中との相談になってくるとは思いますが、今、長寿命化計
画が出てきましたので、それを踏まえまして、また財政のほうといろいろお
話をさせていただくなると教育委員会のほうでは思っております。以上で
ございます。

○議長（宮田勝則君）いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

林田君、ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原
案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第16号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第16号につきましてご説明いたします。

議案第16号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万2,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億173万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして、ご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保
険税233万5,000円、目2退職被保険者国民健康保険税72万9,000円の減額補

正であります。調定額より収納見込みを算出し、補正しております。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金570万2,000円の増額補正でございます。普通調整交付金470万円の増額補正につきましては、かかった医療費給付に対する補助金であるため、医療給付費の増加に伴う県補助金の増額補正であります。特別交付金100万2,000円につきましては、補助金決定に伴う増額補正であります。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金843万5,000円の増額補正であります。繰入金額の決定に伴う増額補正であります。

款8 諸収入、項2 雑入、目3 雑入198万6,000円の増額補正であります。平成30年度国民健康保険診療報酬等の精算に伴う増額補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費420万円の増額補正、目2 退職被保険者療養給付費250万円の減額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費310万円の増額補正であります。これにつきましても年度内の支払見込額によります増額補正であります。

あとは、予備費に935万2,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

ページは7 ページ、諸収入の一般被保険者第三者納付金で56万3,000円、この件数と事例、どういった第三者行為だったのか。

あと一点、8 ページ、療養給付費が420万円と高額療養費も310万円とかなり伸びておりますが、昨年度においてどういった疾患が伸びておるか、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えします。

まず、第1 点目の第三者納付金に関してですけれども、第三者行為によることは把握しておりますけれども、件数及び内容については、今ここで把握しておりませんので、改めて回答させていただくならばと思います。

それから、2 点目の医療費及び高額療養費に関するご質問ですけれども、高額療養費に関しましては、支給の対象件数、対象人数と言ってもいいかもしれませんが、それ自体は昨年と全体的には変わっておりません。月平均でほとんど前年並みということですので、一部年齢構成等でまず変

化が起きております。65歳から74歳の年代に関して、昨年ベースから月平均で3名程度増えております。年間でいえば三十数名増えるような結果が出ております。また、その中でも70歳以上がやはり同じように2名程度増えているということで、国保の被保険者の中で高齢者の方が高額療養費に該当してきているケースが増えているということが、こういう結果からうかがえるかと思えます。

また、どういった医療行為が増加しているかという点につきましてですが、けれども、昨年と比較しますと増えているのが肺がん。これは昨今のコロナとは関係ないかと思えますけれども、対前年比で見ますと肺がんが増えております。また、いろんな箇所の骨折があるかと思えますけれども、骨折が増えてきているという状況がうかがえます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

後ほど第三者納付については（「件数等、ご説明させていただきます」の声）

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第17号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第17号につきましてご説明いたします。

議案第17号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,950万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億128万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明させていただきます。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1,026万9,000円の増額補正でございます。調定額より収納見込額を算出しての補正でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金169万4,000円の増額補正。同じく国庫支出金、項2国庫補助金171万円の減額補正。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金1,581万5,000円の減額補正。款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金780万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、県の補助金申請または補助金変更申請に伴う交付金の決定による補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金621万円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出見込額に村の負担率を乗じ、補正させていただいております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費4,008万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、年度内支払見込額を算出しての補正であります。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費70万円の減額補正でございます。委託料につきましては、当初見込んでいた人数よりも該当者が少なかったための減額補正であります。

9ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目5認知症総合支援事業費100万円の減額補正でございます。認知症初期集中支援事業として益城病院に委託をして事業を実施しておりますが、当初見込んでいた人数よりも該当者が少なかったための減額補正であります。

あとは、予備費に2,662万2,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）6ページです。

介護保険料の中に過年度分33万5,000円がありますが、ということは滞納があったということです。介護保険は一般的に特徴と普徴という徴収のやり方をしますが、特徴のほうではほとんど滞納はないんですけれども、多分滞

納は普徴のほうの方だと思います。その中で、一般の税金の場合は、滞納した場合は差押えとか、そういう処分が優先しますが、介護保険の場合、特徴は、滞納を増やさないがための措置としてサービスの停止ということが先に優先してされると思いますが、昨年度にこういうサービスの停止といった処分をした事例は昨年度、ありましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）昨年というか、今年度ですね。（「ああ、そうです」の声）今年度におきましては、サービスの停止処分を行ったという事案はございません。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時24分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

再開するに当たりまして、議案第15号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第8号）の質疑、答弁の中で、まず産業課長のほうから訂正がありますので、産業課長の答弁の訂正を求めます。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）訂正をお願いいたしたいと思います。

先ほど山下議員のお尋ねの中で、種という表現がございまして、私は苗というふうに表現してございましたけれども、今年度につきましては、カボチャ、万次郎ではなく在来の品種ということで、種の補助ということで訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（宮田勝則君）次に、企画商工課長が答弁いたします。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほど村上議員のほうからご質問がございまし

た地域づくり補助金の前年度と毎年申請をされていないという部分でございますが、本年度、先ほど申しましたとおり9地区ございまして、そこに前年度申請されていない地区は3地区ございまして、3地区が2年間にわたって申請をされていないという形になります。あと、3地区ほど、申請はされたんですけども実施をされなかったという形で、補助金の交付を受けておられないという地区が3地区また別にございます。

以上になります。

○議長（宮田勝則君）村上君、ようございますか。

○2番議員（村上高志君）はい、後のアドバイスでもしてもらえれば。

○議長（宮田勝則君）次に、保健衛生課長が答弁いたします。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員のご質問にお答えいたします。

第三者納付金の内訳ですけれども、対象者が1名、内容としましては交通事故による第三者行為ということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）それでは、戻ります。

日程第4、議案第18号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第18号につきましてご説明いたします。

議案第18号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,099万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料216万3,000円の増額補正、目2普通徴収保険料254万8,000円の増額補正であります。調定額より収入見込額を算出しての補正であります。

款5諸収入、項1受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入4万円の減額補正であります。健診事業費の減によります減額補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金518万9,000円の増額補正であります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費40万1,000円の減額補正であります。健診事業費の減によります減額補正であります。

あとは、予備費に11万7,000円の減額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第19号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第19号につきましてご説明いたします。

議案第19号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,240万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億871万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4 ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（西原村中央簡易水道事業熊本地震本復旧工事）、限度額2,000万円、廃止。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益、節2工事申込金264万5,000円の増額補正。2月末の実績に基づき増額するものであります。

款1水道事業収益、項1営業外収益、目1雑収益、節1その他の雑収益255万8,000円の増額補正。建物災害共済支給による増額補正でございます。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金1,759万8,000円の減額補正。基金取崩し取りやめによる減額補正でございます。

款6村債、項1村債、目1災害復旧事業債、節1地方公営企業災害復旧事業債2,000万円の減額補正。借入れの取りやめによる減額補正でございます。この件に関しましては、山西団地、河原団地とA棟の小森団地の加入金の収益がございましたので、基金を使う必要がなくなったということで減額補正しております。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節13委託料2,764万4,000円の減額補正。これにつきましては、震災復旧が完了した後の委託業務を計上しておりました。一部復旧が終了していないため、減額補正するものでございます。目2災害復旧費、節19負担金、補助及び交付金2,043万1,000円の減額補正。これにつきましては、下布田地区及び古閑の集落再生復旧事業に伴う水道管復旧工事等でございます。これに関しましては、この集落再生復旧事業の進捗に合わせて減額するものです。なお、来年度当初予算の目2災害復旧事業費、節14工事復旧費として新たに計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4

号) について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第20号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号) についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第20号につきましてご説明いたします。

議案第20号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号)。

令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号) は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度西原村工業用水道事業会計予算(以下、「予算」という。) 第3条に定めた収益的収入支出の予算額を次のとおり補正する。

令和2年3月11日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目2 配水及び給水費、節2 光熱費5,000円の増額補正。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目4 予備費、節1 予備費5,000円の減額補正。工業用水道施設の電気計装設備の電気代が足りなくなったため、増額をお願い申し上げるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、令和元年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第3号) について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時44分)

(午前11時45分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第21号、令和2年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和2年度西原村一般会計予算。

令和2年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億7,343万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

説明いたします。事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原村福祉センター管理業務委託料、令和2年度から令和6年度まで、3,050万円。

住民福祉課コピー機リース料、令和2年度から令和6年度まで、82万5,000円。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

説明いたします。

起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（小規模住宅地区改良事業）、3、公共事業等債（特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業）、4、公共事業等債（道路新設改良事業）、5、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車購入事業）、6、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）。

限度額、1億1,300万円、1億6,420万円、3億1,500万円、1,990万円、2,450万円、1,330万円、6件で6億4,990万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億3,493万円、目2法人6,912万3,000円、村民税合計で3億405万3,000円、前年度比較2,371万8,000円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税4億5,807万6,000円、前年度比較4,788万4,000円の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億6,500万円でございます。前年度比較3,500万円の増となっております。

14ページをお願いいたします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億4,000万円、前年度比較4,287万8,000円の減でございます。普通交付税17億8,200万円及び特別交付税1億5,800万円でございます。

16ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億3,851万5,000円、障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金6億1,285万2,000円、前年度比較

1億1,288万8,000円の増でございます。社会資本整備総合交付金等でございます。

18ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億4,188万6,000円、保険基盤安定県負担金、障害者福祉費県負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2衛生費県補助金1,244万5,000円、前年度比較1億3,873万5,000円減、前年度予算計上しておりました熊本地震災害廃棄物処理基金補助金の減でございます。

20ページをお願いいたします。

目5総務費県補助金1億7,764万4,000円、熊本地震復興基金交付金等でございます。

23ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄付金2億円。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3億1,252万4,000円、前年度比較2億3,941万6,000円の増額となっております。財政調整基金繰入金1億7,000万円等でございます。

26ページをお願いいたします。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億1,300万円でございます。目2公共事業等債4億9,910万円でございます。村債の計6億4,990万円で、前年度比較1億2,500万円の増額となっております。

次に、歳出でございます。

27ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6,889万4,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億8,480万1,000円で、前年度比較458万9,000円の増でございます。

34ページをお願いいたします。

目7基金費3,027万2,000円で、減債基金積立金の減額等による前年度比較1億1,699万3,000円の減でございます。

35ページをお願いいたします。

目8企画費1億4,355万円でございます。

36ページをお願いいたします。

目9電子計算費7,593万3,000円でございます。

39ページをお願いいたします。

目14防災公園等整備事業費7億12万4,000円、特定地区公園事業総合体育館建設工事請負費等でございます。

51ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 障害者福祉費 2 億2,751万3,000円、前年度比較575万円の増となっております。

53ページをお願いいたします。

目 7 介護保険推進費 1 億1,184万5,000円、前年度比較385万9,000円の増でございます。

54ページをお願いします。

目 8 後期高齢者医療費 1 億1,036万6,000円、前年度比較134万6,000円の減でございます。

55ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1 億4,817万7,000円でございます。児童手当等の予算でございます。

目 2 児童措置費 2 億9,624万6,000円、前年度比較4,875万9,000円の増でございます。

61ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億1,228万5,000円でございます。国民健康保険関係繰出金等を計上しております。

63ページをお願いいたします。

目 3 環境衛生費 1 億4,909万6,000円、前年度比較457万円の増でございます。

79ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 5 集落復興事業費 4 億102万1,000円、前年度比較 3 億7,702万1,000円の増額でございます。小規模住宅地区改良事業工事請負費等でございます。

81ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費 1 億4,964万7,000円、前年度対比3,852万2,000円の減となっております。

105ページをお願いいたします。

款11公債費、項 1 公債費、目 1 元金11億3,400万1,000円、前年度比較 2 億8,225万2,000円の増となっております。

あと、予備費に405万8,000円を計上しております。以上でございます。

107ページ以降は給与費の明細書でございます。

116ページは継続費に関する調書でございます。

117ページからは債務負担行為に係る調書となっております。

124ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。合計のところで、平成30年度末現在高78億5,607万7,000円、令和元年度末現在高見込額113億2,935万8,000円、令和 2 年度末現在高見込額108億4,525万7,000円となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、暫時休憩いたします。

（午後 0時02分）

（午後 1時04分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

では、歳入のほうで質問したいと思います。

この予算を査定、12月から始まって、かなり審議されて予算も削減された予算の中に、歳入の税務関係が、ページ11になりますか、昨年と比べて税収がかなり伸びております。今年その課税がされるわけですが、この税金の、ちょっとやりながら矛盾しているのは、景気がよかった去年と比べて今年が悪かったら、悪くても払わなければいけないということで、今回コロナがやったことによって、もう2月から、かなりの収益が減になる人たちがかなり出てきて、去年の税金に対して納税通知に対して払えない人がかなり出てくるんじゃないかと懸念しております。懸念というか、もう出ることは分かっております。そうした場合に、所得が激減した人たちの救済として、どういう形を考えられておるか。救済措置があるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君）現在、新型コロナウイルス感染症対策として、国のほうでも様々な緊急対応策が講じられているところであります。議員も懸念されている納税が難しい方が次年度は増えるのではなかろうかということですが、税務課のほうでは、こういった納税者の方々への対応としましては、納税相談等により個々の具体的な事情を十分に聴取して、場合によっては、今、徴収の緩和制度というのがございます。現行制度の地方税法の第15条の規定に納税の猶予規定というのがございます。この規定に基づいて、納税者の個別具体的な事情に応じて対応していきたいというふうに考えております。これにつきましては、先日、県のほうからも通知がなされているところであります。

今後は、国のほうでも新たな対策とかが講じられてくるとは思いますので、こういった新たな取扱いが示された場合には適宜対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）税務課のほうではもう対策措置があるということをお聞きしましたが、今回この予算を組む中で、各課でコロナの影響で、予算

は組んだものの、こういうところで見込まれない、執行できないというよう
なところは、もう各課で把握されていて、その対策もあるんであれば、その
辺りをもう予算審議の前に聞かせていただければと思いますが、いかがで
しょうか、議長。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えします。

当然、国保税、介護保険料、後期高齢者ということで、住民の皆さんから
納付をいただくわけですが、先ほど税務課長が申しましたように、国
会に関しても歳入は予算を今上げておりますけれども、それと同じような制
度がございます。そういうものを適用しながら、今後の状況を見極めてから
ではありますけれども、その辺りを適宜判断しながらやっていきたいという
ふうに思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

保育料につきましては、保育園は一応開いているという状況ですので、今
のところ国から特段通知は来ておりません。ただ、今後、言われましたとお
り、やはり収入減で保育料が払えないとか、そういうものについては今後考
えさせていただきたいというふうに思っております。

学童保育につきましては、今、対策といたしましては、本来、1週間くら
いで丸々1か月分の利用料を頂いておりましたが、今は、1日いくらという
形で学童に来られた方に関しまして、3月から4月、そのときの状況に合わ
せまして、利用料のほうは徴収させていただきたいというふうに考えており
ます。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）この件等についてはありません。

○議長（宮田勝則君）予算上はないですね。

予算上、ほかに徴収があるところはありませんか。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）産業課では、構造改善センターの歳入を見込んでお
りますが、既に1月以降、若干利用が減っているということでもあります。

○議長（宮田勝則君）以上のようなようです。よろございますか。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）すみません、今、ちょっと予算書のほうを見ており
ましたところ、56ページです。節の番号の7、報酬費というところに、去年
は賃金が入っているんですけども、これが変わったのは何ですか、総務
課長。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
地方自治法の改正に伴いまして、昨年までであった賃金というのがなくなっ
たということでの番号の繰上げという形になっております。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）4月から変わるということで、変わったということ
ですね。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）ページは81ページです。消防費についてお尋ねいた
します。
消防については、消防団に入る条件的なものが条例で決まっておると思い
ますが、現在、団員の皆様は、その条例の中に全部適しておられるか、ちょ
っとお尋ねします。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
団員につきましては、今の現行の規定の中で満たしているものと理解して
いるところでございます。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）満たしていると言われておりますけれども、本当に
全員が満たしておられるかというのは、地区で私たちもしておりますので、
もし満たしていない方がおられるならば、その人たちがもし出られて火事と
かそういうものに遭われたときの補償というのはちゃんとしてもらえるのか
ということをお尋ねします。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）お答えいたします。
消防団員であれば、当然、災害に遭えば、その補償という形で対象にな
りますが、今、言われた団員を満たしていないという方の消火等の活動につ
いての補償については、ちょっと中身を精査してみないと明確にお答えでき
ないかと思えます。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）ぜひそういう調査を行って、ちゃんとした補償がで
きるようにしていただけるようお願いいたします。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（須藤 博君）具体例等もお尋ねしながら、中身を精査させて検討
したいと思います。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑。
5番議員、西口義充君。
- 5番議員（西口義充君）83ページをお願いします。

防災管理費、それから委託料で400万円ほど西原村総合防災マップ作製業務委託料というようなことで、多分、前回私が西原村の防災の見直しをやってくれというふうな質問を行った関係で、これが出てきたのかなという思いがあるんですけども、業務委託ということで、これは専門の方だろうと思うんですけども、一応どこの企業か、専門の方の委託はどこにやっておられるのか、ちょっとお聞きしたいなど。委託先です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の業務委託として予算要求させていただいておりますのは、既にもう以前作っておりました防災マップのほうの中身を見直すということでの業務を委託するものでございまして、今回は予算取りということで、民間のコンサル会社のほうに業務委託ということでの予算取りの見積りを頂いたところでございます。

内容につきましては、計画策定に伴います事務であったり資料収集、基本条件の検討であったり、避難情報等の整理検討と防災マップの作成と、あとホームページでも掲載いたしますので、その辺のコンテンツの作成等々を盛り込んでおるところでございます。今のところ予算取りということで、コンサル担当のほうにお願いしておりましたので、今後、入札等で発注をかけていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）専門のコンサルタントであればいいんですけども、行政のほうも中に入っていられるのかなと思いますけれども、やはり西原村の実状というのはコンサルタントのほうだけでは分からないと思います。西原村の地形というのは、行政のほうの担当がおりますので、そういう人材を入れて、ミスのないような、そういうマップを作っていただきたいと思っております。せっかく予算を取っていただいて、感謝しておりますけれども、やはり今後、西原村に災害が起きたときに、こういうマップが今度は非常にためになりますので、ぜひ地元の担当の方を何人か入れて、今までの災害の状況等の話も入れながら、作っていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

それから、同じ83ページの小型動力ポンプ付積載車購入4台。以前、堀田議員からもお話がありましたけれども、下取りの車が、非常にキロ数的には走っておりませんし、本当にもったいないなというのがみんなの意見でございます。やはり今、海外にどんどん中古車が流れておりますけれども、これは今は赤いですけども、言っているのか分からないですけども、あれを塗り替えてでも出すなら、本当に業者はたまがるごつもうかりよつとですよ、中古車は。だから、こういうものにただで下取りをやるのもどうかなという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

下取りに関しましては、この間の議会の中で幾つかご質問をいただいているところがございます。先ほどの本定例会の総務委員会の中でもご指摘といえますか、ご意見等を頂いておるところでございます。財産の有効的な活用という部分の一つの手だてにはなるかなとは理解しております。やり方等もちょっと検討しながら、精査させていただきながら検討していきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）前向きな検討でありがとうございます。やはり無駄のないやり方でやっていただくなればと切にお願いいたします。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）ページは74ページです。

74ページの糸舞季の浄化槽関係の手数料と委託料に関してですけれども、去年、糸舞季で清掃協力金というのを徴収されておりました。この清掃協力金の金額がどのくらい上がっているのかお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご質問にお答えします。

ちょっと手元に資料のほうがございますが、五十数万円だったかと記憶しております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）五十数万円の清掃協力金というのがあれば、この浄化槽の管理費というのは払えるのじゃないかなと思いますけれども、村との最初の契約の中ではどのような契約になっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午後 1時23分）

（午後 1時25分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）すみません、お答えいたします。

糸舞季のトイレ自体がいつも開けていただくという形で設定しておりますので、その分で、その費用につきましては村のほうで見るという形にしております。

それと、すみません、先ほどご質問のありました清掃協力金の金額でございますが、一応去年は2月末までで53万5,000円となっております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）清掃協力金が53万円か幾らか入っているというふうに言われましたけれども、その内訳的なものを、どのように五十何万円という金額が入っているというのは確認できましたか。昔は領収書というのを渡してもらっておりましたけれども、去年の夏のときには、ただ取られたばかりだったので、その五十何万円という入った金がちゃんとした内訳があるのかということだけです。すみません、お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）この収入につきましては、向こうからの収支を頂いておまして、その分でこちらで確認した分でございます。領収書につきましては、今は求められれば発行しておるということでございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）領収書は発行していないということですね。

じゃ、営業収益というのは幾らありましたか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）向こうからの収支でいきますと、食事提供と自動販売機等の売上げ等で37万5,500円となっております。

○議長（宮田勝則君）村上君。

○2番議員（村上高志君）37万幾らですよ。営業的な料理の出し方、メニューは、ちゃんとしたメニューで、どうやった食べ物を出しているか、食材的なものというのか、確認はされておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時29分）

（午後 1時31分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

すみません、私のほうが現場に行っておりませんので、ちょっとメニューの詳しい内容については分かりかねております。どうも失礼します。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）私が確認したメニューを見たところでは、卵かけご飯とおにぎり定食じゃなかったかと思えます。金額のほうは1,000円近かったと思えますが、私が言いたいのは、去年の業者の人の運営の仕方、これがあまりにもずさんだったと思えます。清掃協力金も観光客が来れば追っかけていって徴収するような、強制的に取るような、そういう取り方でございました。

今後は、河原の観光地でございますし、苦情等がないように、また指導のほうもお願いいたしたいと思えますけれども、もうちょっとちゃんとしたや

り方でやってもらわんと困ります。以上です。

○議長（宮田勝則君）村上君、ちゃんとしたというのを具体的に言っていただければと思います。

○2番議員（村上高志君）金額等もちゃんと領収書を渡し、営業収益もちゃんと報告して、お客さん、観光客に不愉快な思いをさせないよう気をつけてもらいたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまご指摘の点につきましても、こちらのほうとしましても指定管理者のほうに随時協議しながら進めていきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私のほうから少しだけお答えいたします。

指定管理者というのは、結局、萌の里にしろ、キャンプ場にしろ、中身のことは向こうのほうで運営をやっていただきます。ここもそうやって卵かけご飯がどうだこうだというのではなくして、それは向こうのほうでやっていただくものであって、萌の里に行って、何が幾ら売れましたか、かんば幾ら売りましたじゃなくして、それはその中の計算で報告がございますので、そこまでを村はタッチはできません。

ただ、指導はできるということでありますので、何かがあった場合は、私どものこちらのほうから、それはやめろとか、それは改善せいとか、そういった指導はできますので、そこら辺で対処をしていきたいというふうに思えます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）糸舞季の場合には、観光地でありまして、清掃協力金という名目で、前年度までは100円が去年には200円に上げておられます。営業収益なのか清掃協力金の売上げなのか曖昧でございました。その点で質問させていただきました。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページは74ページ、一番上の工事請負費です。鳥子工業団地第2調整池整備工事ですけれども、これは最初の元の業者がそのまま行うのか、また新たに入札を行って発注するのが1点と、もう一点、78ページの委託料、春南線用地測量業務委託料とありますが、これは県道から入って、奥のほうはどこまでか、八景台の入り口まで、砂防堰堤までか、そこのところをちょっと説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）まず、1点目のほうが企画商工課のほうになり

ますので、お答えしたいと思います。

鳥子工業団地の第2調整池整備工事につきましては、一応震災前、工場をやっておったんですが、震災で中断をしておったということで、今後また実施の方法は入札等によって行う予定であります。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）山一さんから入った春南線のところなんですけれども、現在のところ、熊本県が今、借地を借りられている面積で予算を計上しております。ですから、入り口から砂防の堰堤まで一応用地を見込んでおります。将来的には、豚舎が昔あったところ辺りまでするのか、その先、堰堤までするのかをちょっと今後協議したいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）今の計画だったら、工事事務所までということで、八景台の入り口までではないということですね。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）八景台の入り口に関しましては、私道復旧で八景台から春南線までを整備していますので、そこは今のところ入れておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは78ページになります。

先ほどの春南線の上の橋梁定期点検の橋が10と、また補修が6ありますけれども、西原村は村道の中に橋というと相当あると思います。また、その中でやっぱり相当古いものから出てきて、これを修理等すると相当な金額になると思いますけれども、これから10基点検されれば、またその修理等で数千万円出てくると思いますけれども、今、西原村の橋とか古さとか、そういうものの把握とかはどういうふうにされていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）橋梁の点検ということで、ご質問にお答えいたします。

橋梁点検につきましては、毎年、国と計画をして定期的に点検を行っております。現在、二回り目の点検を行ってしまして、今年に関しましては10橋で、事業費の55%が国のほうで補助を頂くということになっております。今年から補修用の設計も入れさせていただいております。これに関しましても、悪いものから順に補修の設計をして、工事のほうに移りたいと考えております。これに関しましても国のほうから55%の補助を頂くようになっております。以上です。

- 議長（宮田勝則君）3番 坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）総数を考えれば相当な数になると思いますし、一番古いものだともう何十年。となると、この辺が補修でできるのか、架け替えになるのか、今、55%と言われましたけれども、45%は単独ということになると、やはりこれからは考えていく分になると相当な金額となります。一番古いものでも50年とかになっているのがあるんじゃないかと思えますけれども、今からのことを考えると、その辺はどういうふうにご考慮おられますでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）復興建設課長。
- 復興建設課長（吉井 誠君）補修とか架け替えというのも随時結果が出ておりまして、なるべく村の負担にならないように国と調整をしながら計画性を持ってやっているところであります。
- 今後、心配されるのが、実際、補修するとか建て替えに当たって、どれぐらいのお金が必要かというのが、全部の橋をまだ計算するには至っておりません。これも順次、詳細設計が終わるまであと四、五年はかかると思うんですけれども、それによってだんだん見えてくるんじゃないかと考えております。ほかの新しい橋に関しましても、できるだけ早いうちに補修を行って傷みを少なくするとかというのものが上がっていますので、そういうものも調査結果を見ながら進めていきたいと思っております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）今のごようございますか。
- ほかに質疑ございませんか。
- 2番議員、村上高志君。
- 2番議員（村上高志君）ページは39ページです。西原村復興デザイン策定業務委託料について、説明のほうをお願いいたします。
- 議長（宮田勝則君）企画商工課長。
- 企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。
- 西原村復興デザイン策定業務委託料につきましては、令和元年度でも実施をしておりますが、本事業が本年度、復興ビジョンという形で、基本構想を今練っておるところでございます。それを次年度、令和2年度に具体的事業内容を復興デザインという形で実施計画をまとめていくということで、今、計画をしておるところでございます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）2番、村上君。
- 2番議員（村上高志君）具体的にどのような活動を去年はなされているんですか。去年の場合には416万円使っておられるし、減額のほうで21万7,000円今度は上げておられるし、減額されておられるのに今度は603万5,000円という金額が出ております。その仕事の内容をちょっと説明してください。どういう仕事を去年したのか。
- 議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）本年度実施しております復興ビジョンの1年間の取組、概要でございますけれども、まず最初に、区長さん、議員さんあたりの説明会を7月に行われております。そして、河原校区の住民を対象とした学習会を2回行われております。谷と下あげ、上あげあたりのまち歩きのほうを実施しておられるという形で、この辺は41名参加があつておることでございます。そのほかに復興委員のほうを14名決められておまして、復興委員でのビジョンの策定のワークショップを6回実施されております。それと、あと現状把握という形でのアンケート調査の実施をされておるところが、本年度事業をされている分の内容であります。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）減額という金額が出ているのに、何で今度、今年になったら、またこれが増額なっているんですか。その増額の理由を説明ください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほども申しましたように、本年度実施しているのはビジョン策定という形でございます。新年度につきましては、デザインの策定という形で、中身がまた変わってまいりますので、その分での増額になっておるといふ。内容的には、事業の計画と先導事業、ほかの地区とかよその地域での視察とか研修等も含めながら、令和2年度は執り行っていくという状況でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）私も去年、河原小学校の体育館に行きました。そのとき来られていた先生の話では、熊本地震のときには私の知っているある地域で活動されたという話をされました。私の知っているある地域というのは、12年に1回にあるお法使まつりという祭りがございます。その祭りさえしなくて、いろんな面で地区が一つにならんで、私どものお法使屋会という会がございますが、いろんな面で会合、いろんな話合いもしましたけれども、私としては、そのときのNPO法人の人たちが私の知っているある地域におられたというならば、あまり活動的にどうかなというような不信感がございます。そういう人たちが西原村に来て、本当にそういう復興デザイン、復興ビジョンができるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時48分）

（午後 1時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁。

まずは企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）現在、この復興ビジョン策定について委託しておりますNPO法人の故郷復興熊本研究所というところで、そこの代表を務めている方が山の暮らし再生機構から地震後、西原のほうに来ていただきまして、西原村のほうで業務を手伝っていただいております。ほかの震災のひどかった古閑地区などの6集落の再生事業等を行われてきたところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）いろいろな人の意見もございしますが、逆に言えば、去年も400万円、今年も600万円。本当の形だけの復興復旧。河原の復興ビジョンというか、できていければ、私としては、地区の人たち、いろいろな人たちに話はできますが、今後、活動的に見えるような活動で、やっぱり河原小学校の少子化の対策や、また河原の人口、今、河原には店が1軒しかございません。そういう点でも、いろいろな面で今以上の河原になってくれれば別に構いませんが、それはまた決算のほうでも質問させていただきます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、行っているのは当初予算のことです。この結果がどうなるか見ていただきたいというふうに思います。そして、この復興デザインの項目のところは、河原地区のためにと恩着せがましゅうございますけれども、そういったことでやっているということで、先ほど課長が言いましたように、山古志村の佐々木くんが西原村に来て、山古志村の再生の手伝いをした人間です。だから、うちに来て、そしてNPO作って、大学の先生も時には呼んで、多分そこら辺から大学の先生が来られるんじゃないかなというふうに思っております。

私も大学の先生はあまり好きじゃなかつてん、いや、理屈が多いということで、不安はありますけれども、しかしながら、知識は持っておられるということですので、その人の知識は参考にしながら、多分佐々木君もしていくんじゃないかなというふうに思います。

村上議員も河原地区の出身でありますので、そういったところには率先して協力をしていただきたいというふうに思います。それが河原地区の発展につながるということですので、そこら辺はどうかよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）河原地区、自分が住んでいるところでございますが、自分としても限界集落の地区ばかりでありまして、今後の先の見通しのものも、もう集落がなくなるというような地区も目の当たりにしております。私の瓜生迫地区も、もう本当に高齢化しております、この河原の再生復興ビジョンの絵のようにいくか、ちょっと疑問に思いますが、一応そういう立派な方でございますという推薦でございますので、一応、来年度の決算まで

自分がおれるか分かりませんが、よろしく。分かりました。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）NPOに、佐々木くんのほうに任せたら、それなりにはやってくれるだろうと。今までの経験もやっておりますので、その大学の先生が益城町のあるところにおられて震災に遭ったということであれば、それも一つの勉強になって、その経験を生かしてくれるんじゃないかなと。我々はそれなりの素人ではそんなことを思っておるところでございます。

特に河原地区は、いろんなことで農協がなくなったりとか保育園がなくなりました。そして、また今回、糸舞季のほうも滝の指定管理をお願いをしているところでありまして、あれが指定管理がなくなれば滝の糸舞季もなくなるんじゃないかなということも懸念されますので、そういったことで、できる限り河原には何かを残して、あの白糸の滝は河原を代表するような観光地でもありますので、そこら辺を踏まえて今後進めていきたい。そして、来年の決算のときには、これがどうなったかは聞いていただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）期待しておりますので、できるだけ来年おられるように頑張ります。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）じゃ、総務課のほうからお尋ねします。

今回、積載車購入、83ページに出ておりますが、ちょっと懸念するところがあります。といいますのが、車の運転免許が、前は普通車の上には大型しかなかった。それで中型ができた。今度は準中型ができた。

ちょっとこれを、もう配っておりませんが、自動車学校のホームページの準中型ですが、ダブルキャビンの普通トラック、まさしく今、積載車に対応している車じゃないかなと思います。今の新規で入ってくる消防団は、普通の免許は多分高校を卒業して取ると思いますが、準中型まで取る人間が果たしているのか。今回の入札にかける車が、これに該当するかしらないか。もしも該当するのであれば、逆に今、消防団も減少しております。私も長年消防団において積載車は2台経験しておりますが、このダブルキャビンというのは後ろが軽くて山道は滑るんです。

今言いましたとおり、例えば少ない集落の班の積載車を軽トラックの四輪駆動に変えると、山林火災とか、そういうときに機動力を発揮できるのではないかなと思いますが、このあたりは準中型に今度購入される車は該当しますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）はい、該当するということになります。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、今、質問したんで、あつと思われたかもしれませんが、予算を取るときに、そういうところも考慮していただく。また、もしもそういう小さい班に置く購入については、阿蘇市は結構軽ばかりですけれども、そういうものにすると、4台買えるのが5台買えはせんとかいうこともありますので、その辺りも検討していただきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）消防団の団員の中にも準中型ということはお互いが話し合っております。だから、おまえが取れよとか、お互いとして話をしております。

それから、軽の積載車、これは私も前から、本当に狭い道路に入ったときには普通車はなかなか難しいところがあると。道いっぱい広いということで、軽の積載車がためになるなということで思っております。いずれそれを導入していきたいなというふうに思います。

消防署の車も大きゅうございますので、やっぱり路地を行ったならば、そういうところしか、軽しか行かないようなところもあります。山のほうに行くのにもそうです。だから、近い将来は軽の積載車を導入していけばいいなというふうに思っております。

「いきます」というのは、なかなか言えませんので、大体、今年は。では、そういったことでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

免許のことで、また引き続き話しますが、実は先般の議会で、トラクターの大型免許ということの議題を出して、早速、産業課のほうから今回の広報紙にも出していただき、ありがたいと思えます。

先般、益城町のクリーンセンター議会のときに出たお話です。

やはり、この免許の見直しによって、犯罪というか、益城町では当たり屋が今横行し出したと。大型のハイスピードは、若い人間は認定農業者は当然持っていますから、それは狙わないんですね。70歳代の160ぎりぎりのトラクターを、大体持っていないというような人に対して、わざと接触させて、大変なことになったですね。警察に届けましょうか、おたくは免許を持つとんなですかと。いや、持つとらんとなると、ならしうなかですね、2年な免許を取られんばってん、そらよかですたいねと言うたらどうなるか。全部こっぴぎですもんねと。

保険も出ません、あんたはぶつけたばってん、無免許なら保険も出らんもんなどというようなことを益城町の議員から聞きました。益城町のお二人の議員は、もうそぎゃんこつがはやりよるもんだけんが、わしども、もう免許を

取りにいたたいと。免許を取るところが、今はもう大型特殊免許は八代市か阿蘇市にしかありません。

じゃ、八代市までわざわざ取りに行ったつぁ、行ったばってん、取りに行きなつたんですかと言うたら、益城町は1万円補助してもらえるもんなどいうことで、産業課のほうに振るんわけですけれども、産業課のほうも、ほとんど補助金、補助事業をしていただいております。その中にも今言ったような悪質じゃないお年寄りの方は本当に困っておられます。

あと一つ相談を受けたのが、おれは80だけん、もう取り切らんもんねと。言われた人は簡単たい。ロータリーば150に付け替えるとよかけんと言うて、取り切らん人はもうそっちさ替えらす人もおらすですけれども、ほとんどの人は運転されますので、やはり農業振興を図る上での免許に対する農業振興費の中の補助金にどうか検討できないものかと思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）補助金、補助金と、何でも補助金じゃいけないというふうに思います。誰のための免許なのか。村のための免許なのか、個人のための免許なのか。いろいろなことを考えながら進めていくならばなというふうに思います。

やはりそういった方々が、免許を取れないじゃなくして、取られる方でしょう。取られる方が、多分自分のためだろうというふうに思いますので、どこまでそうやって補助金等を、ばらまきじゃありませんけれども、出してやるのかは、少し考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今、村長が答弁されました。まさしくそのとおりです。私もそう言うておりました。

しかしながら、隣町で補助事業があるよというのに、西原ではないと言うたら、何か西原は、そぎゃんとも補助し切らんとかと言われそうな気がしたので、ただ、もう微々たる部分でもやりよると言うよと少しでも行く人が増えるんじゃないかという気持ちで言ったところでございます。

当然ながら、事業をするということであれば、免許を取るのも経費の中に入れられます。当然のことです。村長が言われたとおりです。

もう立ったついでに、よろしいでしょうか。

高森線が2月に開通しましたが、バスが迂回しております。多分これは陸運局の申請の問題とか許可の問題とかいろいろある。当初は3月までの工期ということでしたが、せっかく村から地方バス運行特別対策ということで補助金を配っておる手前上、やっぱり役場のほうから早く通せというような指導、または、もう分かっておれば、これはいつから通れるかということをお答え願います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

九州産交バスのほうに確認と、あと早期の正常ダイヤでの運行再開のほうもちょっとお電話したところございまして、ご回答といたしましては、今現在、士林杉堂間の運行開始につきましては、4月1日より通常ダイヤで行うということでの回答を頂いているところでございます。

遅れている理由といたしましては、益城町のほうでの杉堂地区の停留所の設置につきまして、今、被災している場所がございます関係上、仮の臨時停留所を設置するという必要性がございます関係上、所轄の御船警察署等での協議が長引いているということで、ちょっと遅れているということでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は39ページの節の12になります委託料。防犯灯の設置がされておりますけれども、委託料111万4,000円、節の12、防犯灯委託料。これは今現在、電気工事屋さんは何店舗でやっておりますか。管理は、委託料は。

○議長（宮田勝則君）39ページの関係。

暫時休憩します。

（午後 2時17分）

（午後 2時19分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今のところ、現在、1社のほうでの管理委託という形になっております。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）議会のときも、前々回ですか、僕は1社では管理が届いてないということをして、もう一社というか、もう一店舗ぐらい増やしたらどうかというふうなことを提案したんですけれども、まだ1社。じゃ、松本電気さんだけですね。

1社でいいかどうかをもう一度検討してもらいたい。なぜならば、やはり電気が消えておったりカズラが巻いておったり、そういうところも1社では到底無理かなと思ったから、前回は僕は提案したわけですから、その検討をよろしくお願いします。

それと、もう一点、ページ数は74ページになりますけれども、節の12で、お池さんのトイレなんですけれども、震災からもうすぐ4年になります。こ

のトイレがまだ使えない状態にあります。やはり同じく40万円、この清掃料、委託料が出ております。不思議に思うのは、清掃、トイレも使用できないのに毎年40万をここに投資されておる意味が何かあるのか、それをお尋ねいたします。

揺ヶ池公園清掃管理じゃなくて、このトイレ清掃が。

○議長（宮田勝則君）山下君、トイレの清掃ですか、公園清掃ですか。

○7番議員（山下一義君）トイレの委託管理料が20万円だったかな。（「40万円、揺ヶ池だろう」の声）違う、ほかにあったもん、まだ。ちょっと待って。分からなくなった。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時21分）

（午後 2時22分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

山下一義君。

○7番議員（山下一義君）すみません。

では、同じ項目ですけれども、震災が起こりまして4年がもうたとうとしております。お池さんのトイレがまだ使用できない状態にあります。これは村としてどのように考えておられるのか。やるとすればいつするのか。あそこはやはり観光地でありますから、非常に県・村外からのお客さんもお見えになっております。今の状態では非常に不愉快な思いをされると思いますので、村としてどういうふうな、今、修理方法とか、めどはいつに計画されておるのか教えてください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

公園の清掃につきましては、馬頭山さんの横の鳥居のところからの道とお池さんの周辺及び駐車場等の清掃をしていただいております、トイレにつきましても、修理につきましては、ボーリングしてある水を、橋のそばにあります、そちらから一時ポンプアップをしておったんですが、そちらのほうの水が上がってこなくなっているというのが今の現状でございます。

ですので、今後、そのボーリングしてあるところから水が引けるのか、それか、もしくは桑鶴の水道組合とか、隣の水上さんのところもありますので、その辺はちょっとご相談しながらトイレのポンプアップのほうは検討していきたいと思っておりますが、その実施時期につきましては、ちょっとまだ今のところ未定です。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）私が考えるには、ポンプの水だけじゃなくて、中のほうもタイルとか、そういうものがたしか割れておったと思う。

今度、またお池さん祭りがありますから、そのときに一緒に見て確認をしたいと思います。できるならば一日も早く予算を組んできれいにしたほうが一番いいとは思いますが、予算がないと言うならそれまでですけど。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

先ほど言われましたように、揺ヶ池の例大祭もございますので、現場のほうは、また確認したいと思います。その内容によって、修繕等に対応できるのか、その辺も検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）企画課長には誠に申し訳ございません。

企画課長の前に、復興課長、ちょっとお尋ねいたします。

村道の草刈りの委託業務がございますが、これはメーター当たりですか、面積で工事費用を出されているのか、ちょっとお尋ねします。

○復興建設課長（吉井 誠君）基本的には、ある程度、基本額というやつがございますして、メーター割となっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）この間、鳥子工業団地の清掃委託というところを産業課で見に行きました。面積でされているというにしては、ちょっと高過ぎはしないかなと。見積りといえば見積り、でも、20万円で不用額が上がったり、要らなかったというような査定では、なかなかまいち考え方が甘いんじゃないかなと思います。

やっぱりちゃんとした見積りを取って、ちゃんとした村の基準、村の面積当たりで幾ら幾ら、そういうものを頭の中に入れて、こういう予算書には上げていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

ただいまのご質問は鳥子工業団地内の除草業務委託料の20万円についてだと思いますが、こちらのほうにつきましては、一応業者のほうから見積りを取らせていただいて、年2回という形での計上をさせておりますが、今言われましたように、実施につきましては、もう現場とほかの業者等、あとは地元の方とかにお願いできれば、そういった方向で実施するならばというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）私どもも年に3回の村道手入れをしております。

3日間かかって25万円ぐらいの手当をもらっておりますので、それに比較し

たら、あんまり考え方がばかげているような考え方でございますので、今後、気をつけて、こういう計上をしてください。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）一応業者のほうから見積りを頂いておりましたので、ちょっと精査のほうは甘かったという形だと思いますので、今後、気をつけたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）すみません。この件につきましては、産業課で確認しに行きました。大体100mの40cm幅であります。ただ、周りにフェンスと道路側溝がありますから、そして下のほうはコンクリだったり、石があったり、非常に悪い、草刈りではなかなか難しい状況でありました。

ですから、もしあれをするならば、僕の提案ですけれども、生コンを打てば、それで一発で終わると思います、ある意味。なぜならば、あそこまで道をなぜ40cmの幅員を取らなかったかということがありますけれども、今の状態では、あれに生コンを10cm打ってしまえば、草は生えてきませんから、そういう委託料、管理費用は要らないと、僕はあそこを見て感じました。そういう点もひとつ検討願いたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ご提案ありがとうございます。

今後、また精査した上で、先ほども出ましたけれども、工業団地の第2調整池等の工事等もでございますので、もしその辺で対応できれば、そういったふうにしていきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午後 2時32分）

（午後 2時49分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほどの積載車の件ですけれども、ミッションなのか、オートマチックなのか、そこらあたりを伺います。

理由は、今の若い方々はオートマチック専門の方が多いんじゃないかと思つて。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

現時点で言えば、仕様書を定めてオートマとかミッションというところま

では決めていないところがございますが、今までの使用状況といいますか、使用しやすいよう勘案しまして、そこは検討していきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、これから買われるに当たっては、ご検討をよろしくお願ひします。

それから、ページはあれですけれども、ドライブレコーダーの予算が組んでありましたけれども、過去は1台しかないと質問をしたとき言われた記憶がありますが、今度は何台か申し込まれたということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回の予算として要求させていただいております部分につきましては、13台での購入費として予算を要求させていただいております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）それはいいことだと思っております。前回、あまりにも1台あるかないかの答えだったと思っております。どんどん増やしていくべきだと思っております。

実は、これは33ページの交通安全の件で、予算ではありません。中身ではありませんで、今回の4月以降の変った関係で、地域からお世話になる交通安全の方々だけしか行動ができないような形になるというのを何かちょっと伺いましたけれども、人員的に対応がそれで足るのかをちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご質問の趣旨は交通指導員のことかと理解しておりますが、質問の中で触れられましたとおり、交通指導員につきましても、地方公務員法の改正に伴いまして、特別非常勤でなる任用要件の厳格化に伴いまして、対象外となるということになりますので、今の状況といたしましたら、地区から今、推薦等をいただいておりますが、こちらが予定している人数に足りないという状況は理解しているところでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）今までは職員の方々もご協力をいただいてよかったですのではないかとと思っておりますが、何か新しい法律では、それが何か難しいような状況だと伺っております。対応が、今、地域から出られた方々ばかりで足りていくのか不安と、なられている方々も何かそういった不安をちょっと持っておられる、始まるのが4月以降ですから、まだまだ今後のことではありますけれども、不安を持っておられることがありましたので、ぜひそこら辺の対応はお願いしたいと思えますが、よろしいですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今後、西原村交通安全協会様の方と当然連携していきながら、今の指導員、今後の来年度以降の指導員につきましても、今までやっていただいていた業務の内容等も精査しながら、極力負担感が高くないような形で考えていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）そこら辺りは指導員の方々が安心できるようによろしく願います。

すみません、ページ72の内容そのものは、産業課長が話していただきました現物支給の件です。

昨日、上野議員のときの対応であられましたけれども、（「林道生コン支給」の声）ページ72だったと思っております。実は、あの農道支給を生かすためには、大規模林道から上がったところの分かれ道の川があるところで、お願いしたいのは、建設課のほうなんですけれども、多分、川だから建設課になると思っております。傷んでおります。ヒューム管あたりを二、三個並べた形の補修でもいいからやっていただければ、林道支給のお金が有効に使えると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねの件は、恐らく医王寺から上がって行って、村道の医王寺大野線を通って、そこから川を渡って林道のほうに行く河川のところだと思うんですけれども、一応、河川のほうは県と協議しながら補修を行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）せっかく昨日、予算的には今日ですけれども、布田地区の話が出まして、現物支給によって仕事が順調にできるような形になりますので、そのためには、手前の道路が、川のところがきちっとしていただけたようになりますので、ぜひ検討をされていくように願います。

すみません、最後に公民館の件です。先日、災害が河原団地のところでありまして、「高遊」の公民館は、多分下も上も村の所有ではないかと思っております。その保険の関係で、現在は安い普通の火災だけの保険しか入っておりません。補助金が欲しいというあれではないです、自分たちで払いますから。ただ、公共用地としてみなしていただけるならば、ここは庁内に入っている保険と一緒に加入はできないのかという質問で、法律上とか、いろいろ難しいのであるなら別ですけれども、今、現在、ただ単に、うちの公民館、大体想像はできると思っておりますけれども、あの広さで20万円かかるそうです。今現在は4万円ぐらいですね、火災だけの単発保険で。あれを公共として、ここの公共と一緒にみなしていただけて、もちろん出すのは地元で出しますけれども、一緒に加入はできないのかという質問ですけれども、いかがでし

ようか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えします。

この場での即答は、ちょっと分かりかねますので、現在の状況、今、私どもが掛けております保険の窓口といたしますか、保険団体で、今ちょっと確認しなくちゃいけないこともいろいろあるかと思っておりますので、今後、精査させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）今までの保険で、何ら問題ありませんでした。しかしながら、先日、河原団地のほうで災害が起こりまして、これはうちらも考えとかにやいかんなどと思ったら、農協だったんですけれども、出していいのかな、20万円の見積りが来まして、これはちょっと大変だなと。庁内ではもうちょっと安いようなお話でしたから、もしもそれが可能であるならば、お願いしたいと思っております。

じゃ、終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

私は、項目ごとのあれではなくて、職員数といたしますか、そっちのほうでちょっとお尋ねいたします。

108ページに、一般職が184名、本年度ということで、前年度は90名、94名の方のオーバーは、先ほどありましたように前の非常勤・臨時あたりの人数は、会計年度再任用するが、一般職となって、今度89名ですかね、載っているのが、そういうことで、こんなに増えたことだとは思いますが。一応、給料面は特別職か、その他特別職のあれのほうでも1億ばかり減っておりますが、結局はあまり変わらんというか、ちょっと増えてはおりますが、それで足るのかというのと、大体、ちょっとまとめますが、非常勤・臨時採用あたりで、会計年度任用数の89名が丸々か。

それと、40ページ、総務管理のほうで災害復旧のほうで震災派遣の職員の給与あたりが載っているの、そういう方が何名おられるのか。また、保育士加配はもうなくなったのかなというので、職員的に、いつも言うておりますように負担が、働き方改革ばかり言うておりますので、どういう対応をされているのかをちょっとお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、全体的な職員の定数等について、これで足りるのかということに関してでございますが、ご存じのとおり、熊本地震被災以降、やはり定数のほうの条例改正を行いまして職員定数のほうを増やしてきておるところでござ

います。また、不足する業務等につきましては、他の自治体等の地方自治法に基づきます派遣職員等を協力いただきながら、任期付職員または再任用という形で対応してきているところでございます。

会計年度任用職員につきましては、来年度から施行されるわけですがけれども、現在、今年度におきまして、各課への説明会と、各課のほうでの4月からの各種募集する職種と採用等を取りまとめまして、今年度1月に募集をしてきたところでございまして、今現在60名応募されてこられた方を合わせて、いろいろ書類選考等を行いまして、4月1日から66名の採用を今予定しているところでございます。

この方々につきましては、従来の今ある臨時・非常勤職がそのまま移行する職種もございまして、新たに各課のほうにおいて必要とする職務・職種において申請されたものもあるという状況でございまして。

今現在、地震からの復興ということで、業務が増えておりますので、来年度いっぱいまでは継続して職員数は必要だということで理解しております。地震から一定の時間、来年、再来年度以降、復興という形がある程度落ち着いてくるのであれば、震災前の職員定数、課の配置の人員という形で徐々に計画性を持って減らしていくということで考えていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）一応これはまだ予算ということで、現在はまだ足りないというような状況と伺いましたが、そういう中で、今度、3月で支援の人たちがおられなくなるけん、大分仕事量も負担になるかとは思いますが、先ほど言いましたように、40ページの災害派遣の職員さんあたりは、また別枠という考え方でいいのかということで、保育士の派遣が、今度は委託料がないというような感じなもので、保育園のほうもいつも足らん足らんと聞いておりましたので、どぎゃんなつとるのかな。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）まず、第1点の40ページのほうに記載しております地方自治法派遣の給与等負担金に関してのご質問のお答えでございまして、来年度につきましては、この前、総務委員会のほうでちょっと説明をさせていただいたところでございまして、今現在、来ていただいている自治体のほうから、来年度はちょっともう難しいということで、明確な回答を頂いているところでございまして、継続して派遣をしていただくのは水俣市様、それと熊本県庁からお二人ということでの今の状況でございまして。

やはり、震災からもう4年目を迎える中、派遣自治体におきましても、なかなか本村だけに継続するというのは難しい状況かということで理解しております。今年度も継続ということで村長を含めて各自治体をお願いして回ったところでございまして、なかなか厳しい状況でございました。以上でございます。

また、保育士の採用につきましては、今年度も正規職員採用試験を行いまして、1名採用を来年の4月1日する予定をしております。

あとの保育士の業務的なものでの採用計画と人数的なものは、保育園のほうからお答えいただければと思います。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）保育士のことについてお答えいたします。

これまで、やっぱり不足分は広報等を通じて募集をしてきておりましたけれども、中でも今回、フルタイムとパートタイムに分かれますけれども、今で言う非常勤さんが、もうフルタイムのほうに移行していただいたり、また、扶養に入られている方が外れて、できるだけ多い時間数に働いていただけるような形で今は努力しているところです。現在、4月以降は若干増える見込みではあります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）募集してもなかなか来手がないということでございますが、ある程度給与規定ということがあって、なかなか独断のやり方は難しいかどうかは、ちょっと私はそういうほうは分かりませんが、独自性のあるような求人というんですか、何かアイデアを出していただけてやっていただけるならば、また違うんじゃないかなという感覚を持っております。

例ではないんですが、そこに何か、ただ給料以外にちょっと、手当ではないですね、魅力的な何かを持ってもらえるならと思っておりますので、職員の病気にならない程度で求人をお願いしたいと思っております。

それから、もう一ついいですか。

○議長（宮田勝則君）はい。

○8番議員（林田直行君）この予算書には載っていないかなと思いましたが、ちょっと思ったのが、先ほど補正のときにありました同じ総務管理の震災のほうのことですが、各地区においては、復興建設課長が言っておりました語り部とか遺構のあれはと言いましたね。あれじゃなくて、村独自の震災のミュージアムの施設を造るというか、そういう何かどこにか記録を残すというような考えはなかったのかなと。もう大体復興してきて、体育館は造るけれども、そういうものは造らないのかなというのが、この予算書にはどこを見たっちゃないごだったけん、そのところはどうか考えておられるのか、誰に聞いたらいいいですか。

○議長（宮田勝則君）震災遺構ですから、復興課長か、総務課。

○8番議員（林田直行君）どっちかにお願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）復興関係の村としての遺構関係という話なんですけれども、今、集落の方々とか工事の現場の方とかにいろいろ聞いていても、遺構として残せるのは、恐らくガードレールが曲がったやつとかしかな

くて、被災された家とかも、当初から言えば残しておけばよかったかもしれないんですけども、解体されています状況なので、西原村としたら、できれば被災前の写真だったり、そういうやつとか、あとは慰霊碑とかも西原村で一つ最終的に造れたらいいのかなというふうには考えています。あと、ミュージアム的なやつも、全体集落から上がってきたやつを一まとめにして、印象に残るところとか、そういうものを映像とか写真で残せて、皆さんに見ていただければいいのかなというふうに思っています。

取りあえずは、復旧のほうも今年、年内に、もう完全に終わらせて、よければそれからちょっと考えさせていただければというふうに思っております。以上です。（「断層」の声）断層のほうも、今、学校関係の熊大とか大学関係のほうと教育委員会の文化財のほうで、ちょっと協力させていただいて、断層を今、発掘しているような状況です。その結果も見ながら、そういうものも含めて展示ができれば一番いいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）まだ復興半ばで、終わってからということですが、その間、資料を寄せる計画だろうと思います。できれば、併用してでもいいですが、どこにどうするかというのを具体化しながら進めていただけるなと思っております。

大きな被災をされたところは脳裏にいっぱいありますが、あまり被災が少なかったところ辺りやったら、もうだんだん風化しよるといえるか、慣れっこになってきよるといえるかというような感じになっている状況だと思いますので、また思い起こされるような施設といいますか、場所といいますか、そういうところを造っていただくなら、先ほどありました学校教育の一部にも利用を大分できると思うんです。そういう感覚で計画させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

ページ数は67にあるんですが、耕作放棄地対策ということで、これには1,000円ということで補助金がついているんですが、地震後、耕作放棄地が増えてきているんじゃないかな。この4年経つんですが、全く整備しないところも増えてきているんですね。イノシシとかそういうものが、もう家の近くまで来ている状況に今なっている。今後この対策として、持っておられる方々に対して何らかの形で整備をお願いできないかなと思うんですが、その対策として何かありますか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）桂議員のお尋ねは、地震で崩落した狭小な農地等の

お話かというふうに思います。

現在、農業委員会のほうで耕作放棄地対策として行っておりますのは、農業委員さん、最適化委員さんによります農地一筆調査によるところの不作付地あるいは耕作放棄地の調査というようなことでやっておりますので、そういったところは既に把握はできているものというふうに理解をしております。

制度的にできますものといいますが、1種農地以外であれば非農地化というようなことで今推進をしております。数字的に言いますと、この取組を始める前は60から80haほどあっただろうと思われる耕作放棄地が今は40haまで減少している。ただ、これは耕作放棄地を農地に戻して解消したんだということではなく、国の制度にのっとって対象の農地面積から外したというような作業にすぎないというようなところでございます。今のところ、そういった取組しかしておりませんし、特段取り組める内容はございません。

ここに耕作放棄地の解消事業ということで1,000円計上いたしております。これは、国が準備しております耕作放棄地対策で反当たり2万円というような事業がございまして、そういったものの対象になるようであれば、もちろん積極的に取り組んでいきたいと思うところでありますけれども、今の時点で、桂議員のお話に出てきておるのは結構狭小な農地かなというふうに思われますので、そこについては、また別途検討が必要かなというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）耕作放棄されたら、やっぱりどうしても荒廃してしまって、もう荒れ放題になっている状況なんです。もうその人たちに言っても、いや、もう農業せんけんというような感じなんですよね。そうすると、地域の人たちも手の出しようがないんです。そして、その人に言っても、じゃ、整備する、草を切ったりとかするかというと、もうそのまま放置しっ放し、そういう状況なんです。

そうすると、言えば、もう山沿いになれば、そのまま竹とかそういうものがどんどんもう今出てきている状況なんですよ。そういうところをやはり住民の皆さんからすると、火が入ったりとか、もし火災になったときに怖いというふうに言われるし、また、イノシシとか、そういうものが近くまで出てきておるからどうにかならんだろうとかということも言われるんです。

うちの地域では、一応正月の初寄りのときに、そういうところは年に二、三回切ってもらえませんかということで、地域で条例をつくらうということで話を決めて、そういうふうにしようかなというふうになっているんですが、ほかの地域でもそういう場所があるんじゃないかなと。

だから、そういうところをやはり考えていかないと、何かあってからでは遅いんじゃないかなと思うので、きちんとしたところを地域でそういうところを少しでも対策してもらえようことを村でやっていかないと、多分地

域ではなかなかできないんじゃないかなと思うので、村で何らかの形で指導できるとか、そういうことはないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 3時17分）

（午後 3時26分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長より答弁があります。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）耕作放棄された農地の利用ということについてお答えをいたします。

その中でも、特に所有者未確定農地について申し上げますと、法整備によりまして、相続がまだ確定していない農地にしても、一定の要件を満たせば農業委員会を通した貸借が可能になるというようなことは、今後期待ができるのではなかろうかなというようなことでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）分かりました。

じゃ、もう一点いいですか。今度は、特産品のブランド化ということで、これには30万円ですか、ついているんですが、現在どのような状況であるかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）西原村特産品ブランド化推進協議会補助金に対するお尋ねであるというふうに思います。

これまで当協議会は、サツマイモによります加工品ですとか農産品を使った加工品の開発というところを手がけてまいったところでございます。それと並行いたしまして、村内のそういったブランド認証を志向する方に、ブランド認証を付与していくというようなことを主体に活動する協議会ということで設立が行われておりました。

まず、カンショの干し芋については、一定の成果が出たところでございます。今、萌の里のほうにその製造をお願いしておるところでございます。ただ、非常に手間がかかるのと、そもそもの青果でありますカンショが今、好調であるということで、加工品としての材料として扱いましたときに大変なコストになるということで、数十gで600円ぐらいで売らなければ採算が取れないというようなところで、今、販売については休止しておるという状況であります。

それから、認証につきましては、認証基準等を随分見直して、認証ができるような体制というところまで今、来ているところでございます。ただ、非常にいずれの取組も迷走したなという印象は否めないかなというところであ

ります。

令和元年度におきまして、この辺を少ししっかり見直していこうじゃないかということで課内で検討しました。坂本議員もいらっしゃいますけれども、いろいろご意見を伺いながら議論をしてきたところですけども、ブランド認証をする以前に、ブランド認証を受けられるような人材を育成していきたいというようなことを今考えております。

先般ですけども、村内にも既に農産物を使って加工販売されている方がいらっしゃいます。そういった方たちに、本当にブランド品として売れるような商品にブラッシュアップしていくといたしますか、そういった作業のお手伝いをするというようなことでお集まりいただきまして、こちらの意思を伝えたところです。もちろん該当の方たちからもいろいろ意見を伺いながら、そういった特産品を作れる人たちを育てていくというようなことに、この協議会の方向性をかじ取りしようかなということで今考えております。

具体的に言いますと、例えば新商品の開発、これは非常にお金がかかりますので、その辺の支援ができんだろうか。あるいは、商品の商談会あたりにも出品したいと。でも1小間5万円とか結構なお金がかかりますので、その辺の支援をしたりとか、そういったことで人材育成というような方向にこの内容を切り替えていきたいというふうに。もちろん認証制度はそのまま生かした形で、その方たちの商品が優れたものに、認証基準に沿うようなものになっていけば、認証するというようなことで、認証業務も引き続き行うところですが、主体としては人材育成のほうに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）ブランド化されると、西原に行けばこういうものが買えるよ、西原でないと買えないよと、そういうものが西原にあれば、近隣の市町村からでもお客が増えるんじゃないかなと。やはり西原も何らかの形で収入があるようなことを考えていかないと、観光にしても置いていかれるような状況になりますので、そういうものにもやっぱり役立つようなことを考えていくためには、ブランド化というのは大変いいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ前向きに進めていってもらって、そして、いろんなものを出してもらえようことをやってもらいたいなというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

今の答弁ですか。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）ありがとうございます。

何て言おうと思ったのか。すみません、ちょっと休憩いいですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

(午後 3時31分)

(午後 3時32分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほど申しましたように、該当の方たち四、五名じゃなしに五、六名だったですか、坂本議員も一緒に同席いただきました。おいでいただきまして、私たちが想定していた以上にいろんなご意見を頂くことができました。

今日初めて聞いた話だから、持ち帰ってまたいろいろ考えてくださいということで、今、考えていただいている状況です。また近いうちにお集まりいただいて、一緒に研修会なんかも開きながら育成ができていけばいいかな、そうやっていい品物が作れていったらいいなというふうに期待しておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和2年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は18日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時39分 散 会

第 4 号 (3 月 1 8 日)

令和2年第1回西原村議会定例会会議録

令和2年3月18日、令和2年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和2年3月18日（水曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 村長提案理由説明（議案第66号）
- 日程第 2 議案第22号 令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第23号 令和2年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第24号 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第25号 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第26号 令和2年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第27号 指定管理者の指定について（※住民福祉課）
- 日程第 8 議案第28号 指定管理者の指定について（※企画商工課）
- 日程第 9 議案第29号 村有財産の貸付について
- 日程第10 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 9 議案第 3 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 0 議案第 4 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 4 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 2 議案第 4 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 4 4 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 4 5 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 4 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 4 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 4 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 9 議案第 4 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 0 議案第 5 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 1 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について

- 日程第 3 2 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 3 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 4 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 5 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 6 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 7 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 9 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 0 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 1 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 2 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 3 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 4 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 5 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 6 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 7 発議第 1 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 4 8 委員会報告について
- 日程第 4 9 組合議会報告について
- 日程第 5 0 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行いたいと思いますが、昨日の西原村中央簡易水道補正予算の審議におきまして、復興建設課長の説明の中で訂正がありますので、復興建設課長に訂正を求めます。

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第19号、令和元年度中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、一部訂正をお願いいたします。

昨日、山西・河原・小森団地の加入金により起債を起す必要がないと説明しておりましたが、「起債」ではなく「基金繰入金」の間違いでした。大変申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいまの訂正がありましたとおり、議事録等も訂正したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

なお、本日午後より、6番議員、上野正博君の欠席届が出ましたので、許可しております。皆様にご報告いたします。

日程第1、村長に議案第66号の提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

議会最終日となりました。今日もまた一日よろしくお願いいたします。

それでは、一昨日入札が終わりましたので、それにつきまして追加提案という形でさせていただきます。

議案第66号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、西原村総合体育館新築工事につきまして、特定建設工事共同企業体による指名競争入札により契約の相手が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、企画商工課長よりご説明を申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第2、議案第22号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)おはようございます。

ただいまから、議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和2年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,200万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億6,076万円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税2万円でございます。これらの現年分につきましては、1月末の調定を基準に収納率を考慮し算出しております。また、退職被保険者国民健康保険税につきましては、令和元年度において被保険者が0となりましたので、滞納分のみの計上としております。

8ページをお願いします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億6,380万4,000円でございます。この交付金につきましては、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金に分かれております。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金7,006万9,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など法定内の繰入金を一般会計からお願いしております。

9 ページをお願いします。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金3,500万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

11ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費 5 億5,000 万円、目 2 退職被保険者療養給付費20万円でございます。これにつきましては、令和元年度の給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。また、先ほども述べましたが、退職被保険者療養給付費につきましては、令和元年度において被保険者が 0 となりましたが、過年度分の精算等で給付費が発生する場合がありますため計上しております。

12ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費8,700万円、目 2 退職被保険者高額療養費 5 万円でございます。高額療養費につきましても、令和元年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上をさせていただいております。

13ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分 1 億9,563万7,000円でございます。医療給付費分の事業費納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため、県に納める納付金で、その財源は主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付費の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮し、熊本県が決定する金額となっております。

14ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 2 後期高齢者支援金等分5,153万5,000円でございます。こちらも、県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納付する納付金となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 3 介護納付金分1,899万9,000円でございます。これも、県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費 1,028万7,000円でございます。主な内容としましては、12委託料に849万8,000円、特定健康診査等事業に対する委託料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

- 議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- （「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。
- （「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
- これより本案を起立により採決します。
- 議案第22号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
- よって、議案第22号は原案どおり可決されました。
- 日程第3、議案第23号、令和2年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。
- 内容の説明を保健衛生課長に求めます。
- （保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）
- 保健衛生課長（松下公夫君）議案第23号につきましてご説明いたします。
- 議案第23号、令和2年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。
- 1枚めくっていただきまして、令和2年度西原村介護保険特別会計予算。令和2年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。
- 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,970万3,000円と定める。
- 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 一時借入金。
- 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。
- 歳出予算の流用。
- 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- （1）各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。
- 令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
- 主要内容についてご説明いたします。
- 6ページの歳入予算をお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 1 億6,132万3,000円でございます。これにつきましては、1 月時点の被保険者数等を考慮して算出しております。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金 1 億2,069万円でございます。これにつきましては、令和 2 年度の給付見込額を支出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス諸費、特定入居者サービス費等を合計した額に国庫負担割合を乗じて計上しております。

同じく、国庫支出金で項 2 国庫補助金4,844万1,000円でございます。これにつきましては、令和 2 年度の給付見込額に国庫補助金割合を乗じて計上させていただきます。

7 ページをお願いします。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金 1 億8,419万5,000円でございます。これにつきましては、第 2 号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和 2 年度の給付見込額に第 2 号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金 1 億102万6,000円でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様に県費の負担割合を乗じて計上しております。

8 ページをお願いします。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金 1 億1,176万4,000円でございます。これにつきましても、令和 2 年度の給付見込額に村の負担割合を乗じた金額を一般会計から繰入れさせていただいています。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

9 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費590万9,000円でございます。これにつきましては、委託料として地域包括支援センター運営業務委託料として151万1,000円、第 8 期事業計画策定業務委託料として344万2,000円を計上させていただきます。

10 ページをお願いします。

第 2 項保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費 6 億3,240万円を計上させていただきます。これにつきましては、令和元年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただきます。

11 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 3 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス等費 1,440万円でございます。これにつきましては、利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者に支払うものでござ

います。これにつきましても、令和元年度の給付見込額等を参考とし、利用者数を考慮し予算計上させていただいております。

款2 保険給付費、項4 特定入居者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費3,360万円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、令和元年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、目2 介護予防ケアマネジメント事業費1,158万3,000円と258万円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者事業対象者の訪問介護及び通所介護の給付費とケアマネジメント作成委託料として、令和2年度の見込額にて計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款3 地域支援事業、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費458万8,000円、これにつきましては、地域介護予防活動支援事業委託料等を計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業、目4 生活支援体制整備事業費464万6,000円でございます。主な内容につきましては、高齢者の介護予防に係るサービス提供体制の検討及び高齢者の地域での支え合い体制づくりを推進していくために、社協に委託し、生活支援コーディネーター等の配置及び運営費として計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目5 認知症総合支援事業費554万1,000円でございます。主な内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されていることから、認知症地域支援推進員等設置促進事業委託料360万3,000円、社協に委託及び認知症初期集中支援事業委託料193万8,000円、益城病院に委託して関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項4 地域包括支援センター管理費、目1 一般管理費1,181万円でございます。主な内容につきましては、委託料で地域包括支援センター運営業務料として1,100万円計上させていただいております。

歳出の主な内容につきましては以上でございます。

15ページに債務負担行為ということで地域包括支援センターシステムサーバー等リース料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和2年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第24号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,589万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でおこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料3,758万1,000円。

目2普通徴収保険料1,610万6,000円でございます。後期高齢者医療の保険

料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に、特別徴収分の保険料額については70%、普通徴収分につきましては30%の割合で計上させていただいております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金527万7,000円でございます。これは広域連合等で算出した額を一般会計から繰入れをお願いしております。

目2保険基盤安定繰入金2,503万7,000円でございます。これも広域連合のほうで算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰り入れていただいております。

次に、目3療養給付費繰入金8,000万1,000円でございます。これも広域連合で算出した額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰入れを行っております。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億6,320万7,000円でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金5,368万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,503万7,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,000万2,000円となっております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第25号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第25号につきましてご説明いたします。

議案第25号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

次のページをお願いいたします。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,080万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債(西原村中央簡易水道事業熊本地震本復旧工事)、限度額2,000万円。この件に関しましては、昨日お話しいたしました古閑地区、布田地区の水道の復旧事業でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、前年度と同額の5,700万円を計上しております。

目2その他営業収益、節2工事申込金は、30件の新規加入分として加入金330万円を見込んでおります。

項2営業外収益、目1補助金、節1他会計補助金として、一般会計より災害復旧事業債償還繰入金として1,533万8,000円を計上しております。

款2繰越金は、前年度と同額の1,500万円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 水道事業費、項1 営業費用、目1 業務費につきまして、主なものは、節2 給料から節4 共済費までは担当職員の人件費でございます。

節10 需用費では、消耗品費にメーター機器購入費等132万4,000円、光熱水費に水源地・配水池電気料790万円、修繕費に水道施設修繕費100万円などがございます。

節11 役務費では、水質検査手数料に100万円などがございます。

次の10ページの節12 委託料には、シルバー人材への水道メーター検針委託料122万4,000円、漏水調査委託料150万円などを計上しております。

節14 工事請負費には、県道堂園小森線の道路拡張に伴う水道管布設工事に583万円、中央監視システム機器更新工事600万円を予定しております。

目2 災害復旧費、節10 需用費、応急復旧修繕費として100万円。

節13 使用料及び賃借料として、応急復旧配管等のリース代として100万円。

節14 工事請負費に、熊本地震に伴う復旧工事費として2,000万円。令和元年度、復興推進課で行う下布田・古閑地区等の集落再生事業と、水道復旧工事を同時に行い、一般会計で支払うため、水道会計から負担金として一般会計に支払う予定でありましたが、集落再生との兼ね合いで、一旦、補正で減額して、令和2年度、工事請負費として新たに計上いたしております。

11ページに、項2 営業外費用、目1 企業債償還金として、前年度と同額の3,458万7,000円を計上しております。

目2 消費税相当額に300万円、項3 予備費に1,528万3,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第26号、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算につい

てを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君)議案第26号につきましてご説明いたします。

議案第26号、令和2年度西原村工業用水道事業予算書。

2ページをお願いいたします。

令和2年度西原村工業用水道事業予算書。

総則。

第1条、令和2年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8ヶ所、(2) 年間総給水量22万1,190^m、(3) 1日平均給水量606^m、(4) 主要な建設改良費284万9,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおり定める。

収入。

第1款水道事業収益1,843万5,000円、第1項営業収益1,094万9,000円、第2項営業外収益784万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1,843万5,000円、第1項営業費用1,203万8,000円、第2項営業外費用70万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費569万6,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入0、資本的支出は、第1款284万9,000円。

議会の議決を経なければ、流用することが出来ない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費505万5,000円、(2) 交際費は0円でございます。

利益余剰金処分。

第6条、繰越利益余剰金のうち0円を次のとおり処分するものとする。

(1) 利益積立金0円、(2) 建設改良積立金0円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、8万円とする。

令和2年3月11日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

令和2年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように8か所でございます。1日の給水量としまして、昨年度実績として606tを予定しております。また、超過料等については、当初予算では加味しておりません。

16ページからの支出の水道事業費用につきましては、昨年度から大きく増加するものは、目3総係費ですが、主に人事異動に伴います人件費の増加により、昨年比271万円の増加となっております。

資本的収入及び支出。

資本的収入は0でございます。

資本的支出につきましては、令和2年1月26日に発生しました強風により、小牧配水池の窓やドアが壊れ、また、配水池の壁のモルタルが剥がれたりしております。そのための修理工事費となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額284万9,000円は、建設改良積立金より259万円、また当該年度損益勘定留保資金、いわゆる予備費より259万円を補填しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時50分）

（午前10時53分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

まず、2ページでございます。

第3条、収入の第2項です。営業外収益748万5,000円でございます。784万5,000円というふうに読んでおりました。申し訳ございません。

それから、3ページです。

第6条の利益剰余金処分というのを剰余金という表現をしておりました。

それから、18ページをお願いします。

一番下の行の当年度損益勘定留保資金を25万9,000円より補填するという事で、ここを259万円というふうに読んでおりました。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、令和2年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第27号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民福祉課長(藤吉昌也君) 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号 指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村地域福祉センター。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森572番地、名称及び代表者、社会福祉法人西原村社会福祉協議会、会長、日置和彦。指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由。

西原村地域福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年西原村条例第11号)第3条の規定に基づき、西原村地域福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

西原村地域福祉センターにつきましては、平成5年設置当初から西原村社会福祉協議会に管理を委託し、指定管理者の制度導入によりまして、平成18年4月1日から指定管理者に指定し、現在まで施設運営管理を行っているところでございます。

令和2年3月31日で、その指定管理者の指定期間が終了いたします。

本施設の管理につきましては、「西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定として、物的、財政的、人的能力を有していることや、利用者本位のサービス提供や地域連携、高齢者福祉施設の効用を最大限に発揮できることと、さらに指定管理者としての実績を総合的に勘案し、現在の団体が引

き続き管理することが望ましいということをお断りいたしましてのお願いでございます。どうぞご審議方よろしくお断りいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第28号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設。指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字河原3460番地、名称及び代表者、滝交流館糸舞季管理運営組合、代表者、坂田敏昭。指定の期間、令和2年4月1日から令和2年10月31日までとする。

提案理由。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第12号）第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設、通称糸舞季につきましては、平成16年度から山村振興等農林漁業特別対策事業により建設をしており、平成17年度に完成、平成18年度から滝地区に指定管理者としてお願いをしているところでございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設糸舞季が、令和2年3月31日で指定管理者の指定期間が終了いたしますので、本施設の管理につきましては指

定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては、公募によらず、現在指定管理者にしております滝交流館糸舞季管理運営組合に引き続き指定管理者をお願いするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第29号、村有財産の貸付についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、村有財産の貸付について。

村有財産を次のとおり貸付けるものとする。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、貸付財産。

（1）土地、所在地、阿蘇郡西原村大字小森2115番3の一部。地目、原野。面積、14万7,075.79㎡。

（2）目的、大切畑ダム災害復旧工事に伴う工事用土砂仮置用地。

（3）賃貸額、年額1,897万241円。

（4）貸付の相手方、熊本県。

（5）貸付期間、令和2年4月1日より令和6年3月31日まで（4年間）。

提案理由でございます。

公有財産の貸付けにつきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第2項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

熊本県が実施、施工する大切畑ダム災害復旧工事におきまして、堀削土約120万㎡のうち約40万㎡の遮水材をダム築造において重要な材料として適切

な管理及び盛土試験を行うために、土砂仮置き等を行うまとまった用地が必要であることから、熊本県より土地貸付けの協議依頼に基づき、公有財産を貸付けするものでございます。

参考資料といたしまして、契約書（案）を配付いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

議会の始まる前に大切畑ダム復興事務所のほうから全協のほうで説明を受けましたけれども、最近の想定外の降雨量が現在ここ過去に起きております。この40万 m^3 の土砂が、想定外によって雨量が発生した場合、これがもし鳥子水域側に流れた場合、今でも鳥子川におきましては、地震によりまして、やっぱり土砂が相当堆積しております。年間200万円の県の予算を使いまして、国土強靱化によって少しずつは排出はしておりますけれども、この40万 m^3 の全部だとは言いませんけれども、想定外の風水害があった場合に、その責任をどこがこれは持って災害が起きた場合には対処されるのか。それをお聞きしておきます。お願いします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）ご質問の内容にお答えいたします。

事業主が県でございますので、もし事故があったときには県のほうで対応されると認識しております。

また、今年から工事に、発注が終わっています。今年の梅雨時期にはまだ土砂とかを置く計画はございませんので、その間に一回調整池とかを仮に設けて、どれぐらいたまるかとか様子を見ながら実験をしていきたいということで、また何かあったら早急な対応をするよう体制を整えますということで伺っておりますので、できるだけ地元の方と協議しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）この4年間のうちに、その想定外の雨量がなければいいんですけども、もしあったような場合には県のほうと契約書か何かは入れておられますか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今のご質問の趣旨での契約書等につきましては、特に今現在ございません。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）口頭だけで、災害があった場合に、県として対応できるものなのか。あるいは、やっぱり一言契約書を交わしておくべきなのか、

村長も鳥子ですから、非常に心配な点があると思いますけれども、村長、いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）山下議員が心配されることは重々分かるわけでありましてけれども、相手が熊本県ということであって、積んだ土砂を固めて平らにして流れないようにするという事は聞いております。

どこに何があっても雨が降ったら流れるのは当然でありますので、土砂が流れないようにするのは、それは当然のことであって、そのことは県のほうにも言っておりますので、災害が発生したときの補償とか何とかは、これは相手が県でありますので、それなりの対応はしていただけるものというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）山下君、ようございますか。

○7番議員（山下一義君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、村有財産の貸付について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時15分）

（午前11時34分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第30号から日程第30、議案第50号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第30号から第50号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、

以下については一括して変更契約の内容を説明させていただきます。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）。

2、変更前契約金額4億2,700万8,183円（税抜額3億9,476万740円）、変更後契約金額3億3,039万5,130円（税抜額3億592万1,417円）、9,661万3,053円の減となっております。

3、契約の相手方、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第31号でございます。

1、契約の目的、西小規模第4号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）。

2、変更前契約金額1億2,755万7,136円（税抜額1億1,773万3,420円）、変更後契約金額1億2,822万6,623円（税抜額1億1,794万4,456円）、66万9,487円の増となっております。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

主な内容としましては、水道設備工の増となっております。

続きまして、議案第32号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第3号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当03）。

2、変更前契約金額7,407万3,517円（税抜額6,858万6,590円）、変更後契約金額6,011万8,913円（税抜額5,566万5,661円）、1,395万4,604円の減となっております。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第33号でございます。

1、契約の目的、西小規模第5号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当07）。

2、変更前契約金額3,928万4,930円（税抜額3,637万4,936円）、変更後契約金額528万6,996円（税抜額489万5,367円）、3,399万7,934円の減となっております。

契約の相手方、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第34号。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

2、変更前契約金額2億3,067万3,488円（税抜額2億1,284万5,336円）、変更後契約金額1億1,811万4,513円（税抜額1億936万5,290円）、1億1,255万8,975円の減となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第35号でございます。

1、契約の目的、西小規模第6号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）。

2、変更前契約金額8,111万6,072円（税抜額7,459万8,000円）、変更後契約金額8,672万3,718円（税抜額7,888万8,115円）、556万2,646円の増となっております。

契約の相手方、株式会社下村組。

主な内容としましては、水道消火栓及び防火水槽の追加でございます。

続きまして、議案第36号。

契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）。

2、変更前契約金額1億4,810万5,229円（税抜額1億3,620万4,236円）、変更後契約金額1億3,859万2,293円（税抜額1億2,755万6,112円）、951万2,936円の減となっております。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第37号。

1、契約の目的、西小規模第8号、小規模住宅地区等改良工事（下小森）。

2、変更前契約金額1億33万2,000円（税抜額9,290万円）、変更後契約金額1億2,576万3,861円（税抜額1億1,601万9,874円）、2,543万1,861円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社東築建設。

主な変更内容としまして、防火水槽設置に伴う仮設土留め工の追加、道路工におきまして、CBR試験に基づく路床置き換え工の追加及び交通誘導警備員の増となっております。

続きまして、議案第38号でございます。

1、契約の目的、西滑動第40号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（滝③・谷頭①）。

2、変更前契約金額8,164万8,000円（税抜額7,560万円）、変更後契約金額8,680万6,570円（税抜額7,891万5,064円）、515万8,570円の増となっております。

3、契約の相手方、肥後木村組株式会社。

主な変更内容につきましては、構造物基礎の安定処理工の固化材添加量の変更及び間知ブロックから中型ブロックへの変更でございます。

続きまして、議案第39号でございます。

1、契約の目的、西滑動第42号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出④・秋田原①）。

2、変更前契約金額1億2,258万円（税抜額1億1,350万円）、変更後契約金額1億3,787万2,214円（税抜額1億2,533万8,377円）、1,529万2,214円の増となっております。

3、契約の相手方、肥後木村組株式会社。

主な変更の内容につきましては、中型ブロック積み及び仮設工の増となっております。

続きまして、議案第40号でございます。

1、契約の目的、西災関宅第10号、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（TK-005）。

2、変更前契約金額4,445万5,370円（税抜額4,041万3,973円）、変更後契約金額5,081万2,300円（税抜額4,619万3,000円）、635万6,930円の増となっております。

3、契約の相手方、肥後木村組株式会社。

変更の主な内容としまして、網状鉄筋挿入工の現場状況に応じた施工機械の変更及び張りコンクリートの追加でございます。

続きまして、議案第41号でございます。

1、契約の目的、西大滑第12号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（グリーン西原18）。

2、変更前契約金額1億3,392万円（税抜額1億2,400万円）、変更後契約金額1億5,264万1,421円（税抜額1億3,876万4,929円）、1,872万1,421円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社肥後建設社。

変更の主な内容につきましては、工事用仮設道路の追加及び中型ブロックへの変更でございます。

続きまして、議案第42号でございます。

1、契約の目的、西大滑第5号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事

(古閑01)。

2、変更前契約金額 3 億8,729万7,933円 (税抜額 3 億5,829万8,364円)、変更後契約金額 2 億7,138万3,660円 (税抜額 2 億5,109万8,478円)、1 億1,591万4,273円の減となっております。

3、契約の相手方、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第43号。

1、契約の目的、西大滑第6号、宅地耐震化推進 (大規模) 滑動崩落対策工事 (古閑02)。

2、変更前契約金額7,092万2,237円 (税抜額6,566万8,738円)、変更後契約金額4,417万1,853円 (税抜額4,089万9,865円)、2,675万384円の減となっております。

3、契約の相手方、日置工業株式会社。

変更内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第44号。

1、契約の目的、西大滑第8号、宅地耐震化推進 (大規模) 滑動崩落対策工事 (畑・風当04)。

2、変更前契約金額 2 億8,891万9,019円 (税抜額 2 億6,645万3,361円)、変更後契約金額 3 億501万7,574円 (税抜額 2 億8,031万405円)、1,609万8,555円の増となっております。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

この畑・風当04に関しましては、主要な構造物は全て完了しております。今日から風当分水工から西へ向かう村道の舗装を行う予定であり、4月以降に関しましては、取付道路等の附属する工事のみとなっております。

主な変更内容としましては、間知ブロックを中型ブロックに変更及び仮設工の増となっております。

続きまして、議案第45号。

1、契約の目的、西大滑第7号、宅地耐震化推進 (大規模) 滑動崩落対策工事 (畑・風当03)。

2、変更前契約金額 2 億1,516万7,320円 (税抜額 1 億9,883万7,132円)、変更後契約金額 1 億5,336万7,542円 (税抜額 1 億4,173万1,225円)、6,179万9,778円の減となっております。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第46号でございます。

1、契約の目的、西大滑第9号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）。

2、変更前契約金額1億9,625万7,528円（税抜額1億8,171万9,934円）、変更後契約金額2億58万2,534円（税抜額1億8,560万9,240円）、432万5,006円の増となっております。

契約の相手方、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体。

主な内容としましては、ブロック積み及び取付道路工の増となっております。

続きまして、議案第47号でございます。

1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

2、変更前契約金額6億6,997万4,533円（税抜額6億1,872万3,807円）、変更後契約金額5億2,473万97円（税抜額4億8,440万9,491円）、1億4,524万4,436円の減となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減となっております。

続きまして、議案第48号でございます。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、変更前契約金額1億9,910万3,512円（税抜額1億8,344万1,000円）、変更後契約金額1億2,718万1,021円（税抜額1億1,760万197円）、7,192万2,491円の減となっております。

契約の相手方、株式会社下村組。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第49号でございます。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

2、変更前契約金額9億5,275万6,139円（税抜額8億8,067万6,764円）、変更後契約金額6億4,510万7,077円（税抜額6億99万5,800円）、3億764万9,062円の減となっております。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等の減でございます。

続きまして、議案第50号でございます。

1、契約の目的、西大滑第3号、下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事。

2、変更前契約金額1億738万5,000円（税抜額9,906万2,182円）、変更後

契約金額 1 億937万6,350円（税抜額 1 億87万2,501円）、199万1,350円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社高橋工業。

主な変更内容としまして、土質試験に基づく安定処理工の固化材添加量の変更、現場施工範囲内にある支障木の撤去等の処分費の追加でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）間違いはないですか。

○復興建設課長（吉井 誠君）1件訂正がございます。

議案第35号のところで、2の変更前契約金額のところで、8,116万1,072円に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、暫時休憩します。

（午後 0時02分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入りますが、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

今回、6集落の再生事業の一連の変更契約及び再契約について、なぜこのような手続を行わなければならないのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今回の6集落再生事業の一連の変更及びこれから議案いただきます再契約について、なぜこのような手続を行わなければならないのかということなんですけれども、これまでの契約に関しましては、平成29年度予算から、また平成30年度、令和元年度ということで、数年にわたって国の補助をいただいております。基になるのが平成29年度の予算ということで、それが本年が事故繰り予算であったために、会計法上、一旦工事を今できている分だけを精算して一回締めてくださいという決まりがありますので、本年度末で工事が既に完了している部分を一旦精算するために契約を閉めさせていただいております。その分、次にお願ひします契約分で減額分プラス追加工事等あった分を計上させてもらって、契約の締結伺をお願いしております。

もし工事をばらばらに一旦精算した後、再契約、入札とかを行った場合は、試算をしてみますと約10億円程度の工事に関しましては経費だけで5,000万円ぐらいプラスになるということがあります。それからまた分割発注を行った場合は、一旦、現場事務所や鉄板等の仮設資材を一回撤去することになっ

たりとか、あと入札の準備とか契約の準備とか、それを行った場合は、少なくともその2か月余りの不測の日数を要することが予測されます。

このように費用面から見ましても工程面から見ても明らかに競争に付することが不利と認められるために、平常時とはちょっと異なるんですけども、今回の契約方式を選択することになりました。国の災害復旧ガイドラインにつきましても、平常時とは異なるこういう災害については、指名入札だったり適正な契約方法をして、一日も早い早期復旧に努めていってくださいということがありますので、こういう方式を取らせていただきました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）今の説明でよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論につきましても3月4日の議会運営委員会の中で一括討論と決定しておりますので、一括討論で行います。

なお、討論をされる際には、議案番号の発言の上、討論をお願いいたします。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第30号から議案第50号までを起立により1議案ごとに採決します。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

次に、議案第31号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第34号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

次に、議案第35号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

次に、議案第36号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

次に、議案第42号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

次に、議案第44号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

次に、議案第45号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

次に、議案第46号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

次に、議案第47号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第48号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第49号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第50号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第31、議案第51号から日程第45、議案第65号までの工事請負契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第51号から議案第65号につきましては、全て工事請負契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）。

2、契約金額6,491万3,371円（税抜額5,901万2,156円）。

3、契約の相手方、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第52号でございます。

1、契約の目的、西小規模第4号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）。

2、契約金額497万9,852円（税抜額452万7,139円）。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第53号でございます。

1、契約の目的、西小規模第3号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当03）。

2、契約金額1,595万8,729円（税抜額1,450万7,936円）。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第54号。

1、契約の目的、西小規模第5号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当07）。

2、契約金額1,308万6,823円（税抜額1,189万7,112円）。

3、契約の相手方、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第55号でございます。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

2、契約金額1億3,382万5,215円（税抜額1億2,165万9,287円）。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第56号でございます。

1、契約の目的、西小規模第6号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）。

2、契約金額1,714万4,902円（税抜額1,558万6,275円）。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第57号でございます。

1、契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模地区等改良工事（大切畑05）。

2、契約金額2,049万7,259円（税抜額1,863万3,872円）。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロックなどの擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第58号でございます。

1、契約の目的、西大滑第5号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）。

2、契約金額1億2,370万3,732円（税抜額1億1,245万7,939円）。

3、契約の相手方、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第59号でございます。

1、契約の目的、西大滑第6号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（古閑02）。

2、契約金額2,165万9,434円（税抜額1,969万395円）。

3、契約の相手方、日置工業株式会社。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第60号でございます。

1、契約の目的、西大滑第8号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）。

2、契約金額891万4,253円（税抜額810万3,867円）。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

主な内容としましては、取付道の舗装工や排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第61号でございます。

1、契約の目的、西大滑第7号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）。

2、契約金額9,634万6,686円（税抜額8,758万7,897円）。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第62号でございます。

1、契約の目的、西大滑第9号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）。

2、契約金額3,758万9,557円（税抜額3,417万2,325円）。

3、契約の相手方、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第63号でございます。

1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

2、契約金額2億5,690万6,390円（税抜額2億3,355万1,264円）。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第64号でございます。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、契約金額8,666万8,623円（税抜額7,878万9,658円）。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

主な内容としまして、中型ブロックの擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

続きまして、議案第65号でございます。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

2、契約金額3億5,240万2,461円（税抜額3億2,036万5,874円）。

3、契約の相手方、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

主な内容としまして、中型ブロック等の擁壁工及び道路工、排水構造物工等でございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論につきましても3月4日の議会運営委員会の中で一括討論と決定しておりますので、一括討論で行います。

なお、討論される際には、議案番号を発言の上、討論をお願いいたします。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により1議案ごとに採決します。

議案第51号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

議案第52号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第52号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第53号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第53号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第54号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第54号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第55号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第55号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第56号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第56号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第57号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第57号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第58号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第58号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第59号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第59号は原案どおり可決されました。
続いて、議案第60号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第61号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第62号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第63号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第64号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第65号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第46、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明)

○企画商工課長(林田浩之君) 議案第66号についてご説明申し上げます。

議案第66号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月18日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、防安西企第1号、西原村総合体育館新築工事。

2、契約金額19億5,250万円（税抜額17億7,500万円）。

3、契約の相手方、小竹・宇都宮・坂本特定建設工事共同企業体、（代表者）所在地、熊本県熊本市中央区大江4丁目13番20号、会社名、株式会社小竹組、代表者、代表取締役大堂正人、（構成員）所在地、熊本県菊池郡大津町室2137-2、会社名、株式会社宇都宮建設、代表者、代表取締役宇都宮誠二、（構成員）所在地、熊本県菊池郡菊陽町原水3316、会社名、株式会社、坂本建設、代表者、代表取締役坂本俊正。

今回提案の工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、延床面積4,572.54㎡、建築、電気設備、機械設備一式であります。

本工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を3月16日に行い、業者が決定しましたので、今回追加提案させていただくものであります。

2ページに公共工事請負契約書（案）と3ページから参考資料としまして、建設工事入札参加資格申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び各業者の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、経営規模等評価結果通知書及び工事経歴書を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

工期のほうが令和3年9月30日となっておりますけれども、構想的には、これは建物が建って、周りの駐車場等は並行して途中でされるのか。また、建物は建物だけできた上がりから工事をされるとなると、その中は使えるようになりながらされるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

こちらの工期につきましては、令和3年9月30日までという形にしております。これにつきましては、予算のとき説明いたしましたとおり、継続費という形でのこの表記の契約という形になります。この間に、この契約自体には建物等だけの契約になっておりますので、今後、国あたりに要望しながら周りの公園整備、道路整備とかも必要になりますが、そういったところを順次進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。

じゃ、今回は体育館のお金だけということですがけれども、体育館のほうか

先にできて、周りのほうは体育館を使いながらできるような形になるんでしょうか、構想的に言えば。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回は、ご存じのとおり体育館だけということでございます。今から3回に分けて予算要求と、もう予算要求はしておりますので、合計20億円ぐらいにはなりますけれども、その周り、駐車場、芝生公園と調整池とか防災倉庫とか、いろんなものがございまして、これにつきましては、終わってからじゃなくして、もう終わりかけには着工できるような体制に持っていこうかなど。一緒にはなかなかできませんので、そちらの外周の擁壁等でフェンス等もございまして、そういったところも来年度の当初予算あたりである程度、県とか九州でありますけれども、国のほうにも予算要求をしていきたいと。金額的にも10億円近くありますので、周りが。それも要求していかなければならないということでもあります。

それがまた1年半とかかかるんじゃないかなというふうに思っておりますので、一般質問のときにも言いましたけれども、3年か4年はかかるんじゃないかなというふうに思っています。しばらくは、その工事がありますので、体育館の使用はちょっと厳しいかなというふうな思いもありますけれども、まずもって今回は金額が一番張っておる体育館から着工するならばというふうに思って、今回の契約もできたわけでありまして。できる限り早い段階で完成をさせたいというふうな思いも持っておりますので、また今後ともどうかご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第66号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第47、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第48、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第49、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

1番議員、堀田直孝君。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

それでは、令和2年第1回、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会がありましたので、報告をいたします。

令和2年2月21日、当組合会議室にて、令和2年第1回、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会の定例会が開催されました。

第1号議案から第4号議案まで審議され、内容につきましては次のとおりでした。

議案第1号、専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認。

議案第2号、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案どおり可決。

議案第3号、令和元年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について、これは、主な内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,241万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億528万3,000円とするというものでした。

歳入では、財政調整基金の繰入れが580万円、雑入として先般報告しました不燃物処理施設火災の建物火災共済金3,600万円。歳出では、その火災の修理費として4,180万円というもので、原案どおり可決されました。

議案第4号、令和2年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計予算について。主な内容は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億4,102万2,000円と定める。前年度より1,005万3,000円の増額となり、主な要因は現在、焼却灰等を委託しております九州産廃が本年度をもって終了するため、焼却灰等の委託料の増加によるものです。

質疑では、九州産廃閉鎖に伴い、次年度からの焼却灰の委託先についての質問に対し、焼却灰を福岡県宇部興産と熊本市北区オー・エス収集センター。飛灰、ごみを焼却するとき発生する排ガスに含まれるばいじんとカレット、ガラス瓶を破砕して球状にした粒のものをオー・エス収集センターに委託するということでした。また、現在の基金についての質問に対しては、埋立地

建設基金が約1億2,000万円、ごみ処理施設基金が2億5,000万円、財政調整基金が4,000万円とのことでした。

なお、新型コロナウイルスの影響により合志市等で問題になった中国産ごみ袋不足の影響についての質問に対しては、当組合ごみ袋については日本産を使っているため製品の欠品の心配はないとの報告でありました。

これにより、採決の結果、原案どおり可決されました。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、報告者に何かお尋ね等ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

9番議員、桂悦朗議員。

（9番議員 桂悦朗君 登壇 報告）

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

阿蘇広域行政事務組合議会の報告をします。

令和2年第1回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が2月25日に開催され、一般会計予算及び特別会計予算など議案7件が審議され、全て全員賛成で可決をしております。

まずは、令和2年度阿蘇広域行政事務組一般会計予算、これについては歳入歳出それぞれ30億6,107万3,000円、前年度比としましては4,967万8,000円の増となっております。本村の負担金としましては5,979万9,000円で、前年度比84万5,000円の増となっております。一般管理、介護保険対策等々で1,361万5,000円、し尿処理施設としまして4,618万4,000円となっております。

次に、令和2年度養護老人ホーム湯の里荘特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億7,965万9,000円となっております。前年度比3,700万6,000円の増となっております。本村の負担金としましては2,321万円で、前年度比1,770万4,000円が増となっております。この件につきましては、災害復旧事業の元金の償還が開始するという事で負担が増となっております。

ほかに、令和2年度特別会計養護老人ホームの阿蘇みやま荘特別会計予算、また、令和元年度一般会計、特別会計等の補正予算が2件提案されました。また、阿蘇広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定、また地方公務員法及び地方自治体の一部を改正する条例の制定が、全員賛成で可決されております。

定例会につきましては、以上で報告を終わります。また、阿蘇広域行政事務組合で令和2年1月22日から24日まで視察研修をしておりますので、これを報告したいと思います。

香川県三豊市と山口県岩国市を視察研修しております。

まず、三豊市バイオマス資源化センターみとよを視察研修しておりますが、ここの施設は民設民営で運営されている施設でございます。燃やせるごみを発酵、また乾燥させて、固形燃料の原料としてリサイクルする日本初の工場として平成29年4月1日から運営されております。燃やせるごみを収集し、トンネルコンポスト方式により混合ごみを発酵、分解し、その際に微生物が発生する熱70℃で紙、プラスチック等を乾燥させ、固形燃料の原料として取り出し、圧縮、梱包をその会社ではされております。その圧縮、梱包された原料は、隣接する廃棄物処理を手がけるこの会社の出資会社2社に搬出され、固形燃料R P Fに製品化されております。この製品化された固形燃料は、石炭の代替燃料として大手製紙会社やセメント会社などの産業に利用されているということでございました。

次に、岩国市サンライズクリーンセンターを視察しております。

岩国市及び和気町から収集されましたごみを長期にわたり安定稼働できる、また南海トラフ大地震等の大規模地震にも備えた自然災害に強い最新の施設として、平成31年4月1日から稼働しております。建設費はかなりかかっておりまして、174億5,000万円かかっているというすばらしい施設でございました。その中には防衛省からの補助金145億円が出されているということでございます。

この施設につきましては、ごみ焼却は850℃以上の高熱で燃やすことで完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制し、1日に160tのごみ焼却ができる施設でございます。ごみ焼却により発生するエネルギーを効率的に利用し、発電を行うといった施設でもございます。この発電した施設内電気は、施設内はもとより隣接する余熱利用施設でも有効利用されているということでございます。また、地球温暖化対策に寄与する施設でもありました。

公害防止対策として、排ガス処理施設が備えられており、ごみを燃やすと発生する排ガスの中の有害物質を最新の技術により取り除くといった環境に対する意識の高い最新の施設を私たちも視察研修させていただきました。

以上が報告です。何かあれば質問に答えますので、どうぞよろしくお願います。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、報告者並びに執行部に何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。

日程第50、委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗

君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がっております。

事件、理由等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって令和2年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

7 番議員 山 下 一 義

8 番議員 林 田 直 行